

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年3月16日

【計算期間】 第1期（自平成23年7月5日至平成23年12月19日）

【ファンド名】 インド内需関連株式ファンド
アセアン内需関連株式ファンド
チャイナ内需関連株式ファンド
韓国内需関連株式ファンド
（上記を総称して「日興アジア内需関連株式ファンド・シリーズ」と
いいます。）

【発行者名】 三井住友アセットマネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 前田 良治

【本店の所在の場所】 東京都港区愛宕二丁目5番1号

【事務連絡者氏名】 隠地 保夫

【連絡場所】 東京都港区愛宕二丁目5番1号

【電話番号】 03-5405-0735

【縦覧に供する場所】 該当ありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

- イ 当ファンドは、投資信託証券に投資することにより、信託財産の中長期的な成長を目指した運用を行います。
- ロ 委託会社は、受託会社と合意の上、各ファンドにつき、金2,000億円を限度として信託金を追加することができます。この限度額は、委託会社、受託会社の合意により変更できます。
- ハ 当ファンドが該当する商品分類、属性区分は次の通りです。

(イ) 当ファンドが該当する商品分類

インド内需関連株式ファンド

アセアン内需関連株式ファンド

チャイナ内需関連株式ファンド

韓国内需関連株式ファンド

項目	該当する商品分類	内容
単位型・追加型	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	海外	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産 (収益の源泉)	株式	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

(ロ) 当ファンドが該当する属性区分

インド内需関連株式ファンド

アセアン内需関連株式ファンド

チャイナ内需関連株式ファンド

韓国内需関連株式ファンド

項目	該当する属性区分	内容
----	----------	----

投資対象資産	その他資産（投資信託証券（株式一般））	目論見書または信託約款において、主として投資信託証券に投資する旨の記載があるものをいいます。「投資信託証券」以下のカッコ内は投資信託証券の先の実質投資対象について記載しています。なお、組み入れる資産そのものは投資信託証券ですが、投資信託証券の先の実質投資対象は株式であり、ファンドの収益は株式市場の動向に左右されるものであるため、商品分類上の投資対象資産（収益の源泉）は「株式」となります。
決算頻度	年1回	目論見書または信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	アジア	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファンド・オブ・ファンズ	社団法人投資信託協会「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	為替ヘッジなし	目論見書または信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

《商品分類表》

インド内需関連株式ファンド
 アセアン内需関連株式ファンド
 チャイナ内需関連株式ファンド
 韓国内需関連株式ファンド

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単 位 型	国 内	株 式
		債 券
	海 外	不 動 産 投 信
追 加 型		そ の 他 資 産
	内 外	(資 産 複 合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

《属性区分表》

インド内需関連株式ファンド
アセアン内需関連株式ファンド
チャイナ内需関連株式ファンド
韓国内需関連株式ファンド

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株 式 一 般 大 型 株 中 小 型 株	年 1 回	グ ロー バ ル (日本を含む)		
	年 2 回	日 本		
	年 4 回	北 米		
債 券 一 般 公 債 社 債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回(隔月)	欧 州	ファミリーファンド	あ り
	年12回(毎月)	ア ジ ア		
	日 々	オセアニア		
不動産投信	そ の 他 ()	中 南 米	ファンド・オブ・ファンズ	な し
その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))		ア フ リ カ		
		中近東(中東)		
資 産 複 合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

商品分類、属性区分は、社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。商品分類、属性区分の全体的な定義等は社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

（２）【ファンドの沿革】

平成23年 7月 5日

信託契約締結、設定、運用開始。

（３）【ファンドの仕組み】

イ 当ファンドの関係法人とその役割

(イ) 委託会社「三井住友アセットマネジメント株式会社」

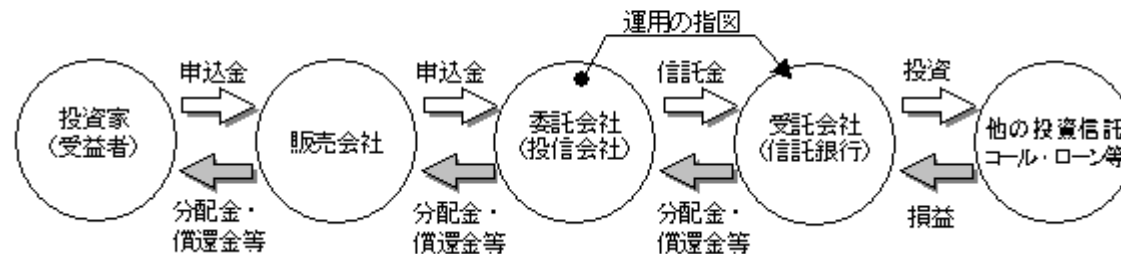
証券投資信託契約に基づき、信託財産の運用指図、投資信託説明書（目論見書）および運用報告書の作成等を行います。

(ロ) 受託会社「三菱UFJ信託銀行株式会社」

証券投資信託契約に基づき、信託財産の保管・管理・計算等を行います。なお、信託事務の一部につき、日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することがあります。また、外国における資産の保管は、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行う場合があります。

(ハ) 販売会社

委託会社との間で締結される販売契約（名称の如何を問いません。）に基づき、当ファンドの募集・販売の取扱い、投資信託説明書（目論見書）の提供、受益者からの一部解約実行請求の受付け、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を行います。

運営の仕組み

ロ 委託会社の概況

(イ) 資本金の額

2,000百万円（平成24年1月31日現在）

(ロ) 会社の沿革

昭和60年7月15日 三生投資顧問株式会社設立

昭和62年2月20日 証券投資顧問業の登録

昭和62年6月10日 投資一任契約にかかる業務の認可

平成11年1月1日 三井生命保険相互会社の特別勘定運用部門と統合

平成11年2月5日 三生投資顧問株式会社から三井生命グローバルアセットマネジメント株式会社へ商号変更

平成12年1月27日 証券投資信託委託業の認可取得

平成14年12月1日 住友ライフ・インベストメント株式会社、スミセイグローバル投信株式会社、三井住友海上アセットマネジメント株式会社およびさくら投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友アセットマネジメント株式会社に商号変更

(八) 大株主の状況

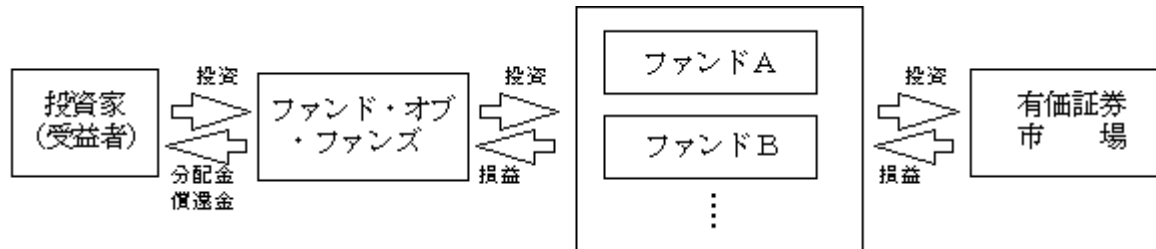
(平成24年1月31日現在)

名称	住所	所有 株式数	比率 (%)
住友生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区城見一丁目4番35号	7,056	40.0
三井住友海上火災保険株式会社	東京都中央区新川二丁目27番2号	4,851	27.5
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	4,851	27.5
三井生命保険株式会社	東京都千代田区大手町二丁目1番1号	882	5.0

八 ファンドの運用形態（ファンド・オブ・ファンズによる運用）

一般に、「ファンド・オブ・ファンズ」においては、株式や債券などの有価証券に直接投資するのではなく、複数の他の投資信託（ファンド）を組み入れることにより運用を行います（投資信託に投資する投資信託）。また、種々の特長を持った投資信託を購入することにより、効率的に資産配分を行います。

〔ファンド・オブ・ファンズによる運用〕



2【投資方針】

(1)【投資方針】

<インド内需関連株式ファンド>

イ 基本方針

当ファンドは、インドの株式を主要投資対象とする投資信託証券（コタック・インディア・コンサンプション・ファンド・リミテッド（クラスA）、以下「別に定める投資信託証券」といいます。）および「マネー・マーケット・マザーファンド」受益証券に投資することにより、信託財産の中長期的な成長を目指した運用を行います。

ロ 投資態度

(イ) 主として、インドの取引所に上場している株式を主要投資対象とする別に定める投資信託証券および「マネー・マーケット・マザーファンド」受益証券に投資することにより、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

(ロ) 別に定める投資信託証券への投資を通じて、世界経済の牽引役として高い経済成長が見込まれるインドの消費拡大によって恩恵を受ける内需関連企業の株式に投資します。

* 内需関連企業とは、主としてインドで消費される最終商品やその商品の部品を製造する企業、サービスを提供する企業およびマーケティング活動を展開する企業等とします。

* 別に定める投資信託証券については、インドの消費拡大の恩恵を受ける企業の株式に投資する運用を行うものを基本とします。別に定める投資信託証券は、継続的にモニタリングを行い必要な場合は入替えも行います。

(ハ) 「マネー・マーケット・マザーファンド」受益証券への投資を通じて、主として円貨建の短期公社債および短期金融商品に投資します。

(ニ) 原則として、別に定める投資信託証券の投資比率は高位に保ちます。

(ホ) 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

(ヘ) 株式市場構造の変化、資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(ト) 主要投資対象とする投資信託証券は、下記の通りとします。

a. コタック・インディア・コンサンプション・ファンド・リミテッド（クラスA）

投資顧問会社	コタック・マヒンドラ（UK）リミテッド
主要運用対象	主としてインドの市場で上場または取引されている企業の発行する株式
運用の基本方針	主としてインドの消費の拡大に恩恵を受けると判断する銘柄に投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指します。

b. マネー・マーケット・マザーファンド

委託会社	三井住友アセットマネジメント株式会社
主要運用対象	円貨建の短期公社債および短期金融商品
運用の基本方針	主として、円貨建の短期公社債および短期金融商品に投資し、安定した収益の確保を目指します。

上記ファンドの詳細に関しましては、後述の〔参考情報：投資対象とする投資信託証券の概要〕をご覧ください。

<アセアン内需関連株式ファンド>**イ 基本方針**

当ファンドは、アセアン加盟国の株式を主要投資対象とする投資信託証券（テンブルトン・アセアン・コンシューマー・ファンド、以下「別に定める投資信託証券」といいます。）および「マネー・マーケット・マザーファンド」に投資することにより、信託財産の中長期的な成長を目指した運用を行います。

ロ 投資態度

- (イ) 主として、アセアン加盟国の取引所に上場している株式を主要投資対象とする別に定める投資信託証券および「マネー・マーケット・マザーファンド」受益証券に投資することにより、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。
- (ロ) 別に定める投資信託証券への投資を通じて、世界経済の牽引役として高い経済成長が見込まれるアセアン加盟国の消費拡大によって恩恵を受ける内需関連企業の株式に投資します。
- * 内需関連企業とは、主としてアセアン加盟国で消費される最終商品やその商品の部品を製造する企業、サービスを提供する企業およびマーケティング活動を展開する企業等とします。
- * 別に定める投資信託証券については、アセアン加盟国の消費拡大の恩恵を受ける企業の株式に投資する運用を行うものを基本とします。別に定める投資信託証券は、継続的にモニタリングを行い必要な場合は入替えも行います。
- (ハ) 「マネー・マーケット・マザーファンド」受益証券への投資を通じて、主として円貨建の短期公社債および短期金融商品に投資します。
- (ニ) 原則として、別に定める投資信託証券の投資比率は高位に保ちます。
- (ホ) 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- (ヘ) 株式市場構造の変化、資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- (ト) 主要投資対象とする投資信託証券は、下記の通りとします。

a . テンブルトン・アセアン・コンシューマー・ファンド

投資顧問会社	テンブルトン・アセット・マネジメント・リミテッド
主要運用対象	主としてアセアン加盟国の市場で上場または取引されており、または当該諸国のいずれかの法律に基づき設立されている企業の発行する株式
運用の基本方針	主としてアセアン加盟国の消費の拡大に恩恵を受けると判断する銘柄に投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指します。

b . マネー・マーケット・マザーファンド

委託会社	三井住友アセットマネジメント株式会社
主要運用対象	円貨建の短期公社債および短期金融商品
運用の基本方針	主として、円貨建の短期公社債および短期金融商品に投資し、安定した収益の確保を目指します。

上記ファンドの詳細に関しましては、後述の〔参考情報：投資対象とする投資信託証券の概要〕をご覧ください。

<チャイナ内需関連株式ファンド>**イ 基本方針**

当ファンドは、グレーターチャイナ（中国、香港、台湾）の株式を主要投資対象とする投資信託証券（「JF 拡大中国消費関連株ファンドF（適格機関投資家専用）」、以下「別に定める投資信託証券」といいます。）および「マネー・マーケット・マザーファンド」に投資することにより、信託財産の中長期的な成長を目指した運用を行います。

ロ 投資態度

- (イ) 主として、グレーターチャイナ（中国、香港、台湾）の取引所に上場している株式を主要投資対象とする別に定める投資信託証券および「マネー・マーケット・マザーファンド」受益証券に投資することにより、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。
- (ロ) 別に定める投資信託証券への投資を通じて、世界経済の牽引役として高い経済成長が見込まれるグレーターチャイナ（中国、香港、台湾）の消費拡大によって恩恵を受ける内需関連企業の株式に投資します。
* 内需関連企業とは、主としてグレーターチャイナ（中国、香港、台湾）で消費される最終商品やその商品の部品を製造する企業、サービスを提供する企業およびマーケティング活動を展開する企業等とします。
* 別に定める投資信託証券については、グレーターチャイナ（中国、香港、台湾）の消費拡大の恩恵を受ける企業の株式に投資する運用を行うものを基本とします。別に定める投資信託証券は、継続的にモニタリングを行い必要な場合は入替えも行います。
- (ハ) 「マネー・マーケット・マザーファンド」受益証券への投資を通じて、主として円貨建の短期公社債および短期金融商品に投資します。
- (ニ) 原則として、別に定める投資信託証券の投資比率は高位に保ちます。
- (ホ) 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- (ヘ) 株式市場構造の変化、資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- (ト) 主要投資対象とする投資信託証券は、下記の通りとします。

a. JF 拡大中国消費関連株ファンドF（適格機関投資家専用）

委託会社	J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社
運用委託会社	J F アセット・マネジメント・リミテッド
主要運用対象	J F 拡大中国消費関連株マザーファンド（適格機関投資家専用）受益証券 以下は、マザーファンドの主要投資対象です。 拡大中国（中国大陸、香港、台湾）のいずれかの市場で上場または取引されており、かつ当該諸国のいずれかの法律に基づき設立されている企業の発行する株式 売上または利益の大半を拡大中国から得ている、もしくは、資産の大半を拡大中国に保有していると運用委託会社が判断する企業の発行する株式 拡大中国の株式にかかる預託証券、株価指数オプション、株価に連動した投資成果が得られる社債等

運用の基本方針	主として、マザーファンド受益証券に投資することにより、拡大中国における消費の拡大による恩恵を受けると判断される銘柄に投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指します。
---------	---

b. マネー・マーケット・マザーファンド

委託会社	三井住友アセットマネジメント株式会社
主要運用対象	円貨建の短期公社債および短期金融商品
運用の基本方針	主として、円貨建の短期公社債および短期金融商品に投資し、安定した収益の確保を目指します。

上記ファンドの詳細に関しましては、後述の〔参考情報：投資対象とする投資信託証券の概要〕をご覧ください。

<韓国内需関連株式ファンド>**イ 基本方針**

当ファンドは、韓国の株式を主要投資対象とする投資信託証券（サムスン・アジア・コンサンプション・リレーテッド・コリア・エクイティ・ファンド（クラスCf）、以下「別に定める投資信託証券」といいます。）および「マネー・マーケット・マザーファンド」に投資することにより、信託財産の中長期的な成長を目指した運用を行います。

ロ 投資態度

- (イ) 主として、韓国の取引所に上場している株式を主要投資対象とする別に定める投資信託証券および「マネー・マーケット・マザーファンド」受益証券に投資することにより、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。
- (ロ) 別に定める投資信託証券への投資を通じて、世界経済の牽引役として高い経済成長が見込まれる韓国もしくはアジアの消費拡大によって恩恵を受ける内需関連企業の株式に投資します。
- * 内需関連企業とは、主として韓国もしくはアジアで消費される最終商品やその商品の部品を製造する企業、サービスを提供する企業およびマーケティング活動を展開する企業等とします。
- * 別に定める投資信託証券については、韓国もしくはアジアの消費拡大の恩恵を受ける企業の株式に投資する運用を行うものを基本とします。別に定める投資信託証券は、継続的にモニタリングを行い必要な場合は入替えも行います。
- (ハ) 「マネー・マーケット・マザーファンド」受益証券への投資を通じて、主として円貨建の短期公社債および短期金融商品に投資します。
- (ニ) 原則として、別に定める投資信託証券の投資比率は高位に保ちます。
- (ホ) 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- (ヘ) 株式市場構造の変化、資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- (ト) 主要投資対象とする投資信託証券は、下記の通りとします。

a. サムスン・アジア・コンサンプション・リレーテッド・コリア・エクイティ・ファンド（クラスCf）

投資顧問会社	サムスン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド
主要運用対象	主として韓国の市場で上場または取引されている企業の発行する株式
運用の基本方針	主として韓国もしくはアジアの消費の拡大に恩恵を受けると判断する銘柄に投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指します。

b. マネー・マーケット・マザーファンド

委託会社	三井住友アセットマネジメント株式会社
主要運用対象	円貨建の短期公社債および短期金融商品
運用の基本方針	主として、円貨建の短期公社債および短期金融商品に投資し、安定した収益の確保を目指します。

上記ファンドの詳細に関しましては、後述の〔参考情報：投資対象とする投資信託証券の概要〕をご覧ください。

ファンドの特色

特色 1

「日興アジア内需関連株式ファンド・シリーズ」は、着目する国・地域が異なる4つのファンドから構成されています。

- 資産運用ニーズに合わせて4つのファンドからご選択いただけ、各ファンド間で無手数料でスイッチングが可能です。
- 各ファンドは、それぞれファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行います。

特色 2

各ファンドは、実質的に、世界経済の牽引役として高い経済成長が見込まれるアジア各国・地域に着目し、同国・地域の消費拡大によって恩恵を受ける内需関連企業の株式に投資を行います。

ファンド名	着目する国・地域	実質的な主要投資対象
インド内需関連株式ファンド	インド	インドの取引所に上場する株式等
アセアン内需関連株式ファンド	アセアン	アセアン加盟国の取引所に上場する株式等
チャイナ内需関連株式ファンド	中国、香港、台湾	中国、香港、台湾の取引所に上場する株式等
韓国内需関連株式ファンド	韓国もしくはアジア	韓国の取引所に上場する株式等

- 各ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、主として、内需関連企業の株式に実質的に投資を行います。
当該投資信託証券においては、現地に精通した運用会社が、それぞれの着目する国・地域の消費特性に応じた運用を行います。
- 内需関連企業とは、主としてそれぞれの着目する国・地域で消費される最終商品やその商品の部品を製造する企業、サービスを提供する企業およびマーケティング活動を展開する企業等とします。

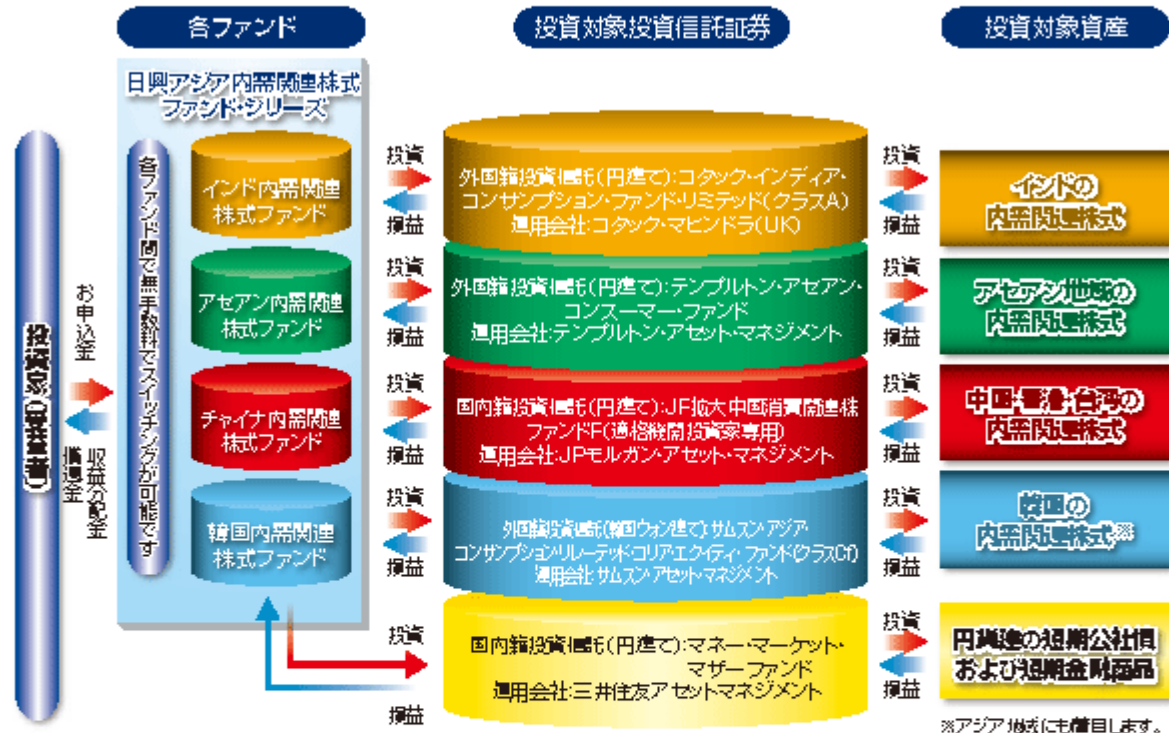
特色 3

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

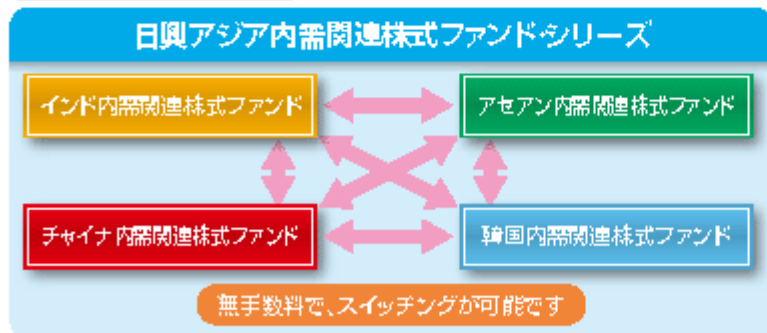
※株式市場構造の変化、資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドのしくみ

- それぞれの国・地域の内需関連企業の株式に投資を行う投資信託証券および「マネー・マーケット・マザーファンド」に投資を行います。
- 主要投資対象とする投資信託証券は、委託会社が継続的にモニタリングを行い、必要な場合は入替えも行います。
- 各ファンド間でスイッチングが可能です。



スイッチングのしくみ



スイッチングとは

保有しているファンドの換金による手取額をもって、他のファンドを買い付けることをいいます。

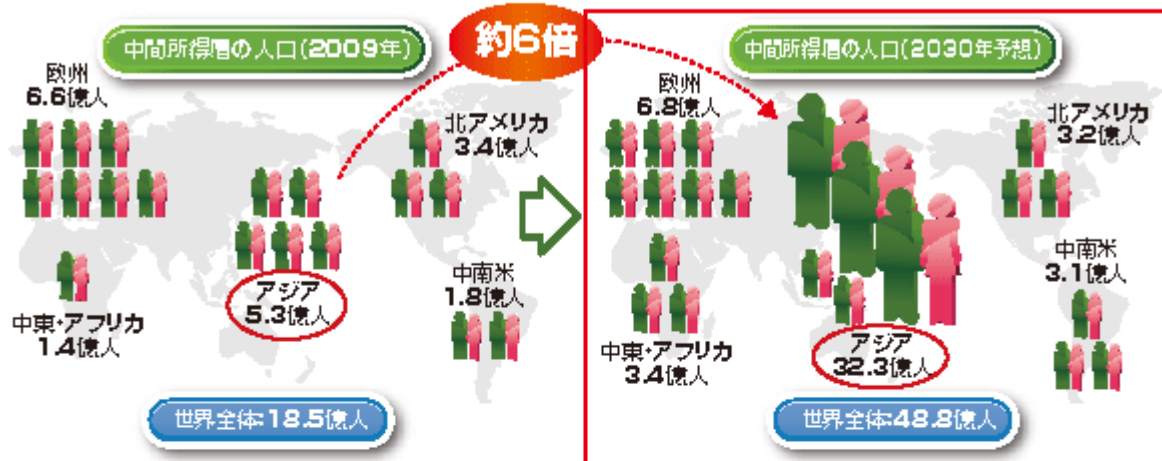
スイッチングのお申込方法

※スイッチングを行う場合には、換金するファンドと買い付けるファンドを同時にお申し込みください。
※詳細は、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

※スイッチング対象ファンドの一方のファンドに関して、委託会社が信託約款に定める事由に該当したと判断したことにより、購入・換金申込みの受付を中止、もしくは、既に受け付けた購入・換金申込みの受付を遅滞なく停止する場合があります。本条約は、本条約の適用に関する事項に限り、当該ファンドの運用に

アジアを中心に拡大が予想される中間所得層（人口）

- 2030年に向けて、アジア(*)の中間所得層人口は約6倍に拡大することが見込まれています。
 - 2030年には、世界の中間所得層の約7割がアジアに集中し、アジアの存在感が飛躍的に向上することが期待されます。
- (*)アジアには太平洋オセアニア地域が含まれます。



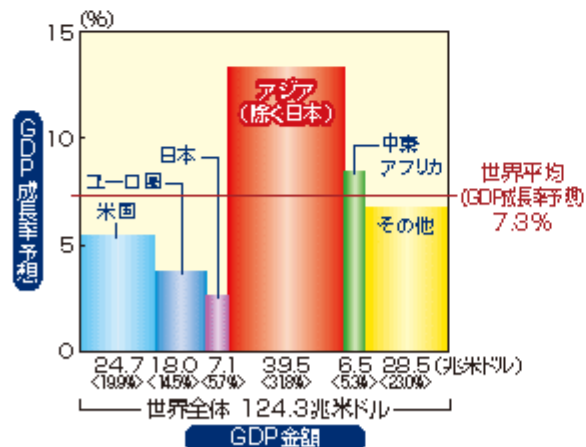
※人型の大きさは人口の大きさのイメージであり、実際とは異なる場合があります。

(注) 中間所得層は「購買力平価ベースの1日の1人当たり平均所得が10～100米ドルの間にある層」として推計しています。
 (出所) OECD, Wolfensohn Center for Development のデータに基づき三井住友アセットマネジメント作成

アジアが牽引する今後の世界

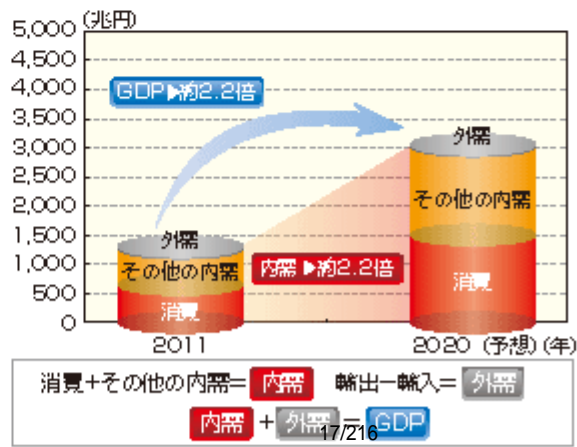
- 今後の世界経済は、アジアが牽引する見込みです。
- アジアの成長は、そのほとんどが内需の寄与によってもたらされると予想されています。

2020年の世界の経済規模と今後の成長率



(注1) GDP金額はEconomic Intelligence Unitの子推定。増減の<、>内は世界全体に占める構成比。GDP成長率予想は、2010年(実績)から

アジアの経済成長における内需の寄与

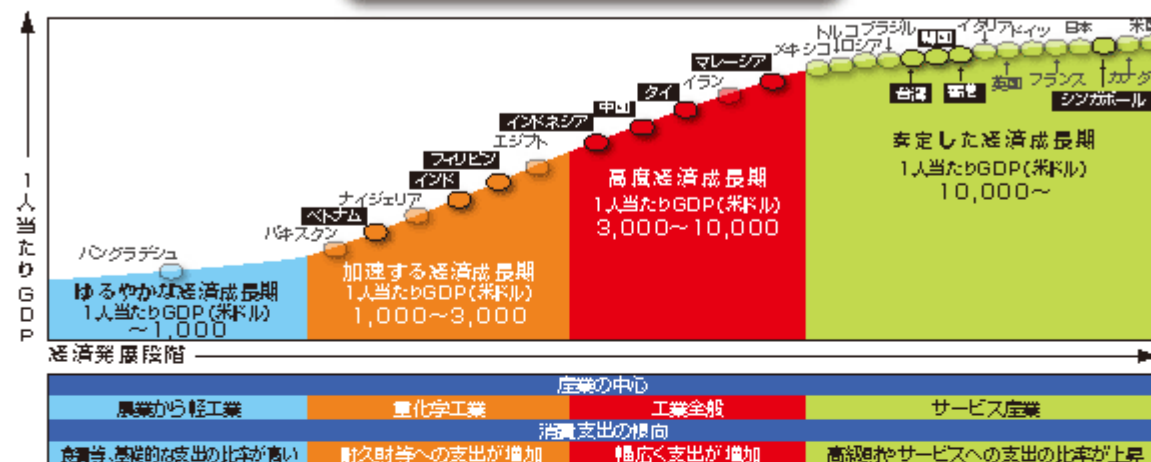


(注1) 2011年末の為替レート(1米ドル=76.99円)で換算。2020年はOxford Economicsの子推定。その他の内需とは政府消費と投資の合計

アジア各国が今後歩むと期待される道のり

- アジアには新興国が多く、内需が牽引する経済発展が大きく期待されています。
- 特に「加速する経済成長期」および「高度経済成長期」にさしかかると、所得の増大等から経済成長は加速する傾向にあります。

経済発展段階と1人当たりGDP成長のイメージ



※上の回はイメージであり、実際とは異なる場合があります。名称が白抜き色の国・地域は日興アジア内需関連株式ファンドシリーズの投資対象です。

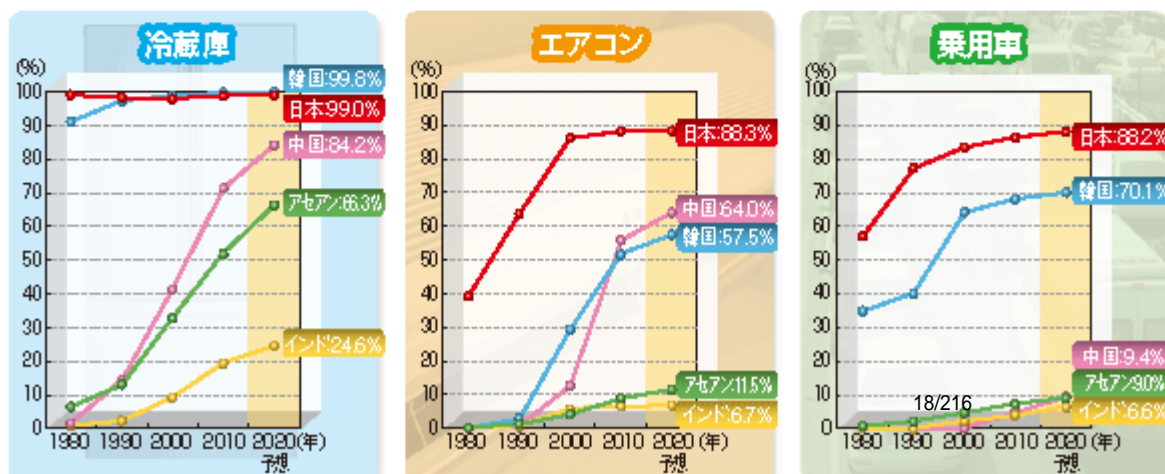
(注) 1人当たりGDPは2010年実績（一部予想含む）です。

(出所) IMFのデータを基に三井住友アセットマネジメント作成

アジアの消費ポテンシャル（耐久財）

- アジアでは耐久財保有率が低い国・地域が多く、今後の普及に向けて大きなポテンシャルを秘めています。
- 2020年にかけて、アジアの耐久財消費は拡大すると見込まれています。

アジアの耐久財保有率の推移（一部予想含む）



インド内需関連株式ファンド

インド株式投資の着目点

インドの魅力

●経済成長の4つの柱
(消費・インフラ・金融サービス・アウトソーシング)



《消費》

2020年までに都市部に住む人口の割合は約35%となる見込みです。(*)

(*)2009年の都市部人口の割合は約30%です(出所:World Bank)。

《インフラ》

2012年度から2016年にかけて、2007年度から2011年度の2倍に相当する1兆米ドル(約7兆円)以上の投資が計画されています。

※2011年末の物価レート(1米ドル=76.99円)で換算



《金融サービス》

保険と金融サービスにおける規制緩和が先進国並みの市場を生むと予想されています。

《アウトソーシング》

インドのソフトウェア輸出は経収支の大きな黒字要因です。

インドの消費は、人口動態、所得水準の向上、高所得層の増加、金融サービスにおけるクレジット利用の普及の4つの要因から、今後の拡大が期待されています。

インドの所得層ピラミッドの今後の変化

(各所得層別世帯数の構成比)

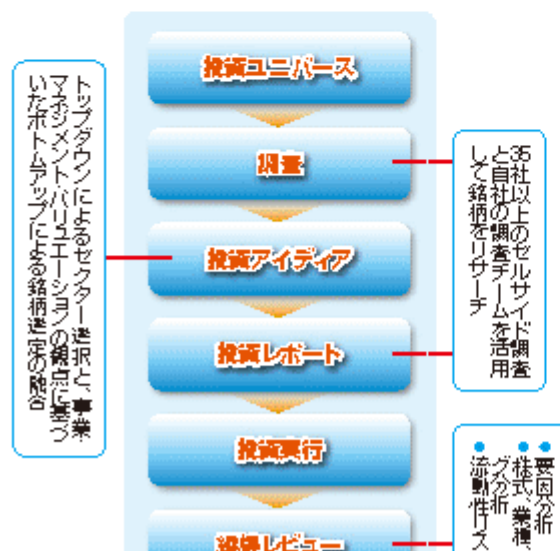
定義	所得額(米ドル) <年収>
高所得層	10,000超
上所得層	5,000超 10,000以下
中所得層	2,500超 5,000以下
低所得層	2,500以下



(注1)数値は四捨五入の關係で、合計が100%とならない場合があります。
(注2)2005年のGDPは約0.8兆米ドル(約95兆円)でしたが、2020年には約4.4兆米ドル(約336兆円)と約5倍(米ドル建て)に増大することが予想されています<2005年末および2011年末の物価レート(それぞれ1米ドル=117.97円と76.99円)で換算>。2020年のGDPはOxford Economics予想。
(出所)Euromonitor International、CEICのデータを基に三井住友アセットマネジメント作成

※グラフデータは、参考情報として記載した過去の実績および将来の予想であり、当ファンドの将来の運用成果等を示唆、あるいは保証するものではありません。

投資対象投資信託証券の運用プロセス



投資対象投資信託証券の運用会社のご紹介

「コタック・マヒンドラ」グループ

■沿革・株主グループ
「コタック・マヒンドラ」グループは、傘下に商業銀行、証券会社、資産運用会社、生命保険、投資銀行等を持つ、インドのトップクラスの総合金融グループの一つです。
投資対象投資信託証券の運用会社であるコタック・マヒンドラ(UK)は、主にインド国外の投資家の資金を運用するために1994年に設立されました。その親会社であるコタック・マヒンドラ銀行は、ボンベイ(インド)証券取引所に上場しています。

■運用資産残高(2011年12月末時点)
約9.2兆米ドル(約7,056億円)
※2011年12月末の物価レート(1米ドル=76.99円)で換算。

■ポイント
「コタック・マヒンドラ」グループは、1921年最大規模の投資リサーチチームを擁する運用会社の一つです。また、海外投資家のために、インドの国外にも最大規模の運用チームを配する数少ないインドの総合金融グループの一つです。

アセアン内需関連株式ファンド

アセアン株式投資の着目点

アセアンの魅力

- 所得水準の上昇と高まる貿易ハブ^(*)地域としての重要性
*ハブとは、自動車などの車輪の中心部にある部分、空港などの重要な中心かつ中継点としての事で用いられます。

《小売》

購買力の増大から、消費関連の多様なビジネスチャンスが生まれています。

タイ



マレーシア



シンガポール



インドネシア

《サービス》

ショッピングセンター、ホテルおよび病院などサービス産業では企業の急成長がみられます。

《貿易》

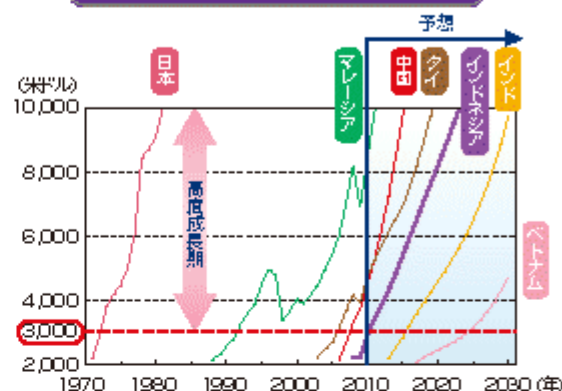
ASEAN各国は、FTA(自由貿易協定)やTPPなどの自由貿易圏形成に積極的で、アジアを相手とする貿易や投資の拡大期待が高まっています。

《小口金融》

所得水準の向上などから、消費者金融分野が発達しています。

消費地と製造拠点としての二面性があることがアセアンの魅力です。TPP(環太平洋戦略的経済連携協定)などの自由貿易圏構想が実現すると、さらに魅力が高まることが予想されます。

アジア諸国の1人当たりGDPの推移予想



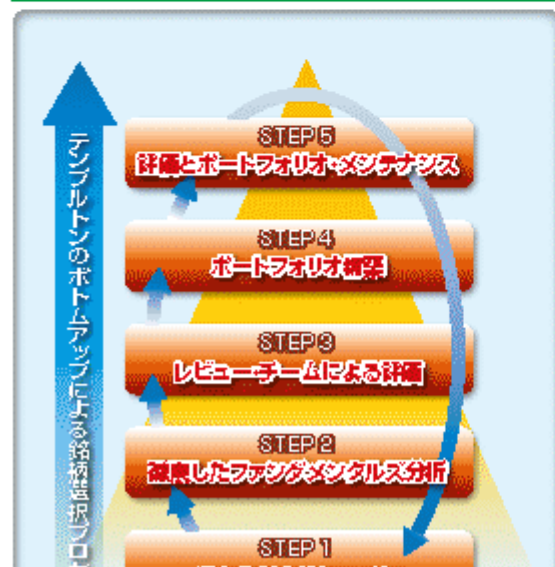
(注1)データ期間は、1970年～2030年(2010年以降は、Economic Intelligence Unitの長期予測)。

(注2)一般に、1人当たりGDPが3,000米ドルを超えると、消費が活発化すると言われています。

(出所)IMF、Datastreamのデータを基に三井住友アセットマネジメント作成

*グラフデータは、参考情報として記載した過去の実績および将来の予想であり、当ファンドの将来の運用成果等を示唆、あるいは保証するものではありません。

投資対象投資信託証券の運用プロセス



投資対象投資信託証券の運用会社のご紹介

「フランクリン・テンプレトン・インベストメンツ」グループ

FRANKLIN TEMPLETON INVESTMENTS

■沿革 株主グループ
「フランクリン・テンプレトン・インベストメンツ」グループは、1947年に創業、米国において60年以上の歴史を持ち、世界30ヵ国に50以上の拠点を有する独立系資産運用グループです(2011年11月末)。グループのシンガポール法人であるテンプレトンアセットマネジメントが投資対象投資信託証券の運用を担当します。

■運用資産残高(2011年11月末時点)
約6,758億米ドル(約52兆円)
※2011年11月末の総管理レート(1米ドル=77.57円)で換算。

■ポイント
運用チームを率いるマーク・モビスは、これまで20年以上にわたり、新興国市場における投資事業のリーダーとしており、現在は、17の新興国株式運用拠点にポートフォリオマネージャー等を擁し、新興国株式の運用を担当しています(2011年11月末)。

チャイナ内需関連株式ファンド

中国・香港・台湾株式投資の着目点

中国・香港・台湾の魅力

- **【中国】**成長モデルの転換による、新たなビジネスの創出(富裕層向けビジネス・沿海部から内陸部への展開イメージが向上したナショナルブランドの活用)
- **【香港・台湾】**中国との連携緊密化によるビジネスチャンスの拡大

《ナショナルブランド》

情報通信関連分野では、急速に国内シェアを伸ばす、強いブランド力を持つ企業が登場してきました。

《内陸部》

内陸部の都市では、かつての沿海部をほうふつさせる高層ビル街が生まれています。



《中台連携》
中国とのビトモノ・カネの交流が拡大しています。

《富裕層》

全体の比率から見るとまだわずかですが、人口数から見ると富裕層は急速に拡大し、新しい消費市場を作り出しています。

《消費》

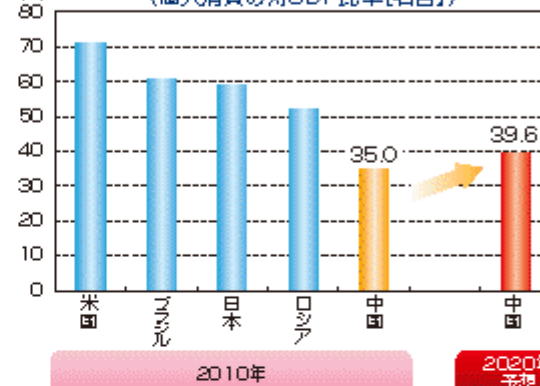
圧倒的な人口を背景に、中国本土の消費市場の急拡大が始まり、台湾・香港企業の同地域での事業展開も拡大しています。

※グラフデータは、参考情報として記載した過去の実績および将来の予想であり、当ファンドの将来の運用成果等を示唆、あるいは保証するものではありません。

中国の個人消費の対GDP比率は、世界の主要先進国や新興国と比べて低い水準にあります。中国では今後、消費市場の拡大が期待されていますが、2020年においても個人消費の対GDP比率は、依然として低い水準に止まり、消費拡大の余地はかなり大きいことが見込まれます。

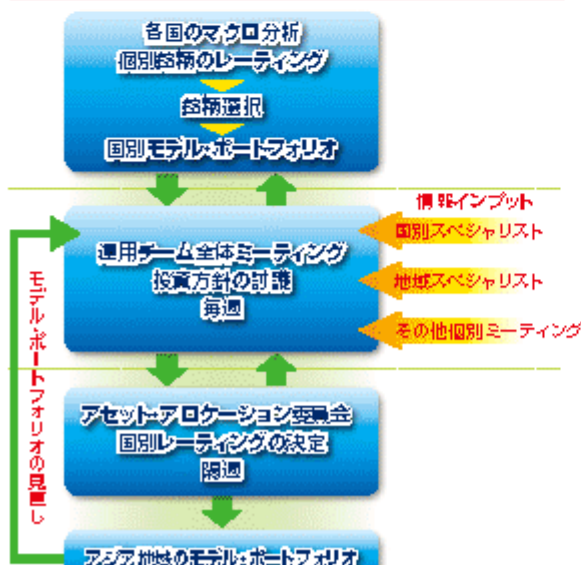
中国の今後の消費拡大余地

(個人消費の対GDP比率[名目])



(注)2020年はOxford Economics予想。
(出所)国連、CIBCのデータを基に三井住友アセットマネジメント作成

投資対象投資信託証券の運用プロセス



投資対象投資信託証券の運用会社のご紹介

「J.P. Morgan アセット・マネジメント」グループ

J.P. Morgan
Asset Management



■沿革株主グループ

「J.P. Morgan アセット・マネジメント」グループは、世界各地に41の拠点をもち、ポートフォリオ・マネージャー、アナリスト等の運用プロフェッショナル約740名を蓄え、従業員約18,300名を擁しています(2011年12月末)。

■運用資産残高(2011年12月末時点)

約1兆3,362億米ドル(約103兆円)
※2011年12月末の換算レート(1米ドル=76.99円)で換算。

■ポイント

「J.P. Morgan アセット・マネジメント」グループのアジア・太平洋地域担当チームは、アジア株式運用21/246年以上の実績を有する、最も経験豊富な運用チームの一つです。

韓国内需関連株式ファンド

韓国株式投資の着目点

韓国の魅力

- 高成長が続く他のアジア諸国との貿易・投資の緊密化によるビジネスチャンスの拡大
- 自動車・家電を中心とした輸出競争力やIT分野などがリードする多様な消費市場

《輸出》

高品質、低価格を売りとし、乗用車などの輸出が増加しています。



《電子部品産業》

半導体や液晶などの電子部品産業が強みです。

《IT》

IT分野では多様な消費サービスが生まれ、市場を拡大しています。

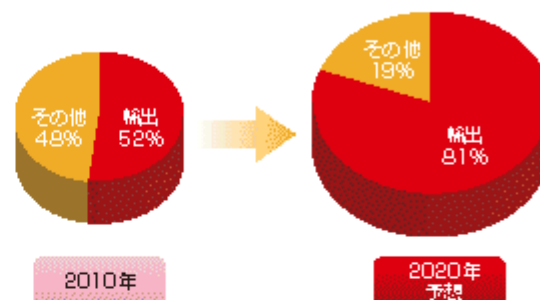
《貿易投資》

EU(欧州連合)とFTA(自由貿易協定)を締結するなど、貿易投資の拡大による成長戦略を描いています。

韓国の輸出が急速に伸びています。2010年は世界的な金融危機の後遺症から輸出比率は落ち込んでいましたが、2020年にはGDPの約8割を占めることが予想されています。

予想される輸出比率の拡大

(輸出金額の対GDP比率[名目])



(注1)2020年はOxford Economics予想。

(注2)2010年のGDPは1兆145億米ドル(約82兆円)、2020年のGDP(予想)は1兆9,937億米ドル(約153兆円)<2010年末および2011年末の為替レート(それぞれ1米ドル=81.19円と76.99円)で換算>。

(出所)CEICのデータを基に三井住友アセットマネジメント作成

※グラフデータは、参考情報として記載した過去の実績および将来の予想であり、当ファンドの将来の運用成果等を示唆、あるいは保証するものではありません。

投資対象投資信託証券の運用プロセス

第1プロセス 投資ユニバースの決定

- リサーチチームが財務の安全性を定期的にチェックし、投資ユニバースを決定

第2プロセス 投資可能銘柄群の選定

- 重大なリスクがあると判断される銘柄を排除して、投資可能銘柄群を作成
- 創安と判断された銘柄を、投資可能銘柄群に追加

第3プロセス バイ・リストの作成

- リサーチチームのセクターアナリストがバイ・リストを作成

第4プロセス ポートフォリオ構築

- バイ・リストを考慮して、投資可能銘柄群の中から銘柄を選択し、ポートフォリオを構築

第5プロセス バイ・リストのモニタリングとポートフォリオ調整

投資対象投資信託証券の運用会社のご紹介

「サムスン」グループ



■沿革・株主グループ

「サムスン」グループは、韓国を代表する企業グループであり、サムスンアセットマネジメントはその一翼を担う資産運用会社です。106名の投資専門家を含む258名のスタッフを擁し、運用資産額は韓国で最大規模です(2011年12月末)。

■運用資産残高(2011年12月末時点)

約901億米ドル(約7兆円)
※2011年12月末の為替レート(1米ドル=76.99円)で換算。

■ポイント

韓国株式チームは、22名のポートフォリオ・マネージャーとアナリストで構成されています。また、そのチームを、合計10名のエコノミストとセクター・アナリスト(2011年12月末)がサポートしています(2011年12月末)。

(2)【投資対象】**イ 投資対象とする資産の種類**

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

(イ)次に掲げる特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項の「特定資産」をいいます。以下同じ。)

1. 有価証券
2. 約束手形
3. 金銭債権

(ロ)特定資産以外の資産で、以下に掲げる資産

1. 為替手形

ロ 投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主として、「マネー・マーケット・マザーファンド」の受益証券または次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. 各ファンドにつき、それぞれ次の投資信託証券

a. インド内需関連株式ファンド

モーリシャス籍外国投資信託証券「コタック・インド・コンサンプション・ファンド・リミテッド(クラスA)」

b. アセアン内需関連株式ファンド

ケイマン籍外国投資信託証券「テンブルトン・アセアン・コンスーマー・ファンド」

c. チャイナ内需関連株式ファンド

国内籍契約型証券投資信託「JF 拡大中国消費関連株ファンドF(適格機関投資家専用)」

d. 韓国内需関連株式ファンド

韓国籍外国投資信託証券「サムスン・アジア・コンサンプション・リレーテッド・コリア・エクイティ・ファンド(クラスCf)」

2. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
3. 外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券で、前号の性質を有するもの
4. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。)

なお、第4号の証券にかかる運用の指図は買い現先取引(売戻条件付の買入れ)および債券貸借取引(現金担保付債券借入れ)に限り行うことができるものとします。

ハ 投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、上記ロに掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

主要投資対象となる投資信託証券の名称、運用会社、主要運用対象、運用の基本方針に関しましては、上記「（1）投資方針」の記載をご覧ください。

（3）【運用体制】

イ 運用体制

他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）の組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断します。

ロ 委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

ファンドの受託会社に対しては、信託財産の日常の管理業務（保管・管理・計算等）を通じて、信託事務の正確性・迅速性の確認を行い、問題がある場合は適宜改善を求めています。

（４）【分配方針】

年１回（原則として毎年12月19日、休業日の場合は翌営業日）決算を行い、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

- イ 分配対象額は、経費控除後の利子、配当等収益と売買益（評価損益を含みます。）等の範囲内とします。
- ロ 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- ハ 留保益の運用については特に制限を定めず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

（５）【投資制限】**ファンドの信託約款に基づく投資制限**

- イ 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ロ 投資信託証券とコマーシャル・ペーパーおよび短期社債等以外の有価証券への投資は、買い現先取引または債券貸借取引に限ります。
- ハ 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

ファンドの信託約款に基づくその他の投資制限

- イ 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限
外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- ロ 外国為替予約取引の指図
委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。
- ハ 資金の借入れ
 - （イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
 - （ロ）一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

- (八) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (二) 借入金の利息は、信託財産中から支弁します。

法令に基づく投資制限

イ 同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することが禁じられています。

ロ デリバティブ取引にかかる投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

【参考情報：投資対象とする投資信託証券の概要】

インド内需関連株式ファンドが投資対象とする投資信託証券の概要

ファンド名称	コタック・インディア・コンサンプション・ファンド・リミテッド（クラスA）
形態	モーリシャス籍会社型投資信託（円建て）
主要運用対象	主としてインドの市場で上場または取引されている企業の発行する株式。
運用の基本方針	主としてインドの消費の拡大に恩恵を受けると判断する銘柄に投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指します。
ベンチマーク	ありません。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有価証券の空売りは純資産総額の範囲内で行います。 ・ 純資産総額の10%を超える借入れを行いません。 ・ 投資信託証券への投資は、純資産総額の5%以下とします。ただし、上場しているもので、常時売却可能な投資信託証券を除きます。 ・ 非流動性資産への投資は取得時において純資産総額の15%以下とします。
決算日	年1回決算（原則として、毎年12月31日。ファンド営業日でない場合は前営業日）
分配方針	投資顧問会社は、毎年3月、6月、9月、12月の10日に分配宣言を行うことができます（ファンド営業日でない場合にはそれぞれの前営業日）。
信託報酬	年率0.84%
その他の費用	ファンド設立時の費用、監査費用等がかかります。
申込手数料	ありません。
投資顧問会社	コタック・マヒンドラ（UK）リミテッド
管理会社	Cimファンド・サービシーズ・リミテッド

アセアン内需関連株式ファンドが投資対象とする投資信託証券の概要

ファンド名称	テンブルトン・アセアン・コンスーマー・ファンド
形態	ケイマン籍会社型投資信託（円建て）
主要運用対象	主としてアセアン加盟国の市場で上場または取引されており、または当該諸国のいずれかの法律に基づき設立されている企業の発行する株式。
運用の基本方針	主としてアセアン加盟国の消費の拡大に恩恵を受けると判断する銘柄に投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指します。
ベンチマーク	ありません。

主な投資制限	<ul style="list-style-type: none">・有価証券の空売りは行いません。・純資産総額の10%を超える借入れを行いません。・投資信託証券への投資は、純資産総額の5%以下とします。ただし、上場しているもので、常時売却可能な投資信託証券を除きます。・非流動性資産への投資は取得時において純資産総額の15%以下とします。
決算日	年1回決算（原則として、毎年2月末日。休業日の場合は翌営業日）
分配方針	投資顧問会社は、毎年3月、6月、9月、12月の5営業日目に分配宣言を行うことができます。
信託報酬	年率0.85%
その他の費用	ファンド設立時の費用、保管・監査費用等がかかります。
申込手数料	ありません。
投資顧問会社	テンブルトン・アセット・マネジメント・リミテッド
管理会社	フランクリン・テンブルトン・サービシーズ・エル・エル・シー

チャイナ内需関連株式ファンドが投資対象とする投資信託証券の概要

ファンド名称	J F 拡大中国消費関連株ファンド F（適格機関投資家専用）
形態	日本籍契約型投資信託（円建て）
主要運用対象	J F 拡大中国消費関連株マザーファンド（適格機関投資家専用）受益証券 以下は、マザーファンドの主要投資対象です。 拡大中国（中国大陸、香港、台湾）のいずれかの市場で上場または取引されており、かつ当該諸国のいずれかの法律に基づき設立されている企業の発行する株式。 売上または利益の大半を拡大中国から得ている、もしくは、資産の大半を拡大中国に保有していると運用委託会社が判断する企業の発行する株式。 拡大中国の株式にかかる預託証券、株価指数オプション、株価に連動した投資成果が得られる社債等。
運用の基本方針	主として、マザーファンド受益証券に投資することにより、拡大中国における消費の拡大による恩恵を受けると判断される銘柄に投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指します。
ベンチマーク	ありません。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ・ 株式への投資割合には制限を設けません。 ・ 投資信託証券への投資割合は、純資産総額の 5%以下とします。ただし、取引所金融商品市場又は外国市場に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能な投資信託証券を除きます。 ・ 外貨建て資産への投資割合は、制限を設けません。
決算日	年 4 回決算（原則として、3 月、6 月、9 月および12月の11日。休業日の場合は翌営業日）
分配方針	委託会社が、基準価額水準、市況動向等を勘案して分配します。ただし、必ず分配を行うものではありません。
信託報酬	年率0.84%（税抜き0.8%）
その他の費用	監査費用等がかかります。
申込手数料	ありません。
委託会社	J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社
運用委託会社	J F アセット・マネジメント・リミテッド

韓国内需関連株式ファンドが投資対象とする投資信託証券の概要

ファンド名称	サムスン・アジア・コンサンプション・リレーテッド・コリア・エクイティ・ファンド（クラスCf）
形態	韓国籍契約型投資信託（韓国ウォン建て）
主要運用対象	主として韓国の市場で上場または取引されている企業の発行する株式。
運用の基本方針	主として韓国もしくはアジアの消費の拡大に恩恵を受けると判断する銘柄に投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指します。
ベンチマーク	韓国総合株価インデックス（KOSPI）×95%+3ヵ月CD×5%
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有価証券の空売りは純資産総額の範囲内で行います。 ・ 純資産総額の10%を超える借入れを行いません。 ・ 投資信託証券への投資は、純資産総額の5%以下とします。ただし、上場しているもので、常時売却可能な投資信託証券を除きます。 ・ 非流動性資産への投資は取得時において純資産総額の15%以下とします。
決算日	年1回決算（6月16日）を行います。
分配方針	毎年6月17日に分配を行います（休業日の場合は翌営業日）。
信託報酬	年率0.82%
その他の費用	監査費用等がかかります。
申込手数料	ありません。
投資顧問会社	サムスン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド
管理会社	シティバンク・コリア・インク

各ファンドが投資対象とする投資信託証券の概要

ファンド名称	マネー・マーケット・マザーファンド
形態	日本籍契約型投資信託（円建て）
主要運用対象	円貨建の短期公社債および短期金融商品。
運用の基本方針	主として、円貨建の短期公社債および短期金融商品に投資し、安定した収益の確保を目指します。
ベンチマーク	ありません。
決算日	原則として毎年3月1日

主な投資制限	<ul style="list-style-type: none">・ 株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。・ 投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。・ 外貨建資産への投資は行いません。
信託報酬	ありません。
信託財産留保額	設定・解約時に0.005%
申込手数料	ありません。
委託会社	三井住友アセットマネジメント株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社

3【投資リスク】

イ ファンドのもつリスクの特性

当ファンドは、投資信託を組み入れることにより運用を行います。当ファンドが組み入れる投資信託は、主として海外の株式を投資対象としており、その価格は、保有する株式の値動き、当該発行者の経営・財務状況の変化、為替相場の変動等の影響により上下します。当ファンドが組み入れる投資信託の価格の変動により、当ファンドの基準価額も上下します。基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。運用の結果としてファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。したがって、当ファンドは預貯金とは異なり、投資元本が保証されているものではなく、一定の投資成果を保証するものでもありません。また、当ファンドは、預貯金や保険契約と異なり、預金保険、貯金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。登録金融機関は、投資者保護基金には加入しておりません。

当ファンドが有するリスク等（他の投資信託の組入れを通じた実質的なリスク等となります。）のうち主要なものは、以下の通りです。

（イ）株式市場リスク

内外の政治、経済、社会情勢等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況、これらに対する外部的評価の変化等によって変動し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。特に、企業が倒産や大幅な業績悪化に陥った場合、当該企業の株式の価値が大きく下落し、基準価額が大きく下落する要因となります。

（ロ）為替変動リスク

外貨建資産への投資は、円建資産に投資する場合の通常のリスクのほかに、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落（円高）する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動（円高）は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

（ハ）信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品に債務不履行が発生あるいは懸念される場合に、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。有価証券等の格付けが低い場合は、格付けの高い場合に比べてこうしたリスクがより高いものになると想定されます。

（ニ）カントリーリスク

海外に投資を行う場合には、投資する有価証券の発行者に起因するリスクのほか、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化や混乱などによって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。

特に投資先が新興国の場合、その証券市場は先進国の証券市場に比べ、より運用上の制約が大きいことが想定されます。また、先進国に比べ、一般に市場規模が小さいため、有価証券の需給変動の影響を受けやすく、価格形成が偏ったり、変動性が大きくなる傾向が考えられます。

（ホ）市場流動性リスク

大口の解約請求があった場合、解約資金を手当てするために保有資産を大量に売却しなければならないことがあります。その際、市場動向や取引量等の状況によっては、取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされたりすることがあり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

なお、海外の取引所によっては、長期間にわたる個別銘柄の売買停止措置がとられることがあり、そのような場合には社団法人投資信託協会規則もしくは委託会社の社内ルールに従って、当該有価証券の評価を行います。

（ヘ）収益分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

ロ 投資リスクの管理体制

リスク管理の実効性を高め、また、コンプライアンスの徹底を図るために、運用部門から独立した組織（リスク管理部および法務コンプライアンス部）を設置し、ファンドの投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる確認等を行っています。リスク管理部では、主に投資信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングを行います。また、法務コンプライアンス部では、主に法令・諸規則等の遵守状況についての確認等を行います。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価委員会、リスク管理委員会およびコンプライアンス委員会への報告が義務づけられています。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

原則として、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に、3.675%（税抜き3.5%）を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める申込手数料率を乗じて得た額となります。

累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は無手数料となります。

申込手数料に関する詳細は、お申込みの販売会社または委託会社にお問い合わせください。

委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	電話番号	インターネット・ ホームページ・アドレス
三井住友アセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	http://www.smam-jp.com

お問い合わせは、原則として営業日の午前9時～午後5時までとさせていただきます。

(2)【換金（解約）手数料】

解約手数料はありません。

(3)【信託報酬等】

<インド内需関連株式ファンド>

純資産総額に年1.155%（税抜き1.1%）の率を乗じて得た金額が信託報酬として計算され、信託財産の費用として計上されます。

信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日と各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。

信託報酬の実質的配分は以下の通りです。

委託会社	販売会社	受託会社
年0.2835% (0.27%)	年0.84% (0.8%)	年0.0315% (0.03%)

()内は税抜き。

投資対象とする他の投資信託（コタック・インディア・コンサンプション・ファンド・リミテッド（クラスA））の信託報酬等を含めた場合、年1.995%（税抜き1.94%）程度となります。

<アセアン内需関連株式ファンド>

純資産総額に年1.1445%（税抜き1.09%）の率を乗じて得た金額が信託報酬として計算され、信託財産の費用として計上されます。

信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日と各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。

信託報酬の実質的配分は以下の通りです。

委託会社	販売会社	受託会社
年0.273% (0.26%)	年0.84% (0.8%)	年0.0315% (0.03%)

()内は税抜き。

投資対象とする他の投資信託(テンブルトン・アセアン・コンシューマー・ファンド)の信託報酬等を含めた場合、年1.9945%(税抜き1.94%)程度となります。

<チャイナ内需関連株式ファンド>

純資産総額に年1.155%(税抜き1.1%)の率を乗じて得た金額が信託報酬として計算され、信託財産の費用として計上されます。

信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日と各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。

信託報酬の実質的配分は以下の通りです。

委託会社	販売会社	受託会社
年0.2835% (0.27%)	年0.84% (0.8%)	年0.0315% (0.03%)

()内は税抜き。

投資対象とする他の投資信託(JF拡大中国消費関連株ファンドF(適格機関投資家専用))の信託報酬等を含めた場合、年1.995%(税抜き1.9%)程度となります。

<韓国内需関連株式ファンド>

純資産総額に年1.1655%（税抜き1.11%）の率を乗じて得た金額が信託報酬として計算され、信託財産の費用として計上されます。

信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日と各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。

信託報酬の実質的配分は以下の通りです。

委託会社	販売会社	受託会社
年0.294% (0.28%)	年0.84% (0.8%)	年0.0315% (0.03%)

()内は税抜き。

投資対象とする他の投資信託（サムスン・アジア・コンサンプション・リレーテッド・コリア・エクイティ・ファンド（クラスCf））の信託報酬等を含めた場合、年1.9855%（税抜き1.93%）程度となります。

（４）【その他の手数料等】

イ 信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、原則として、計算期間を通じて毎日、純資産総額に年0.00735%（税抜き0.007%）の率を乗じて得た金額（ただし、年1,260,000円（税抜き1,200,000円）を上限とします。）が信託財産の費用として計上され、各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。監査費用は、将来、監査法人との契約等により変更となることがあります。

ロ 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立て替えた立替金の利息は、信託財産中から支弁します。

ハ 有価証券の売買時の手数料、デリバティブ取引等に要する費用、および外国における資産の保管等に要する費用（それらにかかる消費税等相当額を含みます。）等は、信託財産中から支弁するものとします。

上記ロ、ハにかかる費用に関しましては、その時々取引内容等により金額が決定し、実務上、その発生もしくは請求のつど、信託財産の費用として認識され、その時点の信託財産で負担することとなります。したがって、あらかじめ、その金額、上限額、計算方法等を具体的に記載することはできません。

上記（１）～（４）にかかる手数料等および他の投資信託（ファンド）の組入れを通じて間接的に負担する手数料等の合計額、その上限額、計算方法等は、手数料等に保有期間に応じて異なるものが含まれていたり、発生時・請求時に初めて具体的金額を認識するものがあつたりすることから、あらかじめ具体的に記載することはできません。

（５）【課税上の取扱い】

イ 個別元本について

- （イ）追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- （ロ）受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても同一受益者の顧客口座が複数存在する場合や、「分配金受取りコース」と「分配金自動再投資コース」を併用するファンドの場合には、別々に個別元本の算出が行われることがあります。
- （ハ）受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の（収益分配金の課税について）を参照。）

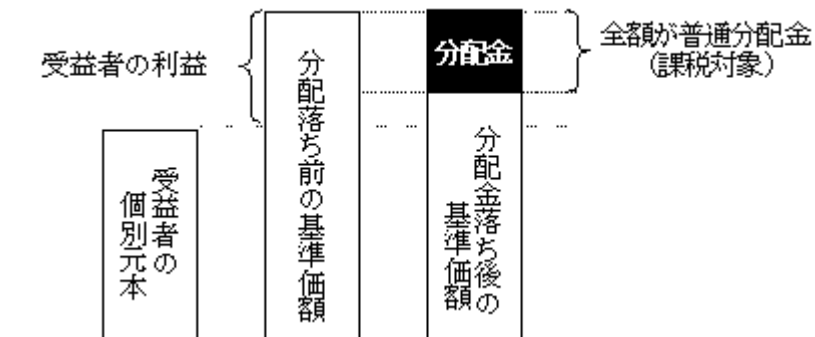
ロ 一部解約時および償還時の課税について

個人の受益者については、一部解約時および償還時の譲渡益が課税対象となり、法人の受益者については、一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

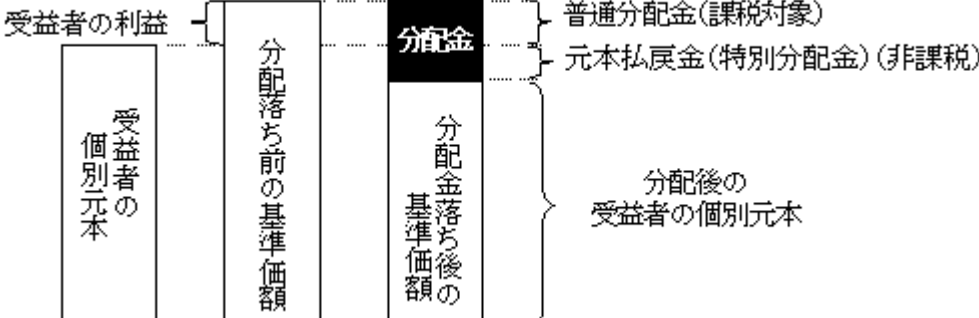
ハ 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金（課税対象）となります。



収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。



上記の図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

二 個人、法人別の課税の取扱いについて

(イ) 個人の受益者に対する課税

. 収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、以下の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。確定申告による総合課税または申告分離課税の選択も可能です。

時期	税率
平成24年12月31日まで	10%（所得税7%および地方税3%）
平成25年1月1日から 平成25年12月31日まで	10.147%（所得税7.147%および地方税3%）
平成26年1月1日以降	20.315%（所得税15.315%および地方税5%）

. 一部解約時および償還時

一部解約時および償還時の譲渡益については、以下の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。

なお、一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、収益分配金、上場株式等にかかる譲渡益との通算が可能です。

時期	税率
平成24年12月31日まで	10%（所得税7%および地方税3%）
平成25年1月1日から 平成25年12月31日まで	10.147%（所得税7.147%および地方税3%）
平成26年1月1日以降	20.315%（所得税15.315%および地方税5%）

(ロ) 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、以下の税率で源泉徴収されます。

時期	税率
平成24年12月31日まで	7%（所得税のみ）
平成25年1月1日から 平成25年12月31日まで	7.147%（所得税のみ）
平成26年1月1日以降	15.315%（所得税のみ）

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取り扱われます。

当ファンドは、受取配当にかかる益金不算入制度、配当控除の適用はありません。

当ファンドの外貨建資産割合および非株式割合

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

非株式割合に関する制限はありません（約款規定なし）。

上記「(5)課税上の取扱い」ほか税制に関する本書の記載は、平成24年1月末現在の情報をもとに作成しています。税法の改正等により、変更されることがあります。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

a. インド内需関連株式ファンド

平成24年1月31日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資証券	モーリシャス	192,383,280	86.36
マネー・マーケット・マザーファンド受益証券	日本	10,007	0.00
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		30,382,866	13.64
合計(純資産総額)		222,776,153	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。以下同じ。

b. アセアン内需関連株式ファンド

平成24年1月31日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資証券	ケイマン諸島	240,248,917	98.14
マネー・マーケット・マザーファンド受益証券	日本	10,007	0.00
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		4,546,724	1.86
合計(純資産総額)		244,805,648	100.00

c. チャイナ内需関連株式ファンド

平成24年1月31日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	日本	147,561,288	90.32
マネー・マーケット・マザーファンド受益証券	日本	10,007	0.01
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		15,807,700	9.68
合計(純資産総額)		163,378,995	100.00

d. 韓国内需関連株式ファンド

平成24年1月31日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	韓国	1,466,688,123	96.24
マネー・マーケット・マザーファンド受益証券	日本	10,007	0.00
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		57,241,899	3.76
合計(純資産総額)		1,523,940,029	100.00

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ 主要投資銘柄

a. インド内需関連株式ファンド

平成24年1月31日現在

国/ 地域	種類	銘柄名	数量(口)	帳簿価額	評価額	投資 比率 (%)
				単価/金額 (円)	単価/金額 (円)	
モーリシャス	投資証券	コタック・インディア・ コンサンプション・ファンド・ リミテッド(クラスA)	25,087.497	7,084.88 177,741,922	7,668.49 192,383,280	86.36
日本	親投資信託 受益証券	マネー・マーケット・ マザーファンド	10,000	1.0006 10,006	1.0007 10,007	0.00

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

b. アセアン内需関連株式ファンド

平成24年1月31日現在

国/ 地域	種類	銘柄名	数量(口)	帳簿価額	評価額	投資 比率 (%)
				単価/金額 (円)	単価/金額 (円)	
ケイマン諸島	投資証券	テンブルトン・アセアン・ コンシューマー・ファンド	24,925.293	9,090.19 226,575,881	9,638.76 240,248,917	98.14
日本	親投資信託 受益証券	マネー・マーケット・ マザーファンド	10,000	1.0006 10,006	1.0007 10,007	0.00

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

c. チャイナ内需関連株式ファンド

平成24年1月31日現在

国/ 地域	種類	銘柄名	数量(口)	帳簿価額	評価額	投資 比率 (%)
				単価/金額 (円)	単価/金額 (円)	
日本	投資信託 受益証券	JF 拡大中国消費関連株ファンドF (適格機関投資家専用)	205,717,675	0.7041 144,864,079	0.7173 147,561,288	90.32

日本	親投資信託 受益証券	マネー・マーケット・ マザーファンド	10,000	1.0006 10,006	1.0007 10,007	0.01
----	---------------	-----------------------	--------	------------------	------------------	------

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

d．韓国内需関連株式ファンド

平成24年 1月31日現在

国/ 地域	種類	銘柄名	数量(口)	帳簿価額 単価/金額 (円)	評価額 単価/金額 (円)	投資 比率 (%)
韓国	投資信託 受益証券	サムスン・アジア・コンサンプション・リ レーテッド・コリア・エクイティ・ファン ド(クラスCf)	24,972,085,137	0.05533 1,381,845,151	0.05873 1,466,688,123	96.24
日本	親投資信託 受益証券	マネー・マーケット・ マザーファンド	10,000	1.0006 10,006	1.0007 10,007	0.00

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

□ 種類別の投資比率

a．インド内需関連株式ファンド

平成24年 1月31日現在

種類	投資比率（％）
投資証券	86.36
親投資信託受益証券	0.00
合計	86.36

b．アセアン内需関連株式ファンド

平成24年 1月31日現在

種類	投資比率（％）
投資証券	98.14
親投資信託受益証券	0.00
合計	98.14

c．チャイナ内需関連株式ファンド

平成24年 1月31日現在

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	90.32
親投資信託受益証券	0.01
合計	90.32

d．韓国内需関連株式ファンド

平成24年 1月31日現在

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	96.24
親投資信託受益証券	0.00
合計	96.24

【投資不動産物件】

各ファンドにつき、該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

各ファンドにつき、該当事項はありません。

（3）【運用実績】**【純資産の推移】****a．インド内需関連株式ファンド**

年月日	純資産総額 (円)	1万口当たりの 純資産額(円)
第1期(平成23年12月19日)(分配落)	88,443,497	6,985
第1期(平成23年12月19日)(分配付)	88,443,497	6,985
平成23年7月末日	95,241,174	9,726
平成23年8月末日	113,492,223	8,695
平成23年9月末日	105,367,029	8,059
平成23年10月末日	117,538,859	8,214
平成23年11月末日	99,853,746	7,451
平成23年12月末日	86,042,517	6,875
平成24年1月末日	222,776,153	7,877

b．アセアン内需関連株式ファンド

年月日	純資産総額 (円)	1万口当たりの 純資産額(円)
第1期(平成23年12月19日)(分配落)	177,376,426	8,410
第1期(平成23年12月19日)(分配付)	177,376,426	8,410
平成23年7月末日	171,686,524	9,824
平成23年8月末日	193,593,255	8,865
平成23年9月末日	172,049,476	7,875
平成23年10月末日	188,966,934	8,639
平成23年11月末日	170,545,085	8,259
平成23年12月末日	163,543,327	8,506
平成24年1月末日	244,805,648	9,084

c．チャイナ内需関連株式ファンド

年月日	純資産総額 (円)	1万口当たりの 純資産額(円)
-----	--------------	--------------------

第1期(平成23年12月19日)(分配落)	80,173,451	6,758
第1期(平成23年12月19日)(分配付)	80,173,451	6,758
平成23年7月末日	1,946,975	9,713
平成23年8月末日	7,804,585	8,388
平成23年9月末日	11,382,433	7,072
平成23年10月末日	19,452,256	7,884
平成23年11月末日	22,752,901	7,091
平成23年12月末日	81,593,595	6,878
平成24年1月末日	163,378,995	7,062

d．韓国内需関連株式ファンド

年月日	純資産総額 (円)	1万口当たりの 純資産額(円)
第1期(平成23年12月19日)(分配落)	1,403,206,483	7,170
第1期(平成23年12月19日)(分配付)	1,403,206,483	7,170
平成23年7月末日	891,142,464	9,744
平成23年8月末日	1,298,449,202	7,981
平成23年9月末日	1,257,427,164	6,989
平成23年10月末日	1,494,017,607	8,050
平成23年11月末日	1,420,479,290	7,481
平成23年12月末日	1,426,795,739	7,194
平成24年1月末日	1,523,940,029	7,671

【分配の推移】

a．インド内需関連株式ファンド

計算期間	1万口当たり分配金(円)
第1期(平成23年7月5日～平成23年12月19日)	0

b．アセアン内需関連株式ファンド

計算期間	1万口当たり分配金(円)
第1期(平成23年7月5日～平成23年12月19日)	0

c．チャイナ内需関連株式ファンド

計算期間	1万口当たり分配金(円)
第1期(平成23年7月5日～平成23年12月19日)	0

d．韓国内需関連株式ファンド

計算期間	1万口当たり分配金(円)
第1期(平成23年7月5日～平成23年12月19日)	0

【収益率の推移】

a．インド内需関連株式ファンド

計算期間	収益率（％）
第1期	30.2

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。以下同じ。

b．アセアン内需関連株式ファンド

計算期間	収益率（％）
第1期	15.9

c．チャイナ内需関連株式ファンド

計算期間	収益率（％）
第1期	32.4

d．韓国内需関連株式ファンド

計算期間	収益率（％）
第1期	28.3

(4) 【設定及び解約の実績】

a．インド内需関連株式ファンド

計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	164,798,290	38,174,481

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。以下同じ。

b．アセアン内需関連株式ファンド

計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	239,959,192	29,048,569

c．チャイナ内需関連株式ファンド

計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	119,662,054	1,034,944

d．韓国内需関連株式ファンド

計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	2,207,754,607	250,658,835

【参考情報：投資対象とする他の投資信託証券の現況】

【コタック・インドア・コンサンプション・ファンド・リミテッド（クラスA）】

「コタック・インドア・コンサンプション・ファンド・リミテッド（クラスA）」が投資している「コタック・インドア・コンサンプション・ファンド・リミテッド」の有価証券の上位30銘柄は以下の通りです。

平成24年1月30日現在

国/ 地域	種類	銘柄名 / 業種	数量 (株)	評価額 (単価) (円)	評価額 (金額) (円)	投資 比率 (%)
インド	株式	ICICI BANK LTD. 〔銀行〕	104,912	1,319.80	138,463,692	8.26
インド	株式	HDFC BANK LTD 〔銀行〕	175,997	741.90	130,573,583	7.79
インド	株式	HDFC LTD 〔銀行〕	85,500	1,065.66	91,114,371	5.44
インド	株式	ITC LTD 〔食品・飲料・タバコ〕	287,500	311.05	89,429,107	5.34
インド	株式	TATA MOTORS LIMITED 〔自動車・自動車部品〕	220,400	362.24	79,838,253	4.76
インド	株式	HINDUSTAN UNILEVER LTD. 〔家庭用品・パーソナル用品〕	131,435	592.14	77,828,979	4.64
インド	株式	MAHINDRA & MAHINDRA LTD 〔自動車・自動車部品〕	73,000	1,030.04	75,193,278	4.49
インド	株式	BHARTI AIRTEL LIMITED 〔電気通信サービス〕	123,000	553.12	68,033,839	4.06
インド	株式	DR. REDDY'S LABORATORIES 〔医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス〕	21,080	2,564.81	54,066,266	3.23
インド	株式	BAJAJ AUTO LIMITED 〔自動車・自動車部品〕	19,400	2,400.80	46,575,623	2.78
インド	株式	INDUSIND BANK LIMITED 〔銀行〕	90,000	429.76	38,678,953	2.31
インド	株式	LUPIN LIMITED 〔医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス〕	49,275	730.21	35,981,357	2.15

インド	株式	YES BANK LIMITED 〔銀行〕	73,023	485.90	35,482,369	2.12
インド	株式	MARICO LIMITED 〔家庭用品・パーソナル用品〕	152,035	230.75	35,083,188	2.09
インド	株式	GLAXOSMITHKLINE CONSUMER 〔食品・飲料・タバコ〕	8,965	3,902.50	34,985,992	2.09
インド	株式	STATE BANK OF INDIA 〔銀行〕	11,175	3,074.57	34,358,322	2.05
インド	株式	HINDUSTAN PETROLEUM CORP 〔エネルギー〕	71,000	439.75	31,222,626	1.86
インド	株式	SUN PHARMACEUTICALS IND. 〔医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス〕	36,000	826.38	29,750,038	1.78
インド	株式	AXIS BANK LIMITED 〔銀行〕	18,250	1,585.02	28,926,688	1.73
インド	株式	SOBHA DEVELOPERS LTD 〔不動産〕	67,462	395.15	26,657,781	1.59
インド	株式	BATA INDIA LTD 〔耐久消費財・アパレル〕	26,500	995.74	26,387,137	1.57
インド	株式	IPCA LABORATORIES LTD 〔医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス〕	60,000	437.89	26,273,811	1.57
インド	株式	JAGRAN PRAKASHAN LIMITED 〔メディア〕	162,068	147.51	23,907,351	1.43
インド	株式	BANK OF BARODA 〔銀行〕	20,797	1,146.89	23,851,972	1.42
インド	株式	THE PHOENIX MILLS LTD 〔不動産〕	85,714	273.81	23,469,467	1.40
インド	株式	ALLAHABAD BANK 〔銀行〕	96,308	241.36	23,245,472	1.39
インド	株式	NESTLE INDIA LIMITED 〔食品・飲料・タバコ〕	3,309	6,596.79	21,828,791	1.30
インド	株式	SHRIRAM CITYUNI FIN.LTD. 〔各種金融〕	25,420	836.76	21,270,599	1.27
インド	株式	CIPLA LTD 〔医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス〕	37,500	528.80	19,830,223	1.18

インド	株式	V-GUARD IND LTD. 〔資本財〕	70,000	279.77	19,584,172	1.17
-----	----	---------------------------	--------	--------	------------	------

【テンブルトン・アセアン・コンスーマー・ファンド】

「テンブルトン・アセアン・コンスーマー・ファンド」の有価証券の上位30銘柄は以下の通りです。

平成24年1月30日現在

国/ 地域	種類	銘柄名 / 業種	数量 (株)	評価額 (単価) (円)	評価額 (金額) (円)	投資 比率 (%)
インドネシア	株式	Astra International 〔自動車・自動車部品〕	206,000	654.83	134,896,098	7.82
シンガポール	株式	Keppel Corp. Ltd. 〔資本財〕	154,600	649.70	100,443,712	5.82
シンガポール	株式	SembCorp Marine Ltd. 〔資本財〕	341,000	288.41	98,350,704	5.70
インドネシア	株式	Bank Rakyat Indonesia 〔銀行〕	1,645,500	58.60	96,432,797	5.59
インドネシア	株式	Bank Central Asia 〔銀行〕	1,238,000	67.52	83,592,163	4.84
タイ	株式	Kasikornbank Public Co Ltd Shs Fgn Reg 〔銀行〕	217,000	320.95	69,646,834	4.04
インドネシア	株式	United Tractors 〔資本財〕	285,787	236.53	67,599,807	3.92
タイ	株式	Siam Commercial Bank Fgn 〔銀行〕	229,000	291.55	66,765,605	3.87
マレーシア	株式	Genting Bhd 〔消費者サービス〕	204,200	272.20	55,584,442	3.22
シンガポール	株式	Fraser & Neave Ltd. 〔資本財〕	124,000	418.35	51,876,467	3.01
タイ	株式	Bangkok Chain Hosp Thb1(Alien Mkt) 〔ヘルスケア機器・サービス〕	2,859,360	17.76	50,789,880	2.94
マレーシア	株式	KPJ Healthcare Bhd 〔ヘルスケア機器・サービス〕	401,300	121.61	48,805,541	2.83
タイ	株式	Ptt Public Company Thb10(Alien Mkt) 〔エネルギー〕	56,500	833.00	47,064,962	2.73

インドネシア	株式	Ramayana Lestari Sentosa 〔小売〕	6,957,000	6.45	44,906,931	2.60
フィリピン	株式	Jollibee Foods Corp. 〔消費者サービス〕	243,500	170.07	41,412,601	2.40
インドネシア	株式	Panin Financial 〔保険〕	31,383,333	1.24	38,916,135	2.25
タイ	株式	Supalai Public Co Thb1(Alien Mkt) 〔不動産〕	1,102,000	34.79	38,338,956	2.22
タイ	株式	Univanich Palm Oil Thb5(Alien Mkt) 〔食品・飲料・タバコ〕	170,300	210.08	35,778,252	2.07
タイ	株式	Bangchak Petroleum Thb1(Alien Mkt) 〔エネルギー〕	717,800	49.73	35,700,133	2.07
マレーシア	株式	Sunway Bhd 〔不動産〕	512,331	62.68	32,114,071	1.86
インドネシア	株式	Bank Danamon Indonesia 〔銀行〕	799,268	38.43	30,717,707	1.78
マレーシア	株式	Kuala Lumpur Kepong Bhd 〔食品・飲料・タバコ〕	47,500	642.30	30,509,535	1.77
シンガポール	株式	Wilmar International Ltd. 〔食品・飲料・タバコ〕	88,000	327.27	28,800,559	1.67
フィリピン	株式	Universal Robina Corp. 〔食品・飲料・タバコ〕	289,800	94.00	27,241,585	1.58
タイ	株式	Pruksa Real Estate Thb1(Alien Mkt) 〔不動産〕	721,500	33.81	24,394,154	1.41
タイ	株式	Bangkok Bank (F) 〔銀行〕	59,500	404.25	24,053,111	1.39
香港	株式	Noble Group Ltd 〔資本財〕	287,000	80.75	23,177,309	1.34
タイ	株式	Siam Cement (F) 〔素材〕	21,400	970.20	20,762,483	1.20
マレーシア	株式	UMW Holdings Bhd 〔自動車・自動車部品〕	118,000	172.56	20,362,498	1.18

マレーシア	株式	Parkson Holdings Bhd 〔小売〕	144,900	139.09	20,155,547	1.17
-------	----	------------------------------	---------	--------	------------	------

(注) 評価額(単価)は、評価額(金額)を数量で除した数値を使用しています。

〔 J F 拡大中国消費関連株ファンド F（適格機関投資家専用） 〕

投資有価証券の主要銘柄

主要投資銘柄

平成24年 1月31日現在

国/ 地域	種類	銘柄名	数量（口）	帳簿価額 単価 / 金額 （円）	評価額 単価 / 金額 （円）	投資 比率 （％）
日本	親投資信託 受益証券	J F 拡大中国消費関連株マザー ファンド（適格機関投資家専用）	1,574,336,729	0.7189 1,131,820,419	0.7316 1,151,784,750	100.11

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

「 J F 拡大中国消費関連株ファンド F（適格機関投資家専用）」は「 J F 拡大中国消費関連株マザーファンド（適格機関投資家専用）」受益証券を主要投資対象としており、「 J F 拡大中国消費関連株マザーファンド（適格機関投資家専用）」の投資有価証券は以下の通りです。

平成24年 1月31日現在

国/ 地域	種類	銘柄名 / 業種	数量 （株）	帳簿価額 単価 / 金額 （円）	評価額 単価 / 金額 （円）	投資 比率 （％）
台湾	株式	PRESIDENT CHAIN STORE CORP 〔食品・生活必需品小売り〕	231,000	427.52 98,757,120	409.60 94,617,600	8.21
香港	株式	SANDS CHINA LTD 〔消費者サービス〕	329,200	228.02 75,066,653	264.47 87,064,347	7.56
香港	株式	WANT WANT HOLDINGS LIMITED 〔食品・飲料・タバコ〕	1,164,000	76.43 88,971,504	67.37 78,423,336	6.81
香港	株式	TENCENT HOLDINGS LIMITED 〔ソフトウェア・サービス〕	42,200	1,465.68 61,851,696	1,816.34 76,649,548	6.65
香港	株式	INTIME DEPARTMENT STORE GROUP COMPANY 〔小売〕	757,500	79.68 60,362,523	90.71 68,719,263	5.97
香港	株式	TINGYI (CAYMAN ISLANDS) HOLDING CORP 〔食品・飲料・タバコ〕	306,000	239.55 73,302,912	219.65 67,214,430	5.84
香港	株式	PRADA HOLDING SPA 〔耐久消費財・アパレル〕	176,800	350.49 61,968,081	374.79 66,263,314	5.75

香港	株式	CHINA RESOURCES GAS GROUP LIMITED 〔公益事業〕	546,000	106.87 58,352,385	106.38 58,083,480	5.04
香港	株式	BELLE INTERNATIONAL HOLDINGS 〔小売〕	416,000	134.27 55,856,843	119.97 49,908,768	4.33
中国	株式	CHINA VANKE CO LTD-B 〔不動産〕	591,400	74.56 44,097,445	82.64 48,874,183	4.24
台湾	株式	UNI-PRESIDENT ENTERPRISES CORP 〔食品・飲料・タバコ〕	428,000	111.06 47,534,197	114.04 48,812,544	4.24
香港	株式	SUN ART RETAIL GROUP LTD 〔食品・生活必需品小売り〕	484,500	101.45 49,154,947	94.56 45,814,320	3.98
香港	株式	SPRINGLAND INTERNATIONAL HOLDINGS LTD 〔小売〕	1,027,000	48.46 49,770,474	44.52 45,724,094	3.97
台湾	株式	PRINCE HOUSING & DEVELOPMENT CORPORATION 〔不動産〕	885,400	38.27 33,886,028	49.92 44,199,168	3.84
香港	株式	MIDLAND HOLDINGS LIMITED 〔不動産〕	986,000	38.71 38,168,553	40.77 40,208,094	3.49
香港	株式	LIFESTYLE INTL HLDGS LTD 〔小売〕	176,500	175.92 31,050,056	179.27 31,641,155	2.75
香港	株式	CHINA ZHENG TONG AUTO SERVICES HOLDINGS 〔小売〕	363,500	66.19 24,060,792	80.27 29,180,871	2.53
香港	株式	PARKSON RETAIL GROUP LTD 〔小売〕	287,500	93.73 26,948,650	92.29 26,534,668	2.30
香港	株式	HENGDELI HOLDINGS LIMITED 〔小売〕	724,000	28.17 20,395,804	29.25 21,180,258	1.84
アメリカ	株式	NEW ORIENTAL EDUCATION & TECH-SP ADR 〔消費者サービス〕	11,581	1,846.86 21,388,582	1,816.31 21,034,760	1.83
香港	株式	BEIJING JINGKELONG SUPERMARKET CHAIN-H 〔食品・生活必需品小売り〕	289,000	65.10 18,816,356	65.01 18,787,890	1.63

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

〔サムスン・アジア・コンサンプション・リレーテッド・コリア・エクイティ・ファンド（クラスCf）〕

「サムスン・アジア・コンサンプション・リレーテッド・コリア・エクイティ・ファンド（クラスCf）」が投資している「サムスン・アジア・コンサンプション・リレーテッド・コリア・エクイティ・ファンド」の有価証券の上位30銘柄は以下の通りです。

平成24年 1月30日現在

国/ 地域	種類	銘柄名 / 業種	数量 (株)	評価額 (単価) (円)	評価額 (金額) (円)	投資 比率 (%)
韓国	株式	SamsungElec 〔半導体・半導体製造装置〕	4,077	75,597.00	308,208,969	12.72
韓国	株式	LGCHEM 〔素材〕	5,108	24,747.00	126,407,676	5.22
韓国	株式	HyundaiMtr 〔自動車・自動車部品〕	8,263	14,644.80	121,009,982	5.00
韓国	株式	HynixSemi 〔半導体・半導体製造装置〕	65,822	1,779.75	117,146,705	4.84
韓国	株式	NCsoft 〔ソフトウェア・サービス〕	5,685	19,933.20	113,320,242	4.68
韓国	株式	HANAFINANCIALGR 〔銀行〕	31,751	2,678.10	85,032,353	3.51
韓国	株式	KBFinancialGroup 〔銀行〕	26,217	2,901.84	76,077,539	3.14
韓国	株式	KiaMtr 〔自動車・自動車部品〕	16,272	4,508.70	73,365,566	3.03
韓国	株式	HonamPetrochem 〔素材〕	3,046	23,933.40	72,901,136	3.01
韓国	株式	SamsungC&T 〔資本財〕	15,399	4,691.76	72,248,412	2.98
韓国	株式	HYUNDAI STEEL 〔素材〕	8,065	7,288.50	58,781,753	2.43
韓国	株式	HyundaiEng&Const 〔資本財〕	11,378	4,881.60	55,542,845	2.29

韓国	株式	LGELECTRONICS 〔耐久消費財・アパレル〕	8,878	5,593.50	49,659,093	2.05
韓国	株式	DaelimInd 〔資本財〕	6,678	7,322.40	48,898,987	2.02
韓国	株式	DSME 〔資本財〕	25,920	1,772.97	45,955,382	1.90
韓国	株式	JCE 〔ソフトウェア・サービス〕	19,640	2,284.86	44,874,650	1.85
韓国	株式	NEXENTIRE 〔自動車・自動車部品〕	35,459	1,230.57	43,634,782	1.80
韓国	株式	KorZinc 〔素材〕	1,695	24,984.30	42,348,389	1.75
韓国	株式	CJOS 〔小売〕	2,285	18,455.16	42,170,041	1.74
韓国	株式	HanmiPharm 〔医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス〕	9,712	4,251.06	41,286,295	1.70
韓国	株式	HANJIN HVY IND 〔資本財〕	27,488	1,413.63	38,857,861	1.60
韓国	株式	DWEC 〔資本財〕	45,090	796.65	35,920,949	1.48
韓国	株式	KPIC 〔素材〕	5,120	6,983.40	35,755,008	1.48
韓国	株式	HanwhaChem 〔素材〕	18,490	1,908.57	35,289,459	1.46
韓国	株式	KorExp 〔運輸〕	5,837	6,013.86	35,102,901	1.45
韓国	株式	Mobis 〔自動車・自動車部品〕	1,680	18,984.00	31,893,120	1.32
韓国	株式	Paradise 〔消費者サービス〕	49,782	611.55	30,444,481	1.26
韓国	株式	SamsungTechwin 〔資本財〕	6,778	3,661.20	24,815,614	1.02

韓国	株式	LGInt 〔資本財〕	6,576	3,674.76	24,165,222	1.00
韓国	株式	KAL 〔運輸〕	7,037	3,430.68	24,141,695	1.00

(注) 評価額(単価)および評価額(金額)は、当社にて邦貨換算しています。

〔マネー・マーケット・マザーファンド〕

(1) 投資状況

平成24年 1月31日現在

資産の種類	国 / 地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
国債証券	日本	87,662,583	95.77
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		3,868,078	4.23
合計(純資産総額)		91,530,661	100.00

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ 主要投資銘柄

平成24年 1月31日現在

国 / 地域	種類	銘柄名	額面金額 (円)	帳簿価額 単価 / 金額 (円)	評価額 単価 / 金額 (円)	利率(%) / 償還期限	投資 比率 (%)
日本	国債証券	第237回利付国債(10年)	45,000,000	100.63 45,285,880	100.17 45,078,750	1.5 2012/3/20	49.25
日本	国債証券	第244回利付国債(10年)	14,100,000	100.93 14,232,341	100.77 14,209,557	1 2012/12/20	15.52
日本	国債証券	第241回利付国債(10年)	14,100,000	101.25 14,276,869	100.74 14,205,609	1.3 2012/9/20	15.52
日本	国債証券	第239回利付国債(10年)	14,100,000	101.30 14,283,759	100.48 14,168,667	1.4 2012/6/20	15.48

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別の投資比率

平成24年 1月31日現在

種類	投資比率(%)
国債証券	95.77
合計	95.77

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

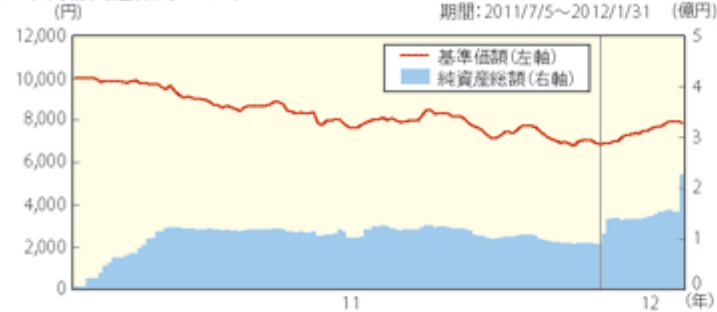
〔参考情報〕

基準日2012年1月31日

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
 ※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

基準価額・純資産の推移

インド内需関連株式ファンド



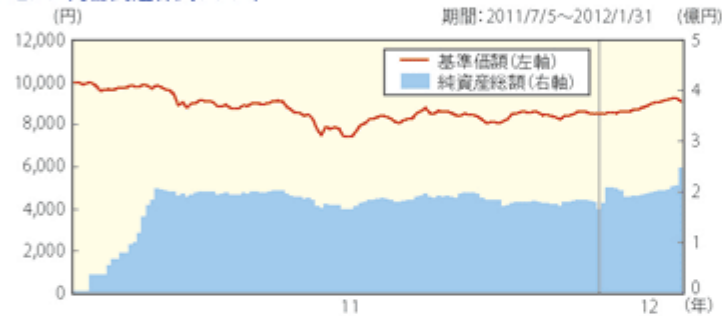
基準価額	7,877円
純資産総額	2億円

分配の推移

決算期	分配金
2011年12月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たり、税引前です。

アセアン内需関連株式ファンド



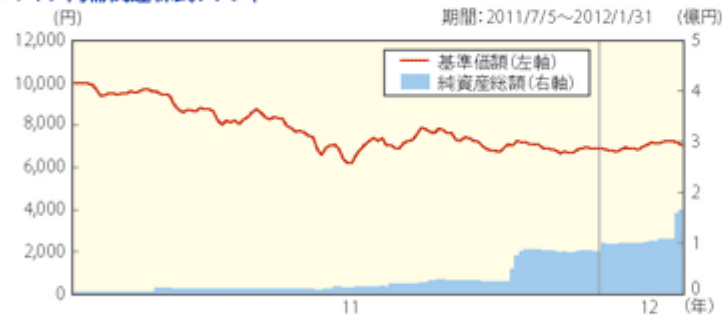
基準価額	9,084円
純資産総額	2億円

分配の推移

決算期	分配金
2011年12月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たり、税引前です。

チャイナ内需関連株式ファンド



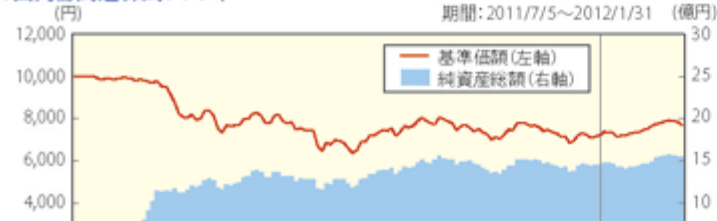
基準価額	7,062円
純資産総額	2億円

分配の推移

決算期	分配金
2011年12月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たり、税引前です。

韓国内需関連株式ファンド



基準価額	7,671円
純資産総額	15億円

分配の推移

決算期	分配金
2011年12月	0円
設定来累計	0円

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

イ 申込方法

（イ）ファンドの取得申込者は、お申込みを取り扱う販売会社に取引口座を開設の上、当ファンドの取得申込みを行っていただきます。

当ファンドには、「分配金受取りコース」と「分配金自動再投資コース」の2つの申込方法がありますが、販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。

販売会社によっては、「スイッチング」（ある投資信託の換金による手取額をもって、他の投資信託を買い付けること）による当ファンドの取得申込みを取り扱う場合があります。お申込みの販売会社または委託会社にお問い合わせください。

（ロ）原則として午後3時まで取得申込みが行われ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。

なお、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受け付けを中止させていただく場合、既に受け付けた取得申込みを取り消させていただく場合があります。

（ハ）当ファンドの取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

ファンドのお申込みに関しましては、クーリング・オフ制度の適用はありません。

（ニ）申込不可日

上記にかかわらず、取得申込日が以下に当たる場合には、ファンドの取得申込み（スイッチングを含みます。）はできません（また、該当日には、解約請求のお申込みもできません。）。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

インド内需関連株式ファンド	インド（ムンバイ）、モーリシャス、ニューヨークの銀行休業日またはインドの取引所の休業日のいずれか
アセアン内需関連株式ファンド	ニューヨークまたはインドネシアの取引所の休業日
チャイナ内需関連株式ファンド	香港の取引所の休業日（半休日を含みます。）
韓国内需関連株式ファンド	韓国の取引所の休業日

ロ 申込価額

当初自己設定：1口当たり1円です。

継続申込期間：取得申込受付日の翌営業日の基準価額となります。

ただし、累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。

ハ 申込手数料

原則として、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に、3.675%（税抜き3.5%）を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める申込手数料率を乗じて得た額となります。

累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は無手数料となります。

申込手数料に関する詳細は、お申込みの販売会社または委託会社にお問い合わせください。

ニ 申込単位

お申込単位の詳細は、取扱いの販売会社または委託会社にお問い合わせください。

ホ 照会先

申込手数料、申込単位の詳細についての委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	電話番号	インターネット・ホームページ・アドレス
三井住友アセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	http://www.smam-jp.com

お問い合わせは、原則として営業日の午前9時～午後5時までとさせていただきます。

ヘ 申込取扱場所・払込取扱場所

販売会社において申込み・払込みを取り扱います。

ト 払込期日

取得申込者は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に申込手数料および当該手数料にかかる消費税等相当額を加算した額を、販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。各取得申込みにかかる発行価額の総額は、当初自己設定にかかるものについては当ファンドの設定日（平成23年7月5日）に、継続申込期間にかかるものについては追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

2【換金（解約）手続等】

受益者は、自己に帰属する受益権につき、解約請求（一部解約の実行請求）により換金することができます。お買付けの販売会社にお申し出ください。

ただし、以下に当たる場合には、解約請求（スイッチングを含みます。）の受付けは行いません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

インド内需関連株式ファンド	インド（ムンバイ）、モーリシャス、ニューヨークの銀行休業日またはインドの取引所の休業日のいずれか
アセアン内需関連株式ファンド	ニューヨークまたはインドネシアの取引所の休業日
チャイナ内需関連株式ファンド	香港の取引所の休業日（半休日を含みます。）
韓国内需関連株式ファンド	韓国の取引所の休業日

解約請求のお申込みに関しては、原則として午後3時までに解約請求のお申込みが行われ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の解約請求受付分とします。

解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるファンドの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該解約請求にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

一部解約金は、解約請求受付日から起算して8営業日目からお支払いします。

一部解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額となります。

一部解約価額は、委託会社の営業日において日々算出されますので、委託会社（電話：0120-88-2976）にお問い合わせいただければ、いつでもお知らせします。

委託会社は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行請求を取り消すことがあります。この場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、上記に準じた取扱いとなります。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

イ 基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます（基準価額は、便宜上1万口単位で表示される場合があります。）。

なお、外貨建資産の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算するものとし、予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

ロ 基準価額の算出頻度・照会方法

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊の証券欄「オープン基準価格」の紙面に、インド内需関連株式ファンドは「インド内需」、アセアン内需関連株式ファンドは「アセアン内需」、チャイナ内需関連株式ファンドは「チャイナ内需」、韓国内需関連株式ファンドは「韓国内需」として掲載されます。

委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	電話番号	インターネット・ ホームページ・アドレス
三井住友アセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	http://www.smam-jp.com

お問い合わせは、原則として営業日の午前9時～午後5時までとさせていただきます。

(2)【保管】

ファンドの受益権は社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まるため、原則として受益証券は発行されません。したがって、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

平成23年7月5日から平成32年12月21日まで、もしくは下記「(5)その他イ信託の終了」に記載された各事由が生じた場合における信託終了の日までとなります。

(4)【計算期間】

毎年12月20日から翌年12月19日までとすることを原則としますが、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。なお、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

イ 信託の終了

(イ) 信託契約の解約

- a. 委託会社は、当ファンドの信託契約を解約することが受益者にとって有利であると認めるとき、各ファンドにつき、残存口数が5億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、上記aの事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当ファンドの知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- c. 書面決議において、受益者（委託会社等を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. 書面決議は議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

- e. 上記b～dまでの取扱いは、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドのすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記b～dまでの取扱いを行うことが困難な場合も同様とします。

(ロ) 信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁より当ファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い信託契約を解約し、信託を終了させます。

(ハ) 委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が、監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が当ファンドに関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、当ファンドは、その委託会社と受託会社との間において存続します。

(ニ) 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

- a. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたこと、その他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申し立てることができます。
- b. 上記により受託会社が辞任し、または解任された場合は、委託会社は新受託会社を選任します。
- c. 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

ロ 収益分配金、償還金の支払い

(イ) 収益分配金

- a. 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。分配対象額が少額の場合等には委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- b. 分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として決算日から起算して5営業日目まで)から、販売会社において、決算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。)に支払われます。
- ただし、分配金自動再投資コースにかかる収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、累積投資契約に基づいて、毎計算期間終了日の翌営業日に無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(ロ) 償還金

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日から起算して5営業日目まで)から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。)に支払われます。

八 信託約款の変更等

- (イ) 委託会社は、当ファンドの信託約款を変更することが受益者の利益のため必要と認めるとき、監督官庁より変更の命令を受けたとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、当ファンドの信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨および内容を監督官庁に届け出ます。
- (ロ) 委託会社は、上記(イ)の事項(変更についてはその内容が重大なものに限ります。以下、併合と合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当ファンドの知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- (ハ) 上記(ロ)の書面決議において、受益者(委託会社等を除きます。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- (ニ) 書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います(書面決議は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。)
- (ホ) 上記(ロ)から(ニ)までの取扱いは、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドのすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- (ヘ) 上記にかかわらず、当ファンドと他のファンドとの併合の場合は、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、相手方となる他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、併合を行うことはできません。

ニ 反対者の買取請求権

当ファンドの信託契約の解約または重大な信託約款の変更等が行われる場合において、書面決議において当該議案に反対した受益者は、自己に帰属する受益権を、受託会社に信託財産をもって買い取るよう請求をすることができます。

ホ 販売会社との契約の更改等

委託会社と販売会社との間で締結される販売契約(名称の如何を問わず、ファンドの募集・販売の取扱い、受益者からの一部解約実行請求の受付け、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を規定するもの)は、期間満了の3ヵ月前に当事者のいずれからでも、何らの意思表示もない場合は、自動的に1年間更新されます。販売契約の内容は、必要に応じて、委託会社と販売会社との合意により変更されることがあります。

ヘ 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社の事業の全部または一部の譲渡、もしくは分割承継により、当ファンドに関する事業が譲渡・承継されることがあります。

ト 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

チ 運用にかかる報告書の開示方法

委託会社は毎決算後、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に従い、期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した「運用報告書」を作成します。

運用報告書は、原則として、あらかじめ受益者が申し出た住所に販売会社から届けられます。

4【受益者の権利等】

委託会社の指図に基づく行為によりファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。当ファンドの受益権は、信託の日時を異にすることにより差異が生ずることはありません。

受益者の有する主な権利は次の通りです。

イ 分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分にに応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として決算日から起算して5営業日目まで)から、販売会社において、決算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に支払われます。

ただし、分配金自動再投資コースをお申込みの場合の収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、累積投資契約に基づき、毎計算期間終了日の翌営業日に無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金は、受益者が、その支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

ロ 償還金請求権

受益者は、持分にに応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日から起算して5営業日目まで)から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権につい

ては原則として取得申込者とし、)に支払われます。

償還金は、受益者がその支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

ハ 一部解約実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。詳細は、前記「第2管理及び運営2換金（解約）手続等」の記載をご参照ください。

ニ 書面決議における議決権および受益権の買取請求権

委託会社が、当ファンドの解約（監督官庁の命令による解約等の場合を除きます。）または、重大な信託約款の変更等を行おうとする場合において、受益者は、それぞれの書面決議手続きにおいて、受益権の口数に応じて議決権を有しこれを行行使することができます。

書面決議の結果、当ファンドの解約または重大な信託約款の変更等が行われる場合は、書面決議において当該議案に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨の請求ができます。

ホ 帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期（平成23年7月5日から平成23年12月19日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】
【インド内需関連株式ファンド】
（1）【貸借対照表】

（単位：円）

		第1期
		(平成23年12月19日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン		5,245,795
投資証券		83,717,362
親投資信託受益証券		10,006
未収利息		7
流動資産合計		88,973,170
資産合計		88,973,170
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬		14,354
未払委託者報酬		512,027
その他未払費用		3,292
流動負債合計		529,673
負債合計		529,673
純資産の部		
元本等		
元本		126,623,809
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		38,180,312
元本等合計		88,443,497
純資産合計		88,443,497
負債純資産合計		88,973,170

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第1期
	自平成23年7月5日
	至平成23年12月19日
営業収益	
受取利息	3,148
有価証券売買等損益	36,262,632
営業収益合計	36,259,484
営業費用	
受託者報酬	14,354
委託者報酬	512,027
その他費用	3,292
営業費用合計	529,673
営業損失()	36,789,157
経常損失()	36,789,157
当期純損失()	36,789,157
一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	6,260,806
期首剰余金又は期首欠損金()	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,918,987
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,918,987
剰余金減少額又は欠損金増加額	9,570,948
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	9,570,948
分配金	-
期末剰余金又は期末欠損金()	38,180,312

（３）【注記表】

（重要な会計方針の注記）

項目	第 1 期	
	自 平成23年 7 月 5 日 至 平成23年12月19日	
1．有価証券の評価基準及び評価方法	(1)投資証券（売買目的有価証券） 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資証券の基準価額に基づいて評価しております。	
	(2)親投資信託受益証券（売買目的有価証券） 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	
2．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間の取扱い 当計算期間は、設定日の平成23年 7 月 5 日から平成23年12月19日までとなっております。	

（貸借対照表に関する注記）

項目	第 1 期	
	（平成23年12月19日現在）	
1．受益権総数	当計算期間の末日における受益権の総数	126,623,809口
2．元本の欠損	「投資信託財産の計算に関する規則」第55条の6第10号に規定する額	38,180,312円
3．1単位当たり純資産額		0.6985円 （1万口＝6,985円）

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	第 1 期	
	自 平成23年 7 月 5 日 至 平成23年12月19日	
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益（0円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（10円）、および分配準備積立金（0円）より、分配対象収益は10円（1万口当たり0.00円）であります。分配を行っておりません。	

(金融商品に関する注記)

. 金融商品の状況に関する事項

項目	第 1 期 自 平成23年 7 月 5 日 至 平成23年12月19日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	<p>(1) 金融商品の内容</p> <p>1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、投資証券および親投資信託受益証券を組み入れております。</p> <p>2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。当ファンドにおけるデリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、および為替変動リスクの回避を目的としております。</p> <p>3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等</p> <p>(2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。 また、当ファンドは特定の投資証券を高位に組み入れ、原則として銘柄入替えを行わない方針ですので銘柄集中リスクがあります。 ただし、当ファンドが組み入れる特定の投資証券では、組み入れている投資証券で規定する投資方針等に基づいて多数の銘柄に分散投資が行われております。</p>

3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についてのチェックを行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかるチェックの結果については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する委員会をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。</p> <p>また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。リスクを管理する部署では、各種リスクごとに定められた頻度で、測定項目が上下限值（リミットあるいは注意レベル）内に収まっているかどうかのモニタリングを行っております。上下限値を越えていることが発見された場合は、原則として速やかに修正を行うよう、リスク管理を行う部署から関連する運用グループに是正勧告あるいは報告が行われます。また、是正勧告あるいは報告を受けた関連運用グループでは、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、リスク管理を行う部署は、上下限値に抵触した事実ならびにその後の対処結果あるいは関連運用グループの対処方針の決定に関し、必要に応じて、リスク管理を行う部署の担当役員、当該関連運用グループの担当役員およびリスク管理委員会へ報告する体制となっております。</p> <p>なお、ファンドオブファンズについては、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）の運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する部会にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断します。</p>
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって認める評価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。</p>

金融商品の時価等に関する事項

項目	第1期 (平成23年12月19日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券（投資証券および親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p>

(3) コール・ローン、未入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等
 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

第1期（自 平成23年7月5日 至 平成23年12月19日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資証券	24,714,594円
親投資信託受益証券	6円
合 計	24,714,588円

(デリバティブ取引に関する注記)

第1期（平成23年12月19日現在）

第1期末現在、デリバティブ取引は行っておりません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第1期（自 平成23年7月5日 至 平成23年12月19日）

該当事項はありません。

(その他の注記)

項 目	第 1 期 (平成23年12月19日現在)
期首元本額	1,000,000円
期中追加設定元本額	163,798,290円
期中一部解約元本額	38,174,481円

（４）【附属明細表】

有価証券明細表

(a) 株式

該当事項はありません。

(b) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	口数	評価額（円）	備考
投資証券	コタック・インディア・ コンサンプション・ファンド・ リミテッド（クラスA）	12,428.985	83,717,362	

種類	銘柄名	元本額	評価額	
			単価	金額
親投資信託 受益証券	マネー・マーケット・ マザーファンド	10,000円	1.0006円	10,006円

【アセアン内需関連株式ファンド】
(1)【貸借対照表】

(単位:円)

		第1期
		(平成23年12月19日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン		12,043,705
投資証券		171,622,022
親投資信託受益証券		10,006
未収利息		16
流動資産合計		183,675,749
資産合計		183,675,749
負債の部		
流動負債		
未払金		5,000,000
未払解約金		427,313
未払受託者報酬		23,851
未払委託者報酬		842,653
その他未払費用		5,506
流動負債合計		6,299,323
負債合計		6,299,323
純資産の部		
元本等		
元本		210,910,623
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()		33,534,197
元本等合計		177,376,426
純資産合計		177,376,426
負債純資産合計		183,675,749

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第1期
	自平成23年7月5日
	至平成23年12月19日
営業収益	
受取配当金	862,014
受取利息	2,230
有価証券売買等損益	30,357,972
営業収益合計	29,493,728
営業費用	
受託者報酬	23,851
委託者報酬	842,653
その他費用	5,506
営業費用合計	872,010
営業損失()	30,365,738
経常損失()	30,365,738
当期純損失()	30,365,738
一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	3,768,739
期首剰余金又は期首欠損金()	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	809,053
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	809,053
剰余金減少額又は欠損金増加額	7,746,251
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	7,746,251
分配金	-
期末剰余金又は期末欠損金()	33,534,197

（３）【注記表】

（重要な会計方針の注記）

項目	第 1 期	
	自 平成23年 7 月 5 日 至 平成23年12月19日	
1．有価証券の評価基準及び評価方法	(1)投資証券（売買目的有価証券） 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資証券の基準価額に基づいて評価しております。 (2)親投資信託受益証券（売買目的有価証券） 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	
2．収益及び費用の計上基準	受取配当金の計上基準 受取配当金は原則として、配当落ち日において、確定配当金額または予想配当金額を計上しております。	
3．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間の取扱い 当計算期間は、設定日の平成23年 7 月 5 日から平成23年12月19日までとなっております。	

（貸借対照表に関する注記）

項目	第 1 期	
	（平成23年12月19日現在）	
1．受益権総数	当計算期間の末日における受益権の総数 210,910,623口	
2．元本の欠損	「投資信託財産の計算に関する規則」第55条の6第10号に規定する額 33,534,197円	
3．1単位当たり純資産額	0.8410円 (1万口 = 8,410円)	

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	第 1 期	
	自 平成23年 7 月 5 日 至 平成23年12月19日	
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益（0円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（1,205円）、および分配準備積立金（0円）より、分配対象収益は1,205円（1万口当たり0.05円）ではありますが、分配を行っておりません。	

(金融商品に関する注記)

. 金融商品の状況に関する事項

項目	第 1 期 自 平成23年 7 月 5 日 至 平成23年12月19日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	<p>(1) 金融商品の内容</p> <p>1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、投資証券および親投資信託受益証券を組み入れております。</p> <p>2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。当ファンドにおけるデリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、および為替変動リスクの回避を目的としております。</p> <p>3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等</p> <p>(2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。 また、当ファンドは特定の投資証券を高位に組み入れ、原則として銘柄入替えを行わない方針ですので銘柄集中リスクがあります。 ただし、当ファンドが組み入れる特定の投資証券では、組み入れている投資証券で規定する投資方針等に基づいて多数の銘柄に分散投資が行われております。</p>

3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についてのチェックを行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかるチェックの結果については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する委員会をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。</p> <p>また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。リスクを管理する部署では、各種リスクごとに定められた頻度で、測定項目が上下限值（リミットあるいは注意レベル）内に収まっているかどうかのモニタリングを行っております。上下限値を越えていることが発見された場合は、原則として速やかに修正を行うよう、リスク管理を行う部署から関連する運用グループに是正勧告あるいは報告が行われます。また、是正勧告あるいは報告を受けた関連運用グループでは、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、リスク管理を行う部署は、上下限値に抵触した事実ならびにその後の対処結果あるいは関連運用グループの対処方針の決定に関し、必要に応じて、リスク管理を行う部署の担当役員、当該関連運用グループの担当役員およびリスク管理委員会へ報告する体制となっております。</p> <p>なお、ファンドオブファンズについては、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）の運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する部会にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断します。</p>
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって認める評価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。</p>

金融商品の時価等に関する事項

項目	第1期 (平成23年12月19日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券（投資証券および親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p>

(3) コール・ローン、未入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等
 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としておりま
 す。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

第1期（自 平成23年7月5日 至 平成23年12月19日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資証券	26,685,241円
親投資信託受益証券	6円
合 計	26,685,235円

(デリバティブ取引に関する注記)

第1期（平成23年12月19日現在）

第1期末現在、デリバティブ取引は行っておりません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第1期（自 平成23年7月5日 至 平成23年12月19日）

該当事項はありません。

(その他の注記)

項 目	第1期 (平成23年12月19日現在)
期首元本額	1,000,000円
期中追加設定元本額	238,959,192円
期中一部解約元本額	29,048,569円

(4)【附属明細表】

有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

種類	銘柄	口数	評価額(円)	備考
投資証券	テンブルトン・アセアン・ コンシューマー・ファンド	19,250.604	171,622,022	

種類	銘柄名	元本額	評価額	
			単価	金額
親投資信託 受益証券	マネー・マーケット・ マザーファンド	10,000円	1.0006円	10,006円

【チャイナ内需関連株式ファンド】
（１）【貸借対照表】

（単位：円）

		第 1 期 (平成23年12月19日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン		3,101,997
投資信託受益証券		77,864,079
親投資信託受益証券		10,006
未収利息		4
流動資産合計		80,976,086
資産合計		80,976,086
負債の部		
流動負債		
未払解約金		705,417
未払受託者報酬		2,643
未払委託者報酬		94,015
その他未払費用		560
流動負債合計		802,635
負債合計		802,635
純資産の部		
元本等		
元本		118,627,110
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		38,453,659
元本等合計		80,173,451
純資産合計		80,173,451
負債純資産合計		80,976,086

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第1期
	自平成23年7月5日
	至平成23年12月19日
営業収益	
受取配当金	374,963
受取利息	301
有価証券売買等損益	7,215,915
営業収益合計	6,840,651
営業費用	
受託者報酬	2,643
委託者報酬	94,015
その他費用	560
営業費用合計	97,218
営業損失()	6,937,869
経常損失()	6,937,869
当期純損失()	6,937,869
一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	54,084
期首剰余金又は期首欠損金()	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	275,443
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	275,443
剰余金減少額又は欠損金増加額	31,845,317
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	31,845,317
分配金	-
期末剰余金又は期末欠損金()	38,453,659

（３）【注記表】

（重要な会計方針の注記）

項目	第 1 期	
	自 平成23年 7 月 5 日 至 平成23年12月19日	
1．有価証券の評価基準及び評価方法	(1)投資信託受益証券（売買目的有価証券） 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 (2)親投資信託受益証券（売買目的有価証券） 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	
2．収益及び費用の計上基準	受取配当金の計上基準 受取配当金は原則として、配当落ち日において、確定配当金額または予想配当金額を計上しております。	
3．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間の取扱い 当計算期間は、設定日の平成23年 7 月 5 日から平成23年12月19日までとなっております。	

（貸借対照表に関する注記）

項目	第 1 期	
	（平成23年12月19日現在）	
1．受益権総数	当計算期間の末日における受益権の総数 118,627,110口	
2．元本の欠損	「投資信託財産の計算に関する規則」第55条の6第10号に規定する額 38,453,659円	
3．1単位当たり純資産額	0.6758円 (1万口 = 6,758円)	

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	第 1 期	
	自 平成23年 7 月 5 日 至 平成23年12月19日	
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益（275,609円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（142,666円）、および分配準備積立金（0円）より、分配対象収益は418,275円（1万口当たり35.25円）であります。分配を行っておりません。	

(金融商品に関する注記)

. 金融商品の状況に関する事項

項目	第 1 期 自 平成23年 7 月 5 日 至 平成23年12月19日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	<p>(1) 金融商品の内容</p> <p>1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、投資信託受益証券および親投資信託受益証券を組み入れております。</p> <p>2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。当ファンドにおけるデリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、および為替変動リスクの回避を目的としております。</p> <p>3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等</p> <p>(2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。 また、当ファンドは特定の投資信託受益証券を高位に組み入れ、原則として銘柄入替えを行わない方針ですので銘柄集中リスクがあります。 ただし、当ファンドが組み入れる特定の投資信託受益証券では、組み入れている投資信託受益証券で規定する投資方針等に基づいて多数の銘柄に分散投資が行われております。</p>

3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についてのチェックを行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかるチェックの結果については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する委員会をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。</p> <p>また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。リスクを管理する部署では、各種リスクごとに定められた頻度で、測定項目が上下限值（リミットあるいは注意レベル）内に収まっているかどうかのモニタリングを行っております。上下限値を越えていることが発見された場合は、原則として速やかに修正を行うよう、リスク管理を行う部署から関連する運用グループに是正勧告あるいは報告が行われます。また、是正勧告あるいは報告を受けた関連運用グループでは、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、リスク管理を行う部署は、上下限値に抵触した事実ならびにその後の対処結果あるいは関連運用グループの対処方針の決定に関し、必要に応じて、リスク管理を行う部署の担当役員、当該関連運用グループの担当役員およびリスク管理委員会へ報告する体制となっております。</p> <p>なお、ファンドオブファンズについては、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）の運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する部会にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断します。</p>
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって認める評価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。</p>

金融商品の時価等に関する事項

項目	第1期 (平成23年12月19日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券（投資信託受益証券および親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p>

(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等
 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

第1期（自 平成23年7月5日 至 平成23年12月19日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	7,215,921円
親投資信託受益証券	6円
合 計	7,215,915円

(デリバティブ取引に関する注記)

第1期（平成23年12月19日現在）

第1期末現在、デリバティブ取引は行っておりません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第1期（自 平成23年7月5日 至 平成23年12月19日）

該当事項はありません。

(その他の注記)

項 目	第1期 (平成23年12月19日現在)
期首元本額	1,000,000円
期中追加設定元本額	118,662,054円
期中一部解約元本額	1,034,944円

（４）【附属明細表】

有価証券明細表

(a) 株式

該当事項はありません。

(b) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	口数	評価額（円）	備考
投資信託 受益証券	J F 拡大中国消費関連株ファンド F （適格機関投資家専用）	113,158,087	77,864,079	

種類	銘柄名	元本額	評価額	
			単価	金額
親投資信託 受益証券	マネー・マーケット・ マザーファンド	10,000円	1.0006円	10,006円

【韓国内需関連株式ファンド】
（１）【貸借対照表】

（単位：円）

		第 1 期
		(平成23年12月19日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン		53,172,299
投資信託受益証券		1,368,877,445
親投資信託受益証券		10,006
未収利息		72
流動資産合計		1,422,059,822
資産合計		1,422,059,822
負債の部		
流動負債		
未払解約金		12,516,917
未払受託者報酬		170,182
未払委託者報酬		6,126,585
その他未払費用		39,655
流動負債合計		18,853,339
負債合計		18,853,339
純資産の部		
元本等		
元本		1,957,095,772
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		553,889,289
元本等合計		1,403,206,483
純資産合計		1,403,206,483
負債純資産合計		1,422,059,822

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位 : 円)

	第 1 期
	自 平成23年 7 月 5 日
	至 平成23年12月19日
営業収益	
受取利息	162,605
有価証券売買等損益	238,931,905
為替差損益	136,577,395
営業収益合計	375,346,695
営業費用	
受託者報酬	170,182
委託者報酬	6,126,585
その他費用	122,781
営業費用合計	6,419,548
営業損失 ()	381,766,243
経常損失 ()	381,766,243
当期純損失 ()	381,766,243
一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 ()	38,421,039
期首剰余金又は期首欠損金 ()	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	23,099,451
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	23,099,451
剰余金減少額又は欠損金増加額	233,643,536
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	233,643,536
分配金	-
期末剰余金又は期末欠損金 ()	553,889,289

（３）【注記表】

（重要な会計方針の注記）

項目	第 1 期	
	自 平成23年 7 月 5 日 至 平成23年12月19日	
1．有価証券の評価基準及び評価方法	(1)投資信託受益証券（売買目的有価証券） 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	
	(2)親投資信託受益証券（売買目的有価証券） 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	
2．デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。	
3．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1)外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条に基づいて処理しております。	
	(2)計算期間の取扱い 当計算期間は、設定日の平成23年 7 月 5 日から平成23年12月19日までとなっております。	

（貸借対照表に関する注記）

項目	第 1 期	
	（平成23年12月19日現在）	
1．受益権総数	当計算期間の末日における受益権の総数	1,957,095,772口
2．元本の欠損	「投資信託財産の計算に関する規則」第55条の6 第10号に規定する額	553,889,289円
3．1 単位当たり純資産額		0.7170円 （ 1 万口 = 7,170円 ）

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	第 1 期	
	自 平成23年 7 月 5 日 至 平成23年12月19日	

分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益(0円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(4,862円)、および分配準備積立金(0円)より、分配対象収益は4,862円(1万口当たり0.02円)であります。分配を行っておりません。
----------	---

（金融商品に関する注記）

．金融商品の状況に関する事項

項目	第 1 期 自 平成23年 7 月 5 日 至 平成23年12月19日
1．金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2．金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	<p>(1) 金融商品の内容</p> <p>1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、投資信託受益証券および親投資信託受益証券を組み入れております。</p> <p>2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。当ファンドにおけるデリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、および為替変動リスクの回避を目的としております。 当計算期間については、為替予約取引を行っております。</p> <p>3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等</p> <p>(2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。 また、当ファンドは特定の投資信託受益証券を高位に組み入れ、原則として銘柄入替えを行わない方針ですので銘柄集中リスクがあります。 ただし、当ファンドが組み入れる特定の投資信託受益証券では、組み入れている投資信託受益証券で規定する投資方針等に基づいて多数の銘柄に分散投資が行われております。</p>

3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についてのチェックを行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかるチェックの結果については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する委員会をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。</p> <p>また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。リスクを管理する部署では、各種リスクごとに定められた頻度で、測定項目が上下限值（リミットあるいは注意レベル）内に収まっているかどうかのモニタリングを行っております。上下限値を越えていることが発見された場合は、原則として速やかに修正を行うよう、リスク管理を行う部署から関連する運用グループに是正勧告あるいは報告が行われます。また、是正勧告あるいは報告を受けた関連運用グループでは、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、リスク管理を行う部署は、上下限値に抵触した事実ならびにその後の対処結果あるいは関連運用グループの対処方針の決定に関し、必要に応じて、リスク管理を行う部署の担当役員、当該関連運用グループの担当役員およびリスク管理委員会へ報告する体制となっております。</p> <p>なお、ファンドオブファンズについては、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）の運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する部会にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断します。</p>
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって認める評価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。</p>

金融商品の時価等に関する事項

項目	第1期 (平成23年12月19日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券（投資信託受益証券および親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p>

(3) コール・ローン、未入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等
 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

第1期（自 平成23年7月5日 至 平成23年12月19日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	227,951,402円
親投資信託受益証券	6円
合 計	227,951,396円

(デリバティブ取引に関する注記)

第1期（平成23年12月19日現在）

第1期末現在、デリバティブ取引は行っておりません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第1期（自 平成23年7月5日 至 平成23年12月19日）

該当事項はありません。

(その他の注記)

項 目	第1期 (平成23年12月19日現在)
期首元本額	1,000,000円
期中追加設定元本額	2,206,754,607円
期中一部解約元本額	250,658,835円

(4)【附属明細表】

有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

種類	銘柄	口数	評価額	備考
投資信託 受益証券	韓国ウォン			
	サムスン・アジア・コンサンプション・ リレーテッド・コリア・エクイティ・ ファンド（クラスCf）	25,023,990,554	20,400,558,059.00	
	韓国ウォン 小計	25,023,990,554	20,400,558,059.00	
	（邦貨換算額）		(1,368,877,445)	（単位：円）
	合計		1,368,877,445	単位：円
	（外貨建有価証券邦貨換算額合計）		(1,368,877,445)	（単位：円）

(注)

1. 合計金額欄の（ ）内は、外貨建有価証券にかかるもので、内書きであります。
2. 韓国ウォン表示の投資信託受益証券については、1銘柄、信託財産純資産総額に対する比率97.6%、合計に対する比率100.0%です。

種類	銘柄名	元本額	評価額	
			単価	金額
親投資信託 受益証券	マネー・マーケット・ マザーファンド	10,000円	1.0006円	10,006円

（参考）

インド内需関連株式ファンドは、「コタック・インディア・コンサンプション・ファンド・リミテッド（クラスA）」投資証券および「マネー・マーケット・マザーファンド」受益証券、アセアン内需関連株式ファンドは、「テンプルトン・アセアン・コンスーマー・ファンド」投資証券および「マネー・マーケット・マザーファンド」受益証券、チャイナ内需関連株式ファンドは、「JF 拡大中国消費関連株ファンドF（適格機関投資家専用）」投資信託受益証券および「マネー・マーケット・マザーファンド」受益証券、韓国内需関連株式ファンドは、「サムスン・アジア・コンサンプション・リレーテッド・コリア・エクイティ・ファンド（クラスCf）」投資信託受益証券および「マネー・マーケット・マザーファンド」受益証券をそれぞれ主要投資対象としており、各貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」および「投資証券」はすべて該当ファンドの受益証券であり、「親投資信託受益証券」はすべて該当マザーファンドの受益証券です。

なお、以下に記載した状況は監査の対象外です。

「コタック・インディア・コンサンプション・ファンド・リミテッド（クラスA）」の状況

初回決算を迎えておりませんので、記載すべきデータはございません。

「テンブルトン・アセアン・コンスーマー・ファンド」の状況

テンブルトン・アセアン・コンスーマー・ファンド（以下、「アセアン・ファンド」という。）はケイマンの法律に基づき設立された外国投資証券であります。アセアン・ファンドの平成23年3月1日から平成23年8月31日については、監査を受けておりません。

アセアン・ファンドの「資産・負債計算書」およびそれに続く「投資明細表」等は、平成23年8月31日現在の中間財務諸表を委託会社において抜粋し、その原文を要約して翻訳したものです。

資産・負債計算書（2011年8月31日）

資産：

投資有価証券：

取得原価	\ 2,482,759,335
時価	\ 2,438,467,613
現金	9,738,351

外貨、時価（取得原価：9,802,527円）

未収金：

売却投資有価証券	13,465,522
配当	4,188,459
未償却の募集手数料	772,662
資産合計	<u>2,466,632,607</u>

負債：

未払金：

関係会社	1,956,656
受託会社が前払いした資金	75,756,976
未払費用	2,017,205
負債合計	<u>79,730,837</u>

純資産、時価	<u>\ 2,386,901,770</u>
--------	------------------------

純資産の内訳：

元本：

1株当たり額面1.00円の議決権株式（発行済株式数100株）	\ 100
--------------------------------	-------

1株当たり額面0.10円の無議決権参加型株式（授權株式数 10,000,000株、発行済株式数248,337株）	2,449,980,000
累積損失	(63,078,330)
純資産、時価	<u>\ 2,386,901,770</u>
無議決権参加型株式：	
純資産、時価	<u>\ 2,386,901,670</u>
発行済株式数	<u>248,337</u>
1株当たり純資産額	<u>\ 9,611.54</u>

添付の注記はこれらの財務諸表の不可分の要素である。

投資明細表（2011年8月31日現在）

	産業	株式/ ワラント	金額
普通株式およびその他の株式持分 102.2%			
香港 1.8%			
Noble Group Ltd.	商社・流通業	415,000 \	42,754,819
インドネシア 31.9%			
PT Adaro Energy Tbk	石油・ガス・消耗燃料	544,500	10,235,907
PT Astra International Tbk	自動車	293,000	180,034,149
PT Bank Central Asia Tbk	商業銀行	1,238,000	91,477,482
PT Bank Danamon Indonesia Tbk	商業銀行	1,136,000	54,707,354
PT Bank Mandiri Tbk	商業銀行	246,500	15,685,308
PT Bank Rakyat Indonesia (Persero) Tbk	商業銀行	2,830,500	173,554,316
PT Indo Tambangraya Megah Tbk	石油・ガス・消耗燃料	32,500	13,011,725
PT International Nickel Indonesia Tbk	金属・鉱業	1,882,500	63,593,495
PT Panin Financial Tbk	保険	18,610,000	24,094,149
PT Ramayana Lestari Sentosa Tbk	複合小売り	6,957,000	49,763,638
PT Semen Gresik (Persero) Tbk	建設資材	117,500	9,815,425
PT United Tractors Tbk	機械	346,787	75,735,707
			<u>761,708,655</u>
マレーシア 13.8%			
AMMB Holdings Bhd.	各種金融サービス	163,000	26,537,034
CIMB Group Holdings Bhd.	商業銀行	330,000	59,911,318
Genting Bhd.	ホテル・レストラン・レジャー	236,600	57,232,295
IJM Corp. Bhd.	建築・土木	52,500	7,657,432
KPJ Healthcare Bhd.	ヘルスケア・プロバイダー /ヘルスケア・サービス	501,300	55,996,706
Kuala Lumpur Kepong Bhd.	食品	47,500	26,004,968
Lion Industries Corp. Bhd.	金属・鉱業	625,000	24,394,910
Parkson Holdings Bhd.	複合小売り	144,900	20,167,088

Sunway City Bhd.	不動産管理・開発	512,331	29,601,156
Sunway City Bhd., wts., 8/05/16	不動産管理・開発	102,465	-
UMW Holdings Bhd.	自動車部品	118,000	21,937,952
			<u>329,440,859</u>

フィリピン 5.3%

Jollibee Foods Corp.	ホテル・レストラン・レジャー	370,000	58,086,078
Pepsi-Cola Products Philippines Inc.	飲料	4,950,000	20,008,028
Universal Robina Corp.	食品	666,000	47,710,702
			<u>125,804,808</u>

シンガポール 20.0%

Fraser and Neave Ltd.	コングロマリット	410,000	153,835,948
Keppel Corp. Ltd.	コングロマリット	182,600	107,995,507
Lippo-Mapletree Indonesia	不動産投資信託	542,000	20,164,020
Olam International Ltd.	食品・生活必需品小売り	263,454	43,393,684
SembCorp Marine Ltd.	機械	341,000	88,261,388
Wilmar International Ltd.	食品	154,000	51,906,119
Yangzijiang Shipbuilding Holdings Ltd.	機械	128,000	9,442,557
			<u>474,999,223</u>

タイ 27.8%

Bangchak Petroleum PCL, fgn.	石油・ガス・消耗燃料	717,800	40,225,095
Bangkok Bank PCL, fgn.	商業銀行	59,500	24,893,401
Bangkok Chain Hospital PCL, fgn.	ヘルスケア・プロバイダー /ヘルスケア・サービス	3,196,560	56,848,259
Bangkok Dusit Medical Services PCL, fgn.	ヘルスケア・プロバイダー /ヘルスケア・サービス	457,300	73,721,007
Banpu PCL, fgn.	石油・ガス・消耗燃料	39,350	63,637,238
Kasikornbank PCL, fgn.	商業銀行	330,100	107,275,058
Land and Houses PCL, fgn.	不動産管理・開発	576,800	10,700,714
Pruksa Real Estate PCL, fgn.	不動産管理・開発	562,900	27,223,412

PTT PCL, fgn.	石油・ガス・消耗燃料	136,000	114,494,418
Siam Commercial Bank PCL, fgn.	商業銀行	269,000	81,912,230
Supalai PCL, fgn.	不動産管理・開発	769,000	27,942,431
Univanich Palm Oil PCL, fgn.	食品	170,300	35,515,813
			<u>664,389,076</u>
ベトナム 1.6%			
Binh Minh Plastics JSC	建設関連製品	48,800	6,459,816
DHG Pharmaceutical JSC	医薬品	54,000	11,715,035
Petrovietnam Fertilizer and Chemical JSC	化学	66,460	7,991,088
Vietnam Dairy Products JSC	食品	28,500	13,204,234
			<u>39,370,173</u>
普通株式およびその他の株式持分合計	2,438,467,613		
(原価：2,482,759,335円)			
その他資産、負債控除後 (2.2)%	(51,565,843)		
純資産合計 100.0%			<u><u>\2,386,901,770</u></u>

添付の注記はこれらの財務諸表の不可分の要素である。

財務諸表に対する注記（2011年8月31日現在）

1. 設立および重要な会計方針

テンブルトン・アセアン・コンシューマー・ファンド（以下「ファンド」という。）は、ケイマン諸島の会社法の規定に基づき設立されたケイマン諸島の有限責任会社である。ファンドはまた、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（2009年改訂）に基づく規制ミューチュアル・ファンドとしても登録されている。ファンドの主要な投資目標は、長期的な資本の増価である。ファンドの機能通貨および報告通貨は日本円（以下、「円」または「¥」という。）である。

ファンドの財務諸表は、米国において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して作成されている。以下は、当ファンドの重要な会計方針の要約である。

a. 金融商品の評価

ファンドは、有価証券ならびにその他の金融商品への投資を毎日公正価値で評価している。公正価値とは、通常の取引において、測定日に市場参加者間で資産を売った場合に受け取る価格または負債を譲渡した場合に支払う価格である。ファンドのディレクターが承認した手続きに従い、ファンドは、公正価値を決定するために、独立した価格決定サービス、証券・金融商品ディーラーによる相場価格およびその他の市場の情報源を利用することもある。

証券取引所またはNASDAQ全米市場システムに上場されている持分有価証券は、それぞれ直近の売値またはその日の公式の引け値で評価される。外国有価証券は、当該証券が主として取引されている外国証券取引所またはNYSEのいずれか早いほうの取引終了時点で評価される。当該価格はその後、証券の価格が決定された日のNYSEの終了時の為替レートで日本円に転換される。店頭証券は最も直近の売呼値および買呼値の範囲内で評価される。複数の市場または複数の取引所で取引される有価証券は、最も広くかつ最も代表的な市場に従い、評価される。一部の有価証券は類似の証券の基本的な特徴または関係に基づき評価される。

ファンドは、時価が容易に入手できないか、信頼を持って価格決定できない有価証券およびその他の金融商品の公正価値を決定するための手続きを有する。かかる手続きに従い、ファンドは主としてマーケットアプローチを採用し、関係または比較可能な資産または負債、最近の取引事例、市場乗数、簿価および当該投資有価証券に関するその他の関連情報を用いて、当該有価証券の公正価値を決定する。ファンドはまた、インカムアプローチを採用することもあり、それによって当該投資有価証券の見積将来キャッシュ・フローを割り引いて、公正価値を算出する。投資有価証券の処分にかかる制限の性質または期間により、割引が適用されることもある。かかる投資有価証券の評価に固有の不確実性により、公正価値は、実際の市場相場を使用した場合の価格とは大幅に異なる可能性がある。

外国の証券取引所および店頭市場での有価証券の取引は、NYSEの営業時間終了前に完了することがある。時には、外国証券の取引が終了してからNYSEが終了するまでの間にイベントが発生することがあり、ファンドが保有するポートフォリオの証券の価値の信頼性が問題になることもある。その結果、外国市場の終了時点で決定されたファンドのポートフォリオ証券の価値とNYSEの終了時点での直近の価格との間に差異が生じるかもしれない。かかる差異の発生の可能性を最小限にするために、投資運用会社は、外国市場の取引終了から一連の各国ごとの市場代用品（米国預託証券、先物契約および取引所で取引されるファンドのバスケットなど）を通じて価格変動を監視している。かかる価格変動は、ファンドが保有する外国証券の価値の信頼性が問題になるようなイベントの発生の有無の判断をサポートするために各国ごとの市場代用品について設定されたトリガー基準に対して測定される。かかるイベントが発生した場合、当該有価証券は、独立した価格決定サービスの利用を含む、公正価値決定手続きを用いて評価される。2011年8月31日現在、市場イベントが発生したため、ファンドが保有する有価証券の一部は公正価値決定手続きを用いて評価されている。

b. 外貨取引

円以外の通貨（以下、「外貨」という。）建てのポートフォリオの有価証券ならびにその他の資産および負債は、評価日の対円でのかかる通貨の為替レートで円に換算される。ファンドは外貨建て取引を容易にするために、外国為替予約を締結することがある。外貨建ての有価証券の売買、収益および費用項目は取引日の実勢為替レートで円に換算される。外貨建てのポートフォリオの有価証券ならびに資産および負債は、かかる通貨が円に対し相対的に価値が下落するリスクを負っている。時には、円の等価価値への換算に用いられる為替レートの入手可能性または信頼性に影響を及ぼすイベントが発生することもある。かかるイベントが発生した場合、為替レートはファンドのディレクターが設定、承認した手続きを用いて公正価値で評価される。

ファンドは、為替レートの変動の影響と保有有価証券の時価の変動による影響を分離して報告していない。かかる変動は損益計算書上、投資による実現および未実現純損益に含まれている。

実現為替損益は外貨の売買により生じ、為替差損益は有価証券取引の取引日と決済日との間、および配当、利息および外国源泉徴収税の報告金額と実際に受け払いした日本円等価金額との差異により発生する。純未実現為替差損益は、報告期間末現在の保有有価証券の投資以外の外貨建て資産および負債の為替レートの変動により生じる。

c. 法人税

ケイマン諸島の現行法に従い、ファンドが払うべき所得税、不動産税、法人税、贈与税、キャピタル・ゲイン税、売上税またはその他の税金はない。ファンドは可能な場合は、いかなる管轄区でも法人所得税の対象とならないように、事業を遂行する意向である。ファンドは一部のその他の管轄区では所得税申告を行うかもしれない。これらの課税規則に関するファンドの申請は、その理解を条件とする。ファンドがテクニカル・メリットに基づく「可能性が高い（確立50%以上）」基準を満たせず、税務当局による調査により税ポジションを維持できない場合は、ファンドは所得税申

告で採用した（または採用する予定の）税ポジションに関して、財務諸表に納税引当金（該当する場合は罰金および利息を含めて）を計上する。2011年8月31日現在、すべての税務調査対象年度において、ファンドはその財務諸表に納税引当金は必要ないと判断した。税務調査対象年度とは、税務調査の対象となりうる課税年度のことであり、それぞれの税管轄区の出訴期限に基づく。

ファンドは、ファンドが投資している外国管轄区において受け取った利益、有価証券売却にかかるキャピタル・ゲインおよび外貨取引に関して外国課税の対象となることがある。外国課税は、ファンドが投資する外国市場の税規則および税率に基づき計上される。

キャピタル・ゲイン税の適用が決定した場合、ファンドはかかる証券の未実現純利益に関する見積繰延税金負債を、当該有価証券が評価日に処分された場合に支払うべき金額で計上する。

d. 有価証券取引、投資利益、費用および分配

参加型株式1株当たり純資産額は、毎日決定される。有価証券取引は約定日基準で計上される。有価証券取引にかかる実現損益は規定された認識基準により決定される。見積費用は毎日計上される。配当収益は配当落日に計上される。ただし、外国証券による一部の配当は、ファンドが配当落日を知らされるとすぐに認識される。ファンドは少なくとも四半期ごとに投資純利益および純実現キャピタル・ゲインから分配を行う意向である。分配金額は異なる可能性があり、ファンドが利益配当またはキャピタル・ゲイン分配のいずれかを支払うことは保証されていない。

e. 募集費用

募集費用は12ヶ月間にわたり定額法で償却される。

f. 会計上の見積り

米国において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠した財務諸表の作成において、経営者は、当財務諸表日の資産および負債の報告金額および報告期間中の利益および費用の金額に影響を与える見積りおよび仮定を行わなければならない。実際の結果はこれらの見積りと異なる可能性がある。

g. 保証および補償

ファンドの設立証書に従い、ディレクターはファンドのための責務の遂行により生じた負債についてファンドから補償される。さらに、通常の事業の中で、ファンドは一般的な損害補償条項を持つサービス提供者と契約を締結している。これらの契約に基づくファンドの最大エクスポージャーは、それが現在発生していないが、ファンドに対して発生する将来のクレームに関するものであるため、不明である。現在、ファンドは損失リスクが僅少であると見込んでいる。

「JF拡大中国消費関連株ファンドF（適格機関投資家専用）」の状況

JF拡大中国消費関連株ファンドF（適格機関投資家専用）（以下、「拡大中国株ファンド」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。

なお、拡大中国株ファンドの第2特定期間（平成23年6月14日から平成23年12月12日まで）の財務諸表については、あらた監査法人による監査を受けております。

（1）貸借対照表

（単位：円）

区分	注記 番号	前期 (平成23年6月13日現在)	当期 (平成23年12月12日現在)
		金額	金額
資産の部			
流動資産			
親投資信託受益証券		1,807,599,971	1,204,476,446
未収入金		15,000,000	-
流動資産合計		1,822,599,971	1,204,476,446
資産合計		1,822,599,971	1,204,476,446
負債の部			
流動負債			
未払収益分配金		1,836,720	5,095,337
未払解約金		15,000,000	-
未払受託者報酬		253,876	155,923
未払委託者報酬		3,891,014	2,389,711
その他未払費用		103,593	63,615
流動負債合計		21,085,203	7,704,586
負債合計		21,085,203	7,704,586
純資産の部			
元本等			
元本	1	1,836,720,567	1,698,445,949

剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	2	35,205,799	501,674,089
（分配準備積立金）		6,850,547	857,116
元本等合計		1,801,514,768	1,196,771,860
純資産合計		1,801,514,768	1,196,771,860
負債純資産合計		1,822,599,971	1,204,476,446

(2) 損益及び剰余金計算書

(単位：円)

区分	注記 番号	前期 (自 平成22年12月22日 至 平成23年 6月13日)	当期 (自 平成23年 6月14日 至 平成23年12月12日)
		金額	金額
営業収益			
有価証券売買等損益		26,862,646	443,900,813
営業収益合計		26,862,646	443,900,813
営業費用			
受託者報酬		405,509	371,291
委託者報酬	1	6,214,989	5,690,528
その他費用		165,456	151,490
営業費用合計		6,785,954	6,213,309
営業損失()		33,648,600	450,114,122
経常損失()		33,648,600	450,114,122
当期純損失()		33,648,600	450,114,122
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()		8,754,126	11,109,823
期首剰余金又は期首欠損金()		-	35,205,799
剰余金増加額又は欠損金減少額		9,033,647	13,743,626
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		4,413,497	13,743,626
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		4,620,150	-
剰余金減少額又は欠損金増加額		-	29,498,819
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-	29,498,819
分配金	2	1,836,720	11,708,798
期末剰余金又は期末欠損金()		35,205,799	501,674,089

(3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	当財務諸表対象期間
1. 有価証券の評価基準および評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	特定期間末日の取扱い 平成23年6月11日および平成23年6月12日が休日のため、信託約款第35条により、第1特定期間末日を平成23年6月13日としております。また、平成23年12月11日が休日のため、第2特定期間末日を平成23年12月12日としております。

(追加情報)

当特定期間の期首以後に行われる会計上の変更および過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）および「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	前期 (平成23年6月13日現在)	当期 (平成23年12月12日現在)
1 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額および期中解約元本額		
期首元本額	10,000円	1,836,720,567円
期中追加設定元本額	2,013,379,850円	154,578,819円
期中一部解約元本額	176,669,283円	292,853,437円
2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は35,205,799円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は501,674,089円であります。
3 特定期間末日における受益権の総数	1,836,720,567口	1,698,445,949口
1口当たりの純資産額	0.9808円	0.7046円
(1万口当たりの純資産額)	(9,808円)	(7,046円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	前期	当期
	(自 平成22年12月22日 至 平成23年 6月13日)	(自 平成23年 6月14日 至 平成23年12月12日)
1 信託財産の運用の指図に関する権限の全部または一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額	純資産総額に年率0.5%を乗じて得た額	同左
2 分配金の計算過程	(自 平成22年12月22日 至 平成23年 3月11日)	(自 平成23年 6月14日 至 平成23年 9月12日)
費用控除後の配当等収益額	- 円	4,612,338円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	- 円	- 円
収益調整金額	28,903円	441,545円
分配準備積立金額	- 円	6,000,394円
当ファンドの分配対象収益額	28,903円	11,054,277円
当ファンドの期末残存口数	1,923,660,669口	1,653,365,473口
1万口当たり収益分配対象額	0.15円	66.85円
1万口当たり分配金額	- 円	40.00円
収益分配金金額	- 円	6,613,461円
	(自 平成23年 3月12日 至 平成23年 6月13日)	(自 平成23年 9月13日 至 平成23年12月12日)
費用控除後の配当等収益額	8,687,267円	2,093,401円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	- 円	- 円
収益調整金額	206,699円	714,970円
分配準備積立金額	- 円	3,859,052円
当ファンドの分配対象収益額	8,893,966円	6,667,423円
当ファンドの期末残存口数	1,836,720,567口	1,698,445,949口
1万口当たり収益分配対象額	48.42円	39.25円
1万口当たり分配金額	10.00円	30.00円
収益分配金金額	1,836,720円	5,095,337円

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する注記

	当財務諸表対象期間
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容およびそのリスク	当ファンドが当特定期間中に保有した主な金融商品は、以下に記載される親投資信託受益証券であります。 JF拡大中国消費関連株マザーファンド（適格機関投資家専用） 親投資信託の受益証券を主要投資対象として運用を行うため、親投資信託受益証券と同様のリスクを伴います。親投資信託受益証券には、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク、流動性のリスクがあります。当該リスクは結果的に当ファンドに影響を及ぼします。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドで投資対象とする金融商品に係るリスク管理体制は次のとおりです。 (1)運用部門から独立したインベストメント・ダイレクターは、パフォーマンス評価担当部署から報告を受け、運用成果（パフォーマンス）のモニターおよびリスク指標やリスク水準のチェックを行い、必要があれば是正を求めます。更に、投資制限の管理を行います。 (2)リスク管理部門は、投資制限遵守状況の管理等、運用状況の管理・監督を行っています。

金融商品の時価等に関する事項

	各特定期間末
1. 貸借対照表計上額、時価およびその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 (2)有価証券以外の金融商品 有価証券以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件による場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前期 (平成23年6月13日現在)	当期 (平成23年12月12日現在)
		最終計算期間の損益に含まれた評価差額（円）

親投資信託受益証券	16,137,647	222,111,765
合計	16,137,647	222,111,765

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

(4) 附属明細表

第1 有価証券明細表(平成23年12月12日現在)

(イ) 株式

該当事項はありません。

(ロ) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	J F 拡大中国消費関連株マザーファンド (適格機関投資家専用)	1,678,011,210	1,204,476,446	
合計			1,678,011,210	1,204,476,446	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引および為替予約取引の契約額等および時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

「J F 拡大中国消費関連株ファンドF（適格機関投資家専用）」は「J F 拡大中国消費関連株マザーファンド（適格機関投資家専用）」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、全て同親投資信託の受益証券であります。

尚、同親投資信託の状況は以下の通りであります。

「J F 拡大中国消費関連株マザーファンド（適格機関投資家専用）」の状況

尚、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

（１）貸借対照表

（単位：円）

区分	注記 番号	(平成23年6月13日現在)	(平成23年12月12日現在)
		金額	金額
資産の部			
流動資産			
預金		15,011,767	41,243,860
コール・ローン		874,176	7,519,373
株式		1,790,426,508	1,159,842,432
派生商品評価勘定		10,051	258
未収入金		20,097,144	-
未収配当金		5,658,950	1,911,417
未収利息		1	10
流動資産合計		1,832,078,597	1,210,517,350
資産合計		1,832,078,597	1,210,517,350
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		89,645	-
未払金		9,471,047	6,055,801
未払解約金		15,000,000	-
流動負債合計		24,560,692	6,055,801
負債合計		24,560,692	6,055,801
純資産の部			
元本等			

元本	1	1,833,823,650	1,678,011,210
剰余金			
剰余金又は欠損金（ ）	2	26,305,745	473,549,661
元本等合計		1,807,517,905	1,204,461,549
純資産合計		1,807,517,905	1,204,461,549
負債純資産合計		1,832,078,597	1,210,517,350

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	当財務諸表対象期間
1. 有価証券の評価基準および評価方法	<p>株式</p> <p>移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。</p> <p>(1)金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場）で評価しております。計算期間末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でない認められた場合は、当該金融商品取引所等における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。</p> <p>(2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3)時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
2. デリバティブ等の評価基準および評価方法	<p>為替予約取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <p>為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。</p>
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。ただし、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定および外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>

(追加情報)

当期間の期首以後に行われる会計上の変更および過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）および「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	(平成23年6月13日現在)	(平成23年12月12日現在)
1 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額、期中追加設定元本額および期中解約元本額		
期首元本額	10,000円	1,833,823,650円
期中追加設定元本額	2,012,544,929円	152,888,909円
期中解約元本額	178,731,279円	308,701,349円
本報告書における開示対象ファンドの期末における元本の内訳(注)		
J F 拡大中国消費関連株ファンドF(適格機関投資家専用)	1,833,823,650円	1,678,011,210円
合計	1,833,823,650円	1,678,011,210円
2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は26,305,745円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は473,549,661円であります。
3 本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日における受益権の総数	1,833,823,650口	1,678,011,210口
1 口当たりの純資産額	0.9857円	0.7178円
(1万口当たりの純資産額)	(9,857円)	(7,178円)

(注) 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する注記

	当財務諸表対象期間
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容およびそのリスク	当ファンドが当期間中に保有した主な金融商品は株式およびデリバティブ取引であり、当ファンドで利用しているデリバティブ取引は、通貨関連では為替予約取引であります。当ファンドが保有した金融商品およびデリバティブ取引には、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク、流動性のリスクがあります。 なお、デリバティブ取引は、通貨関連では信託財産の効率的な運用に資する目的として利用しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドは運用を外部委託しておりますが、投資対象とする金融商品に係るリスク管理体制は次のとおりです。 (1)運用部門から独立したインベストメント・ダイレクターおよび外部委託先において運用部門から独立したインベストメント・ダイレクターは、パフォーマンス評価担当部署から報告を受け、運用成果（パフォーマンス）のモニターを行います。さらに外部委託先のインベストメント・ダイレクターは、リスク指標やリスク水準のチェックを行い、必要があれば是正を求めます。 (2)リスク管理部門は、投資制限遵守状況の管理等、運用状況の管理・監督を行っています。 (3)運用商品部は外部委託先のリスク管理体制に変更がないか継続的にモニタリングします。運用商品部長はその結果をリスク・コミッティーに報告し、当該報告内容に問題点があった際には、必要に応じてリスク・コミッティーより勧告を受けます。また運用商品部長は、委託先の業務遂行能力に問題があると判断した場合は、業務改善指導、委託解消等の対応策を実施します。

金融商品の時価等に関する事項

	各期間末
1. 貸借対照表計上額、時価およびその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 「デリバティブ取引等に関する注記」に記載しております。 (3)有価証券およびデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券およびデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件による場合、当該価額が異なることもあります。
----------------------------	--

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	(平成23年6月13日現在)	(平成23年12月12日現在)
	当期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当期間の損益に含まれた評価差額 (円)
株式	45,491,281	172,952,616
合計	45,491,281	172,952,616

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

(通貨関連)

区分	種類	(平成23年6月13日現在)				(平成23年12月12日現在)			
		契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
市場 取引 以外 の取 引	為替予約取引 買建 アメリカドル	6,425,149	-	6,435,200	10,051	-	-	-	-
	売建 アメリカドル	21,000,000	-	21,077,193	77,193	1,000,000	-	999,742	258
	香港ドル	6,425,149	-	6,437,601	12,452	-	-	-	-
合計		33,850,298	-	33,949,994	79,594	1,000,000	-	999,742	258

(注) 1. 為替予約の時価の算定方法

(1) 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という。）の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算期間末日に当該日を越える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。
- ・ 計算期間末日に当該日を越える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。

(2) 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対

顧客電信売買相場の仲値により評価しております。

- 2．換算において円未満の端数は切り捨てております。
- 3．契約額等および時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表（平成23年12月12日現在）

(イ) 株式

通貨	銘柄	株式数	評価額単価	評価額金額	備考
アメリカドル	NEW ORIENTAL EDUCATION & TECH-SP ADR	12,281	24.18	296,954.58	
小計	銘柄数：	1		296,954.58	
				(23,067,431)	
	組入時価比率：	1.9%		2.0%	
香港ドル	PRADA HOLDING SPA	160,700	35.85	5,761,095.00	
	SANDS CHINA LTD	351,200	23.15	8,130,280.00	
	WYNN MACAU LIMITED	121,200	19.42	2,353,704.00	
	BELLE INTERNATIONAL HOLDINGS	352,000	14.02	4,935,040.00	
	CHINA ZHENG TONG AUTO SERVICES HOLDINGS	387,000	6.72	2,600,640.00	
	HENGDELI HOLDINGS LIMITED	768,000	2.86	2,196,480.00	
	INTIME DEPARTMENT STORE GROUP COMPANY	800,000	8.09	6,472,000.00	
	LIFESTYLE INTL HLDGS LTD	188,000	17.86	3,357,680.00	
	MAOYE INTERNATIONAL HOLDINGS	1,673,000	1.56	2,609,880.00	
	PARKSON RETAIL GROUP LTD	385,500	9.59	3,696,945.00	
	SPRINGLAND INTERNATIONAL HOLDINGS LTD	1,081,000	4.92	5,318,520.00	
	BEIJING JINGKELONG SUPERMARKET CHAIN-H	327,000	6.61	2,161,470.00	
	LIANHUA SUPERMARKET HOLDINGS LIMITED-H	240,000	9.28	2,227,200.00	
	SUN ART RETAIL GROUP LTD	516,500	10.30	5,319,950.00	
	TINGYI (CAYMAN ISLANDS) HOLDING CORP	302,000	24.35	7,353,700.00	
	WANT WANT HOLDINGS LIMITED	1,227,000	7.76	9,521,520.00	
	CHINA VANKE CO LTD-B	605,100	7.57	4,580,607.00	
	MIDLAND HOLDINGS LIMITED	1,006,000	3.93	3,953,580.00	
	TENCENT HOLDINGS LIMITED	44,900	148.80	6,681,120.00	
	CHINA RESOURCES GAS GROUP LIMITED	526,000	10.86	5,712,360.00	
小計	銘柄数：	20		94,943,771.00	
				(947,538,834)	
	組入時価比率：	78.7%		81.7%	

新台幣ドル	PRESIDENT CHAIN STORE CORP	231,000	167.00	38,577,000.00	
	UNI-PRESIDENT ENTERPRISES CORP	226,000	43.55	9,842,300.00	
	CHINA LIFE INSURANCE CO LTD	485,871	24.65	11,976,720.15	
	PRINCE HOUSING & DEVELOPMENT CORPORATION	885,400	14.95	13,236,730.00	
小計	銘柄数：	4		73,632,750.15	
				(189,236,167)	
	組入時価比率：	15.7%		16.3%	
合計				1,159,842,432	
				(1,159,842,432)	

(注) 各通貨計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注) 小計・合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(注) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各通貨計欄の合計金額に対する比率であります。

(口) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引および為替予約取引の契約額等および時価の状況表

当表に記載すべき内容は、「デリバティブ取引等に関する注記 取引の時価等に関する事項」に開示しておりますので、記載を省略しております。

「サムスン・アジア・コンサンプション・リレーテッド・コリア・エクイティ・ファンド（クラスCf）」の状況

サムスン・アジア・コンサンプション・リレーテッド・コリア・エクイティ・ファンド（クラスCf）（以下、「韓国・ファンド」という。）は韓国の法律に基づき設立された外国投資信託受益証券であります。韓国・ファンドは、平成22年12月27日から平成23年6月16日においては、韓国において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠した財務諸表を作成し、デロイト トウシュ トーマツによる監査を受けております。

韓国・ファンドの「財務状態表」等は、平成23年6月16日現在の財務諸表を委託会社において抜粋し、その原文を要約して翻訳したものです。

財務状態表（2011年6月16日現在）

（単位：韓国ウォン）

科目	第1期	
資産		
運用資産		26,781,581,603
(1) 現金および預金	2,847,306,153	
1. 現金および現金同等物	2,847,306,153	
(2) 貸付債権	15,960,000	
1. コール・ローン	15,960,000	
(3) 有価証券	23,918,315,450	
1. 投資有価証券（注記2）	23,918,315,450	
その他の資産		1,366,180,508
1. 売却有価証券未収金	1,343,545,774	
2. 未収利息	634,534	
3. 未収配当金	22,000,200	
資産合計		28,147,762,111
負債		
その他の負債		3,697,623,233
1. 未払買入有価証券	1,122,925,580	
2. 未払運用報酬	46,505,417	
3. 未払販売報酬	3,822,327	
4. 未払信託報酬	1,911,144	
5. 未払分配金	2,520,347,152	
6. その他の未払費用	2,111,613	

負債合計	3,697,623,233
資本	
. 元本	24,450,138,878
. 利益剰余金	-
（総口数：24,450,138,878口） （1,000口当たりの基準価額 ：1,000.00ウォン）	
資本合計	24,450,138,878
負債および資本合計	28,147,762,111

（注）「財務諸表に対する注記」参照

財務諸表に対する注記（2010年12月27日から2011年6月16日まで）

1. 重要な会計処理方針

投資信託の財務諸表は、大韓民国の企業会計基準書第5003号「集団投資機構」を含む、大韓民国において一般的に認められている会計処理基準に従って作成されており、投資信託が採用している重要な会計処理方針は以下のとおりです。

（1）キャッシュフロー表の不作成

当投資信託は運用資産の大部分において流動性が非常に大きく、公正価値で評価され、負債が重要ではないため、企業会計基準書第5003号の第4項に従い、キャッシュフロー表を作成していません。

（2）投資有価証券の評価

国内の証券市場に上場された株式は、報告期間終了日に証券市場において取引された最終の時価により評価しています。それに伴う評価損益は、投資有価証券売買益または投資有価証券売買損の勘定科目に含めて認識しています。

（3）受取配当金および受取利息

受取配当金は受取配当金推定額を配当落日に認識し、受取配当金が確定した時点において受取配当金推定額と受取配当金確定額の差額を受取配当金に加減し、受取利息は発生主義に基づいて認識しています。

（4）所得税等

信託資産の運用において発生し信託資産に帰属する所得に関する納税義務はなく、受益者に対する収益分配金支払時の所得税源泉徴収義務のみ発生します。

2. 投資有価証券明細表

(1) 当期末現在の投資有価証券の内訳は以下のとおりです（単位：千韓国ウォン）。

銘柄	数量	取得価額	帳簿価額	構成比(%)
有価証券市場上場：				
Hyundai Motor	7,976	1,530,260	1,818,528	7.60
LG Chemical	2,815	1,257,504	1,382,165	5.78
Hynix Semiconductor	50,153	1,366,485	1,316,516	5.50
Homan Petro Chemical	3,221	1,150,338	1,186,939	4.96
Samsung Electronics	1,245	1,170,979	1,055,760	4.41
NCSOFT	3,492	779,591	955,062	3.99
Daelim Industrial	8,676	929,473	937,008	3.92
LG Display	29,967	1,085,216	906,502	3.79
Hyundai Mobis	2,428	743,969	905,644	3.79
Hyundai Heavy Industries	1,811	834,917	806,801	3.37
KB Financial Group	14,312	833,066	718,462	3.00
Hanjin Heavy Industries and Construction	22,530	761,393	698,430	2.92
GS Engineering & Construction	5,862	693,187	688,785	2.88
Hyundai Engineering & Construction	7,790	625,199	640,338	2.68
OCI	1,329	607,221	579,444	2.42
Hyundai Steel	4,983	640,147	578,028	2.42
Hana Financial Group	14,411	609,180	534,648	2.24
Korean Air	7,811	503,744	523,337	2.19
GS	5,726	497,929	491,291	2.05
SK Innovation	2,144	454,851	469,536	1.96
SK C&C	2,838	378,215	385,968	1.61
Nexen Tire	21,040	267,238	375,564	1.57
Samsung Heavy Industries	7,752	293,193	352,328	1.47
Hyundai Marine & Fire Insurance	11,480	323,723	317,422	1.33
Green Cross Corp	1,903	271,145	314,947	1.32
Daewoo Shipbuilding & Marine Engineering	7,270	334,216	314,428	1.31
Samsung Techwin	3,562	295,152	308,113	1.29
Samsung C&T	3,562	239,393	286,029	1.20
The Basic House	12,080	247,099	283,880	1.19
Korea Zinc	716	279,519	273,154	1.14
Shinhan Financial Group	5,520	273,998	272,136	1.14

Samsung Fire & Marine Insurance	1,140	265,790	271,320	1.13
Seah Besteel Corp	4,343	223,507	249,288	1.04
Kangwon Land	8,858	233,104	242,709	1.01
その他	18,265	400,113	395,945	1.66
	309,011	21,400,054	21,836,455	91.30
KOSDAQ市場上場：				
OCI Materials Co.	6,414	757,944	783,791	3.28
Celltrion Inc.	11,666	396,645	453,224	1.89
CJ O Shopping	1,139	263,092	259,350	1.08
Pyeong Hwa Automotive Co.	13,472	250,956	244,517	1.02
その他	37,539	323,162	340,978	1.43
	70,230	1,991,799	2,081,860	8.70
投資有価証券計	379,241	23,391,853	23,918,315	100.00

「マネー・マーケット・マザーファンド」の状況

(1) 貸借対照表

対象年月日	(平成23年12月19日現在)
科目	金額(円)
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	3,651,295
国債証券	87,791,769
未収利息	228,903
前払費用	149,657
流動資産合計	91,821,624
資産合計	91,821,624
負債の部	
流動負債	
未払金	302,409
流動負債合計	302,409
負債合計	302,409
純資産の部	
元本等	
元本	
元本	91,464,918
剰余金	
剰余金又は欠損金()	54,297
元本等合計	91,519,215
純資産合計	91,519,215
負債純資産合計	91,821,624

(注) 「マネー・マーケット・マザーファンド」は、毎年3月1日(ただし、休業日の場合は翌営業日)に決算を行います。上記の貸借対照表は平成23年12月19日現在における同マザーファンドの状況です。

(2) 注記表

(重要な会計方針の注記)

項目	自平成23年7月5日 至平成23年12月19日
有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券（売買目的有価証券） 個別法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(平成23年12月19日現在)
1. 受益権総数	平成23年12月19日現在における受益権の総数 91,464,918口
2. 1単位当たり純資産額	1.0006円 (1万口 = 10,006円)

(金融商品に関する注記)

. 金融商品の状況に関する事項

項目	自平成23年7月5日 至平成23年12月19日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、国債証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。当ファンドにおけるデリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、および価格変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等

	<p>(2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。</p>
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についてのチェックを行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかるチェックの結果については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する委員会をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。</p> <p>また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。リスクを管理する部署では、各種リスクごとに定められた頻度で、測定項目が上下限值（リミットあるいは注意レベル）内に収まっているかどうかのモニタリングを行っております。上下限値を越えていることが発見された場合は、原則として速やかに修正を行うよう、リスク管理を行う部署から関連する運用グループに是正勧告あるいは報告が行われます。また、是正勧告あるいは報告を受けた関連運用グループでは、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、リスク管理を行う部署は、上下限値に抵触した事実ならびにその後の対処結果あるいは関連運用グループの対処方針の決定に関し、必要に応じて、リスク管理を行う部署の担当役員、当該関連運用グループの担当役員およびリスク管理委員会へ報告する体制となっております。</p>
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって認める評価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。</p>

金融商品の時価等に関する事項

項目	(平成23年12月19日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券（国債証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p>

(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿
価額を時価としております。

(デリバティブ取引に関する注記)

(平成23年12月19日現在)

平成23年12月19日現在、デリバティブ取引は行っておりません。

(関連当事者との取引に関する注記)

(自平成23年7月5日至平成23年12月19日)

該当事項はありません。

(その他の注記)

(平成23年12月19日現在)	
本有価証券報告書における開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	90,675,139円
同期中における追加設定元本額	789,779円
同期中における一部解約元本額	- 円
平成23年12月19日現在における元本の内訳	
日興ワールドC Bファンド(通貨アルファ戦略コース)	70,000,000円
日興ワールドC Bファンド(円ヘッジありコース)	9,500,000円
日興ワールドC Bファンド(円ヘッジなしコース)	9,800,000円
日興新成長資産3分法ファンド(毎月分配型)(通貨アルファ戦略コース)	1,300,131円
日興新成長資産3分法ファンド(毎月分配型)(円ヘッジコース)	75,008円
インド内需関連株式ファンド	10,000円
アセアン内需関連株式ファンド	10,000円
チャイナ内需関連株式ファンド	10,000円
韓国内需関連株式ファンド	10,000円
高成長インド・中型株式ファンド	49,986円
アジア好利回りリート・ファンド	99,971円
アジア好利回りリート・ファンド・トルコリラ	99,971円
アジア好利回りリート・ファンド・ブラジルリアル	499,851円
合 計	91,464,918円

(3) 附属明細表

有価証券明細表

(a) 株式

該当事項はありません。

(b) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
----	----	------	-----	----

国債証券	第237回利付国債(10年)	45,000,000	45,152,100	
	第239回利付国債(10年)	14,100,000	14,190,099	
	第241回利付国債(10年)	14,100,000	14,225,349	
	第244回利付国債(10年)	14,100,000	14,224,221	
	国債証券 小計	87,300,000	87,791,769	
	合計		87,791,769	

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

a．インド内需関連株式ファンド

	平成24年 1月31日現在
資産総額	304,322,700 円
負債総額	81,546,547 円
純資産総額(-)	222,776,153 円
発行済口数	282,833,448 口
1口当たり純資産額(/)	0.7877 円
(1万口当たり純資産額	7,877 円)

b．アセアン内需関連株式ファンド

	平成24年 1月31日現在
資産総額	283,061,618 円
負債総額	38,255,970 円
純資産総額(-)	244,805,648 円
発行済口数	269,493,432 口
1口当たり純資産額(/)	0.9084 円
(1万口当たり純資産額	9,084 円)

c．チャイナ内需関連株式ファンド

	平成24年 1月31日現在
資産総額	163,507,559 円
負債総額	128,564 円
純資産総額(-)	163,378,995 円
発行済口数	231,339,157 口
1口当たり純資産額(/)	0.7062 円
(1万口当たり純資産額	7,062 円)

d．韓国内需関連株式ファンド

	平成24年 1月31日現在
資産総額	1,542,733,361 円
負債総額	18,793,332 円

純資産総額(-)	1,523,940,029 円
発行済口数	1,986,500,837 口
1口当たり純資産額(/)	0.7671 円
(1万口当たり純資産額	7,671 円)

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、ファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券は発行されません。

イ 名義書換

該当事項はありません。

ロ 受益者名簿

作成しません。

ハ 受益者に対する特典

ありません。

ニ 受益権の譲渡および譲渡制限等

(イ) 受益権の譲渡

- a. 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
- b. 上記aの申請のある場合には、上記aの振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記aの振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- c. 上記aの振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(ロ) 受益権の譲渡制限および譲渡の対抗要件

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

ホ 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議の上、社振法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

ヘ 償還金

償還金は、原則として、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に支払います。

ト 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

イ 資本金の額および株式数

平成24年1月31日現在

資本金の額	2,000百万円
会社が発行する株式の総数	60,000株
発行済株式総数	17,640株

ロ 最近5年間における資本金の額の増減

該当ありません。

ハ 会社の機構

委託会社の取締役は7名以内とし、株主総会で選任されます。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。

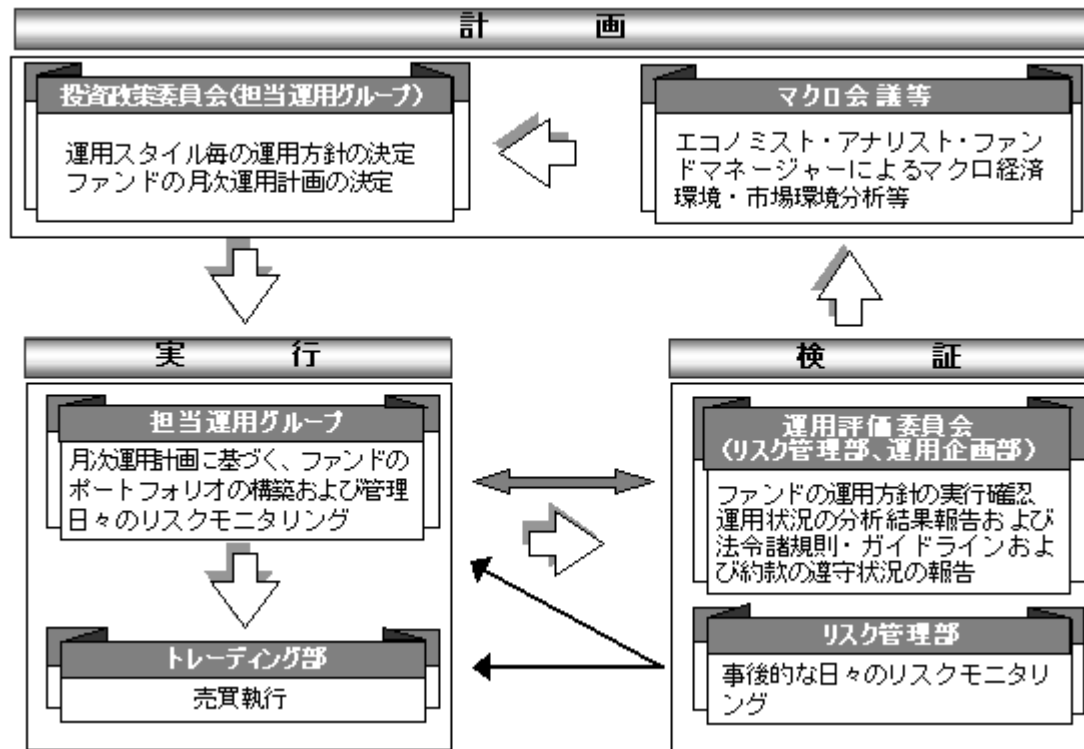
取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、補欠または増員によって選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとします。

委託会社の業務上重要な事項は、取締役会の決議により決定します。

取締役会は、取締役会の決議によって、代表取締役を若干名を選定します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を1名選定し、必要に応じて取締役会長1名のほか、取締役副社長、専務取締役、常務取締役を若干名選定することができます。

ニ 投資信託の運用の流れ



2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成24年1月31日現在、委託会社が運用を行っている投資信託（親投資信託は除きます）は、以下の通りです。

（平成24年1月31日現在、単位：百万円）

		本数	純資産総額
株式投資信託	単位型	42 (2)	54,123 (5,170)
	追加型	303 (132)	4,485,907 (2,950,917)
	計	345 (134)	4,540,030 (2,956,087)
公社債投資信託	単位型	0 (0)	0 (0)
	追加型	0 (0)	0 (0)
	計	0 (0)	0 (0)
合計		345 (134)	4,540,030 (2,956,087)

()内は、私募投資信託分であり、内書き表記しております。

3【委託会社等の経理状況】

1 当社の財務諸表は、第25期（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）については、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しており、第26期（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）については、改正後の「財務諸表等規則」並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、第27期中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）については、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2 当社は、第25期（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、あずさ監査法人の監査を受けており、第26期（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。

また、第27期中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の中間監査を受けております。

なお、あずさ監査法人は、監査法人の種類の変更により平成22年7月1日付をもって、名称を有限責任 あずさ監査法人に変更しております。

（１）【貸借対照表】

（単位：千円）

	第 25 期 （平成22年 3月31日現在）	第 26 期 （平成23年 3月31日現在）
（ 資 産 の 部 ）		
流動資産		
現金及び預金	2 15,484,883	17,127,600
有価証券	2,999,185	3,999,722
前払費用	248,594	264,910
未収入金	6,524	607,623
未収委託者報酬	3,405,895	3,712,698
未収運用受託報酬	456,672	326,523
未収投資助言報酬	2 426,716	412,606
未収収益	7,020	27,051
繰延税金資産	244,770	241,975
その他の流動資産	1,392	1,299
流動資産計	23,281,654	26,722,012
固定資産		
有形固定資産		
建物	173,574	148,698
器具備品	150,631	232,209
有形固定資産合計	324,206	380,907
無形固定資産		
電話加入権	150	138
商標権	6,160	4,216
無形固定資産合計	6,310	4,354
投資その他の資産		
投資有価証券	6,923,150	4,980,828
関係会社株式	236,178	234,921
長期差入保証金	681,764	681,432
長期前払費用	7,822	10,561

会員権	20,113	20,113
繰延税金資産	524,820	606,449
投資その他の資産合計	8,393,850	6,534,307
固定資産計	8,724,367	6,919,569
資産合計	32,006,022	33,641,581

(単位：千円)

	第 25 期 (平成22年3月31日現在)	第 26 期 (平成23年3月31日現在)
(負債の部)		
流動負債		
預り金	46,362	47,190
未払金		
未払収益分配金	943	681
未払償還金	18,453	21,638
未払手数料	2 1,523,402	1,971,626
その他未払金	71,728	64,551
未払費用	869,497	824,240
未払消費税等	74,053	126,666
未払法人税等	1,264,485	1,004,164
賞与引当金	293,651	327,914
流動負債計	4,162,578	4,388,674
固定負債		
退職給付引当金	1,137,766	1,310,821
固定負債計	1,137,766	1,310,821
負債合計	5,300,344	5,699,496
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金		
資本準備金	8,628,984	8,628,984
資本剰余金合計	8,628,984	8,628,984
利益剰余金		
利益準備金	284,245	284,245
その他利益剰余金		
配当準備積立金	60,000	60,000

別途積立金	1,476,959	1,476,959
繰越利益剰余金	14,172,932	15,381,398
利益剰余金合計	15,994,137	17,202,602
株主資本計	26,623,121	27,831,586
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	82,556	110,498
評価・換算差額等計	82,556	110,498
純資産合計	26,705,677	27,942,085
負債・純資産合計	32,006,022	33,641,581

（２）【損益計算書】

（単位：千円）

	第 25 期 （自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日）	第 26 期 （自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日）
営業収益		
委託者報酬	21,113,167	27,350,519
運用受託報酬	2,492,177	2,113,027
投資助言報酬	1,893,038	1,828,087
その他営業収益		
情報提供コンサルタント業務報酬	5,000	5,000
投資法人運用受託報酬	43,853	35,635
サービス支援手数料	-	234,885
その他	12,348	26,930
営業収益計	25,559,586	31,594,086
営業費用		
支払手数料	9,706,627	14,161,927
広告宣伝費	420,508	482,728
公告費	2,339	4,634
調査費		
調査費	579,477	537,254
委託調査費	1,556,961	2,115,042
営業雑経費		
通信費	31,515	34,433
印刷費	278,539	266,803
協会費	19,271	23,235
諸会費	12,955	11,346
情報機器関連費	2,005,507	2,066,205
販売促進費	13,183	27,670
その他	66,833	79,571
営業費用計	14,693,722	19,810,852

一般管理費		
給料		
役員報酬	155,835	155,867
給料・手当	4,192,414	4,342,937
賞与	719,290	983,434
賞与引当金繰入額	293,651	327,914
交際費	19,087	21,460
寄付金	23	31
事務委託費	195,150	220,738
旅費交通費	197,842	219,278
租税公課	86,095	87,674
不動産賃借料	714,209	677,468
退職給付費用	197,352	199,545
固定資産減価償却費	97,916	100,356
諸経費	280,916	250,817
一般管理費計	7,149,786	7,587,526
営業利益	3,716,077	4,195,707

営業外収益			
受取配当金		1,710	34,115
有価証券利息		4,645	3,603
受取利息	1	16,592	7,877
為替差益		-	4,753
時効成立分配金・償還金		3,492	3,076
原稿・講演料		3,255	3,485
還付加算金		37,708	1,645
雑収入		6,291	7,033
営業外収益計		73,696	65,590
営業外費用			
為替差損		5,113	-
時効成立後支払分配金・償還金		-	659
営業外費用計		5,113	659
経常利益		3,784,660	4,260,638
特別利益			
投資有価証券償還益		2,459	7
投資有価証券売却益		31,117	71,400
特別利益計		33,577	71,407
特別損失			
固定資産除却損	2	5,302	17,318
投資有価証券償還損		-	2,679
投資有価証券評価損		51,557	-
投資有価証券売却損		2,724	20,822
関係会社株式評価損		-	1,256
特別損失計		59,583	42,077
税引前当期純利益		3,758,653	4,289,968
法人税、住民税及び事業税		1,817,726	1,852,053
法人税等調整額		722,069	93,549
法人税等合計		1,095,656	1,758,503
当期純利益		2,662,997	2,531,465

（３）【株主資本等変動計算書】

（単位：千円）

	第 25 期 （自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日）	第 26 期 （自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日）
株主資本		
資本金		
前期末残高	2,000,000	2,000,000
当期末残高	2,000,000	2,000,000
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	8,628,984	8,628,984
当期末残高	8,628,984	8,628,984
資本剰余金合計		
前期末残高	8,628,984	8,628,984
当期末残高	8,628,984	8,628,984
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	284,245	284,245
当期末残高	284,245	284,245
その他利益剰余金		
配当準備積立金		
前期末残高	60,000	60,000
当期末残高	60,000	60,000
別途積立金		
前期末残高	1,476,959	1,476,959
当期末残高	1,476,959	1,476,959
繰越利益剰余金		
前期末残高	12,356,655	14,172,932
当期変動額		

剰余金の配当	846,720	1,323,000
当期純利益	2,662,997	2,531,465
当期変動額合計	1,816,277	1,208,465
当期末残高	14,172,932	15,381,398
利益剰余金合計		
前期末残高	14,177,860	15,994,137
当期変動額		
剰余金の配当	846,720	1,323,000
当期純利益	2,662,997	2,531,465
当期変動額合計	1,816,277	1,208,465
当期末残高	15,994,137	17,202,602
株主資本合計		
前期末残高	24,806,844	26,623,121
当期変動額		
剰余金の配当	846,720	1,323,000
当期純利益	2,662,997	2,531,465
当期変動額合計	1,816,277	1,208,465
当期末残高	26,623,121	27,831,586

評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	5,805	82,556
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	88,361	27,941
当期変動額合計	88,361	27,941
当期末残高	82,556	110,498
評価・換算差額合計		
前期末残高	5,805	82,556
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	88,361	27,941
当期変動額合計	88,361	27,941
当期末残高	82,556	110,498
純資産合計		
前期末残高	24,801,038	26,705,677
当期変動額		
剰余金の配当	846,720	1,323,000
当期純利益	2,662,997	2,531,465
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	88,361	27,941
当期変動額合計	1,904,639	1,236,407
当期末残高	26,705,677	27,942,085

重要な会計方針

項目	第25期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	第26期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)
1 有価証券の評価基準及び 評価方法	満期保有目的の債券 償却原価法 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法 その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法によ り処理し、売却原価は移動平均法 により算定) 時価のないもの 移動平均法による原価法	満期保有目的の債券 同左 子会社株式及び関連会社株式 同左 その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左
2 固定資産の減価償却の方 法	有形固定資産 定率法によっております。但し、建物(建 物附属設備を除く)については、定額法に よっております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであ ります。 建物 3～50年 器具備品 3～20年 無形固定資産 定額法によっております。	有形固定資産 同左 無形固定資産 同左
3 引当金の計上基準 (1) 賞与引当金	従業員賞与の支給に充てるため、将来の 支給見込額のうち当事業年度の負担額を 計上しております。	同左

(2) 退職給付引当金	<p>従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき計上しております。</p> <p>過去勤務債務については、その発生時において一時に費用処理しております。数理計算上の差異については、その発生時において一時に費用処理しております。</p> <p>（会計方針の変更）</p> <p>当事業年度より、「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その3）（企業会計基準第19号 平成20年7月31日）を適用しております。この変更が当事業年度の損益に与える影響はありません。また、本会計基準の適用に伴い発生する退職給付債務の差額はありませぬ。</p>	<p>従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき計上しております。</p> <p>過去勤務債務については、その発生時において一時に費用処理しております。数理計算上の差異については、その発生時において一時に費用処理しております。</p>
4 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理は税抜方式によっております。	同左

会計方針の変更

(会計処理の変更)

第25期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	第26期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)
-	<p>資産除去債務に関する会計基準</p> <p>企業会計基準第18号「資産除去債務に関する会計基準」(平成20年3月31日 企業会計基準委員会)及び企業会計基準適用指針第21号「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(同前)が平成22年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。</p> <p>これによる損益の影響はありません。</p>

注記事項

(貸借対照表関係)

第25期 (平成22年3月31日現在)	第26期 (平成23年3月31日現在)
<p>1 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p>建 物 172,855千円</p> <p>器具備品 863,358千円</p> <p>無形固定資産の減価償却累計額</p> <p>電話加入権 83千円</p> <p>商標権 13,282千円</p>	<p>1 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p>建 物 191,415千円</p> <p>器具備品 774,482千円</p> <p>無形固定資産の減価償却累計額</p> <p>電話加入権 95千円</p> <p>商標権 15,226千円</p>
<p>2 関係会社に対する債権債務</p> <p>現金及び預金 10,591,647千円</p> <p>未収投資助言報酬 295,911千円</p> <p>未払手数料 441,536千円</p>	<p>2 関係会社に対する債権債務</p> <p>現金及び預金 11,201,422千円</p> <p>未収投資助言報酬 293,061千円</p> <p>未払手数料 469,104千円</p>

<p>3 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。</p> <p>当事業年度末における当座貸越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。</p> <p>当座貸越極度額の総額 10,000,000千円</p> <p>借入実行残高 - 千円</p> <p>差引額 10,000,000千円</p>	<p>3 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。</p> <p>当事業年度末における当座貸越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。</p> <p>当座貸越極度額の総額 10,000,000千円</p> <p>借入実行残高 - 千円</p> <p>差引額 10,000,000千円</p>
<p>4 当社は、子会社であるSumitomo Mitsui Asset Management(New York)Inc.における賃貸借契約に係る賃借料に対し、平成27年6月までの賃借料総額102,815千円の支払保証を行っております。</p>	<p>4 当社は、子会社であるSumitomo Mitsui Asset Management(New York)Inc.における賃貸借契約に係る賃借料に対し、平成27年6月までの賃借料総額74,617千円の支払保証を行っております。</p>

(損益計算書関係)

第25期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	第26期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)
1 関係会社との取引に係るもの 受取利息 5,916千円	1 関係会社との取引に係るもの 受取利息 3,867千円
2 固定資産除却損は、器具備品5,302千円であります。	2 固定資産除却損は、建物9,847千円、器具備品7,471千円 であります。

(株主資本等変動計算書関係)

第25期(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

1.発行済株式数に関する事項

	前期末株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	17,640株	-	-	17,640株

2.剰余金の配当に関する事項

(1)配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年6月30日 定時株主総会	普通株式	846,720	48,000	平成21年 3月31日	平成21年 7月1日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

平成22年6月24日開催の第25回定時株主総会において次の通り付議いたします。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年6月24日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,323,000	75,000	平成22年 3月31日	平成22年 6月25日

第26期(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

1.発行済株式数に関する事項

	前期末株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	17,640株	-	-	17,640株

2.剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年6月24日 定時株主総会	普通株式	1,323,000	75,000	平成22年 3月31日	平成22年 6月25日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

平成23年6月24日開催の第26回定時株主総会において次の通り付議いたします。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年6月24日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,252,440	71,000	平成23年 3月31日	平成23年 6月27日

（リース取引関係）

第25期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	第26期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)
1.オペレーティング・リース取引 (借主側) 未経過リース料(解約不能のもの)(単位:千円) 1年以内 667,234 <u>1年超 1,608,004</u> 合計 2,275,239	1.オペレーティング・リース取引 (借主側) 未経過リース料(解約不能のもの)(単位:千円) 1年以内 672,700 <u>1年超 958,593</u> 合計 1,631,293

（金融商品関係）

第25期(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融サービス事業を行っています。そのため、資金運用については、短期的で安全性の高い金融資産に限定し、財務体質の健全性、安全性、流動性の確保を第一とし、顧客利益に反しない運用を行っています。また、資金調達及びデリバティブ取引は行っていません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されています。未収委託者報酬は、信託財産中から支弁されるものであり、信託財産については受託者である信託銀行において分別管理されているため、リスクは僅少となっています。

有価証券及び投資有価証券については、主に満期保有目的の債券及び事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等であり、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されています。関係会社株式については、全額出資の海外子会社の株式であり、発行体の信用リスクに晒されています。また、長期差入保証金は、建物等の賃借契約に関連する敷金等であり、差入先の信用リスクに晒されています。

営業債務である未払手数料は、すべて1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理

当社は、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、営業債権について、取引先毎の期日管理及び残高管理を行うとともに、その状況について取締役会に報告しています。

満期保有目的の債券は、余資運用規則に基づき、短期の国債のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

有価証券、投資有価証券及び子会社株式は発行体の信用リスクについて、資産の自己査定及び償却・引

当規程に従い、定期的に管理を行い、その状況について取締役会に報告しています。

長期差入保証金についても、差入先の信用リスクについて、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、定期的に管理を行い、その状況について取締役会に報告しています。

市場リスクの管理

有価証券及び投資有価証券については、自己勘定資産の運用・管理に関する規程に従い、各所管部においては所管する有価証券について管理を、総務人事部においては総合的なリスク管理を行い、定期的に時価を把握しています。また、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、その状況について取締役会に報告しています。

なお、事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等については、純資産額に対する保有制限を設けており、また、自社設定投信等の取得・処分に関する規則に従い、定期的に取締役会において報告し、投資家の資金性格、金額、および投資家数等の状況から検討した結果、目的が達成されたと判断した場合には速やかに処分することとしています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格及び業界団体が公表する売買参考統計値等に基づく価額のほか、これらの価額がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれていません（注2）参照）。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	15,484,883	15,484,883	-
(2)未収委託者報酬	3,405,895	3,405,895	-
(3)未収運用受託報酬	456,672	456,672	-
(4)未収投資助言報酬	426,716	426,716	-
(5)有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	2,999,185	2,999,100	85
その他有価証券	6,874,409	6,874,409	-
(6)長期差入保証金	681,764	681,764	-
資産計	30,329,527	30,329,442	85
(1)未払金			
未払手数料	1,523,402	1,523,402	-
負債計	1,523,402	1,523,402	-

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬及び(4) 未収投資助言報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によつています。

(5) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、債券については業界団体が公表する売買参考統計値等によつて、投資信託等については取引所の価格、取引金融機関から提示された価格及び公表されている基準価格によつております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 長期差入保証金

これらの時価については、敷金の性質及び賃貸借契約の期間から帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によつています。

負債

(1) 未払金

未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によつています。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位:千円)

	貸借対照表計上額
その他有価証券	
非上場株式	298
投資証券	48,443
合計	48,741
子会社株式	
非上場株式	236,178
合計	236,178

その他有価証券については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであり、「(5) その他有価証券」には含めておりません。また、上記の表中にある「貸借対照表計上額」は、減損処理後の帳簿価額です。当事業年度における減損処理額は、51,557千円です。

子会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであることから、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

区分	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	15,484,883	-	-	-
未収委託者報酬	3,405,895	-	-	-
未収運用受託報酬	456,672	-	-	-
未収投資助言報酬	426,716	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券	3,000,000	-	-	-
その他有価証券のうち				
満期があるもの	-	-	-	-
長期差入保証金	2,289	679,475	-	-
合計	22,776,457	679,475	-	-

(追加情報)

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。

第26期(自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融サービス事業を行っています。そのため、資金運用については、短期的で安全性の高い金融資産に限定し、財務体質の健全性、安全性、流動性の確保を第一とし、顧客利益に反しない運用を行っています。また、資金調達及びデリバティブ取引は行っていません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されています。未収委託者報酬は、信託財産中から支弁されるものであり、信託財産については受託者である信託銀行において分別管理されているため、リスクは僅少となっています。

有価証券及び投資有価証券については、主に満期保有目的の債券及び事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等であり、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されています。関係会社株式については、全額出資の海外子会社の株式であり、発行体の信用リスクに晒されています。また、長期差入保証金は、建物等の賃借契約に関連する敷金等であり、差入先の信用リスクに晒されています。

営業債務である未払手数料は、すべて1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理

当社は、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、営業債権について、取引先毎の期日管理及び残高管理を行うとともに、その状況について取締役会に報告しています。

満期保有目的の債券は、余資運用規則に基づき、短期の国債のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

有価証券、投資有価証券及び子会社株式は発行体の信用リスクについて、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、定期的に管理を行い、その状況について取締役会に報告しています。

長期差入保証金についても、差入先の信用リスクについて、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、定期的に管理を行い、その状況について取締役会に報告しています。

市場リスクの管理

有価証券及び投資有価証券については、自己勘定資産の運用・管理に関する規程に従い、各所管部においては所管する有価証券について管理を、総務人事部においては総合的なリスク管理を行い、定期的に時価を把握しています。また、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、その状況について取締役会に報告しています。

なお、事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等については、純資産額に対する保有制限を設けており、また、自社設定投信等の取得・処分に関する規則に従い、定期的に取締役会において報告し、投資家の資金性格、金額、および投資家数等の状況から検討した結果、目的が達成されたと判断した場合には速やかに処分することとしています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格及び業界団体が公表する売買参考統計値等に基づく価額のほか、これらの価額がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれていません（注2）参照。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	17,127,600	17,127,600	-
(2)未収委託者報酬	3,712,698	3,712,698	-
(3)未収運用受託報酬	326,523	326,523	-
(4)未収投資助言報酬	412,606	412,606	-
(5)有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	3,999,722	3,999,600	122
その他有価証券	4,932,087	4,932,087	-
(6)長期差入保証金	681,432	681,432	-
資産計	31,192,671	31,192,549	122
(1)未払金			
未払手数料	1,971,626	1,971,626	-
負債計	1,971,626	1,971,626	-

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬及び(4) 未収投資助言報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(5) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、債券については業界団体が公表する売買参考統計値等によって、投資信託等については取引所の価格、取引金融機関から提示された価格及び公表されている基準価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 長期差入保証金

これらの時価については、敷金の性質及び賃貸借契約の期間から帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

負債

(1) 未払金

未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によつています。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位:千円)

	貸借対照表計上額
その他有価証券	
非上場株式	298
投資証券	48,443
合計	48,741
子会社株式	
非上場株式	234,921
合計	234,921

その他有価証券については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであり、「(5) その他有価証券」には含めておりません。

子会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであることから、時価開示の対象とはしておりません。また、上記の表中にある「貸借対照表計上額」は、減損処理後の帳簿価額です。当事業年度における減損処理額は、1,256千円です。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

区分	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	17,127,600	-	-	-
未収委託者報酬	3,712,698	-	-	-
未収運用受託報酬	326,523	-	-	-
未収投資助言報酬	412,606	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券	4,000,000	-	-	-
その他有価証券のうち				
満期があるもの	-	-	-	-
長期差入保証金	13,841	667,590	-	-
合計	25,593,271	667,590	-	-

（有価証券関係）

第25期（平成22年3月31日現在）

1．満期保有目的の債券

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)貸借対照表日の時価が貸借対照表計上額を超えるもの	-	-	-
小計	-	-	-
(2)貸借対照表日の時価が貸借対照表計上額を超えないもの	2,999,185	2,999,100	85
小計	2,999,185	2,999,100	85
合計	2,999,185	2,999,100	85

2．子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額 関係会社株式236,178千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

3．その他有価証券

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1)貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	2,484,337	2,253,148	231,189
小計	2,484,337	2,253,148	231,189
(2)貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	4,390,071	4,483,035	92,963
小計	4,390,071	4,483,035	92,963
合計	6,874,409	6,736,184	138,225

（注）非上場株式等（貸借対照表計上額 48,741千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

4．当事業年度中に売却したその他有価証券

（単位：千円）

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
1,539,393	31,117	2,724

第26期(平成23年3月31日現在)

1. 満期保有目的の債券

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)貸借対照表日の時価が貸借対照表計上額を超えるもの	-	-	-
小計	-	-	-
(2)貸借対照表日の時価が貸借対照表計上額を超えないもの	3,999,722	3,999,600	122
小計	3,999,722	3,999,600	122
合計	3,999,722	3,999,600	122

2. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額 関係会社株式234,921千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。また、上記「貸借対照表計上額」は、減損処理後の帳簿価額です。当事業年度における減損処理額は、1,256千円です。

3. その他有価証券

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1)貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	3,047,395	2,801,036	246,358
小計	3,047,395	2,801,036	246,358
(2)貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	1,884,692	1,950,168	65,476
小計	1,884,692	1,950,168	65,476
合計	4,932,087	4,751,205	180,882

(注) 非上場株式等（貸借対照表計上額 48,741千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

4. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：千円)

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額

4,845,387	71,400	20,822
-----------	--------	--------

(デリバティブ取引関係)

第25期(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

第26期(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

第25期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	第26期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)																												
<p>1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。</p> <p>2. 退職給付債務の額 (単位：千円)</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">1,137,766</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;"><u>1,137,766</u></td> </tr> </table> <p>3. 退職給付費用の額 (単位：千円)</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">勤務費用</td> <td style="text-align: right;">154,625</td> </tr> <tr> <td>利息費用</td> <td style="text-align: right;">14,583</td> </tr> <tr> <td>数理計算上の差異の費用処理額</td> <td style="text-align: right;">12,466</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;"><u>15,677</u></td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td style="text-align: right;"><u>197,352</u></td> </tr> </table> <p>(注) その他は、その他の関係会社からの出向者の年金掛金負担分と退職給付引当額相当額負担分になります。</p>	退職給付債務	1,137,766	退職給付引当金	<u>1,137,766</u>	勤務費用	154,625	利息費用	14,583	数理計算上の差異の費用処理額	12,466	その他	<u>15,677</u>	退職給付費用	<u>197,352</u>	<p>1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。</p> <p>2. 退職給付債務の額 (単位：千円)</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">1,310,821</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;"><u>1,310,821</u></td> </tr> </table> <p>3. 退職給付費用の額 (単位：千円)</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">勤務費用</td> <td style="text-align: right;">160,751</td> </tr> <tr> <td>利息費用</td> <td style="text-align: right;">17,066</td> </tr> <tr> <td>数理計算上の差異の費用処理額</td> <td style="text-align: right;">6,439</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;"><u>15,287</u></td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td style="text-align: right;"><u>199,545</u></td> </tr> </table> <p>(注) その他は、その他の関係会社からの出向者の年金掛金負担分と退職給付引当額相当額負担分になります。</p>	退職給付債務	1,310,821	退職給付引当金	<u>1,310,821</u>	勤務費用	160,751	利息費用	17,066	数理計算上の差異の費用処理額	6,439	その他	<u>15,287</u>	退職給付費用	<u>199,545</u>
退職給付債務	1,137,766																												
退職給付引当金	<u>1,137,766</u>																												
勤務費用	154,625																												
利息費用	14,583																												
数理計算上の差異の費用処理額	12,466																												
その他	<u>15,677</u>																												
退職給付費用	<u>197,352</u>																												
退職給付債務	1,310,821																												
退職給付引当金	<u>1,310,821</u>																												
勤務費用	160,751																												
利息費用	17,066																												
数理計算上の差異の費用処理額	6,439																												
その他	<u>15,287</u>																												
退職給付費用	<u>199,545</u>																												

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

退職給付見込額の期間配分方法

勤務期間を基準とする方法

割引率 1.5%

過去勤務債務の額の処理年数

1年(発生時において費用処理する方法)

数理計算上の差異の処理年数

1年(発生時において費用処理する方法)

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

退職給付見込額の期間配分方法

勤務期間を基準とする方法

割引率 1.5%

過去勤務債務の額の処理年数

1年(発生時において費用処理する方法)

数理計算上の差異の処理年数

1年(発生時において費用処理する方法)

（税効果会計関係）

第25期 (平成22年3月31日現在)	第26期 (平成23年3月31日現在)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位：千円)	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位：千円)
(1) 流動の部	(1) 流動の部
繰延税金資産	繰延税金資産
賞与引当金 119,486	賞与引当金 133,428
未払社会保険料 12,746	未払社会保険料 14,807
未払事業税 100,639	未払事業税 83,126
未払事業所税 6,089	未払事業所税 6,378
その他 <u>5,807</u>	その他 <u>4,235</u>
繰延税金資産計 244,770	繰延税金資産計 241,975
評価性引当額 -	評価性引当額 -
繰延税金資産合計 <u>244,770</u>	繰延税金資産合計 <u>241,975</u>
繰延税金資産の純額 <u>244,770</u>	繰延税金資産の純額 <u>241,975</u>
(2) 固定の部	(2) 固定の部
繰延税金資産	繰延税金資産
退職給付引当金 462,957	退職給付引当金 533,373
ソフトウェア償却 111,245	ソフトウェア償却 141,119
投資有価証券評価損 73,440	投資有価証券評価損 71,023
特定外国子会社留保金額 213,896	特定外国子会社留保金額 247,489
その他 <u>8,735</u>	その他 <u>4,925</u>
繰延税金資産計 870,274	繰延税金資産計 997,931
評価性引当額 <u>289,785</u>	評価性引当額 <u>321,097</u>
繰延税金資産合計 580,489	繰延税金資産合計 676,833
繰延税金負債	繰延税金負債
その他有価証券評価差額金 <u>55,668</u>	その他有価証券評価差額金 <u>70,383</u>
繰延税金負債合計 <u>55,668</u>	繰延税金負債合計 <u>70,383</u>
繰延税金資産の純額 <u>524,820</u>	繰延税金資産の純額 <u>606,449</u>

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 (%)		2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	
法定実効税率	40.7	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、記載を省略しております。	
(調整)			
評価性引当額の増減	11.6		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2		
住民税均等割等	0.1		
その他	<u>0.2</u>		
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>29.1</u>		

（資産除去債務関係）

第26期(自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

第26期(自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)

1．セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

2．関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への売上高	27,350,519	2,113,027	1,828,087	302,451	31,594,086

(2) 地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

（追加情報）

当事業年度より、企業会計基準第17号「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（平成21年 3月27日 企業会計基準委員会）及び企業会計基準適用指針第20号「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（平成20年 3月21日 企業会計基準委員会）を適用しております。

（関連当事者情報）

第25期(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

1. 親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

（単位：千円）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金、出資金又は基金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
その他の関係会社	住友生命保険(相)	大阪府大阪市中央区	199,000,000	生命保険業	(被所有)% 直接 40	当社の主要顧客	投資助言報酬	1,125,661	未収投資助言報酬	295,911
その他の関係会社	(株)三井住友銀行	東京都千代田区	1,770,996,505	銀行業	(被所有)% 直接 27.5	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売手数料	2,495,661	未払手数料	347,340

（注）1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) 投資助言契約の受託については、一般取引条件を勘案した個別契約に基づき決定しております。

(2) 投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

2. その他の関係会社の子会社等

（単位：千円）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金、出資金又は基金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
その他の関係会社の子会社	日興コーディアル証券(株)	東京都千代田区	10,000,000	証券業	- %	投信の販売委託	委託販売手数料	1,019,546	未払手数料	238,828

（注）1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) 投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

第26期(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

1. 親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

(単位:千円)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金、出資金又は基金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
その他の関係会社	住友生命保険(相)	大阪府大阪市中央区	210,000,000	生命保険業	(被所有)% 直接 40	当社の主要顧客	投資助言報酬	1,130,782	未収投資助言報酬	293,061
その他の関係会社	(株)三井住友銀行	東京都千代田区	1,770,996,505	銀行業	(被所有)% 直接 27.5	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売手数料	4,558,604	未払手数料	374,320

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 投資助言契約の受託については、一般取引条件を勘案した個別契約に基づき決定しております。
- (2) 投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

2. その他の関係会社の子会社等

(単位:千円)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金、出資金又は基金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
その他の関係会社の子会社	日興コーディアル証券(株)	東京都千代田区	10,000,000	証券業	- %	投信の販売委託	委託販売手数料	2,174,385	未払手数料	110,182

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

(1株当たり情報)

第25期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	第26期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)
1株当たり純資産額 1,513,927円30銭 1株当たり当期純利益 150,963円55銭	1株当たり純資産額 1,584,018円42銭 1株当たり当期純利益 143,507円12銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。
(1株当たり純資産額の算定上の基礎) 貸借対照表の純資産の部の合計額 26,705,677千円 普通株式に係る純資産額 26,705,677千円 普通株式の発行済株式数 17,640株 1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数 17,640株	(1株当たり純資産額の算定上の基礎) 貸借対照表の純資産の部の合計額 27,942,085千円 普通株式に係る純資産額 27,942,085千円 普通株式の発行済株式数 17,640株 1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数 17,640株
(1株当たり当期純利益の算定上の基礎) 損益計算書上の当期純利益 2,662,997千円 普通株式に係る当期純利益 2,662,997千円 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。 普通株式の期中平均株式数 17,640株	(1株当たり当期純利益の算定上の基礎) 損益計算書上の当期純利益 2,531,465千円 普通株式に係る当期純利益 2,531,465千円 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。 普通株式の期中平均株式数 17,640株

(重要な後発事象)

第25期(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

該当事項はありません。

第26期(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1)中間貸借対照表

(単位：千円)

		第27期中間会計期間 (平成23年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金		15,908,684
有価証券		3,999,550
前払費用		273,540
未収委託者報酬		3,692,782
未収運用受託報酬		419,703
未収投資助言報酬		408,845
未収収益		16,131
繰延税金資産		216,398
その他		698
流動資産合計		24,936,334
固定資産		
有形固定資産	1	404,703
無形固定資産		149,325
投資その他の資産		
投資有価証券		5,686,023
その他		1,633,657
投資その他の資産合計		7,319,680
固定資産合計		7,873,709
資産合計		32,810,044
負債の部		
流動負債		
預り金		46,972
未払金		2,205,225

未払費用		834,591
未払法人税等		756,091
前受収益		8,761
賞与引当金		320,687
その他	2	80,148
流動負債合計		4,252,478
固定負債		
退職給付引当金		1,396,073
固定負債合計		1,396,073
負債合計		5,648,551

純資産の部	
株主資本	
資本金	2,000,000
資本剰余金	
資本準備金	8,628,984
資本剰余金合計	8,628,984
利益剰余金	
利益準備金	284,245
その他利益剰余金	
配当準備積立金	60,000
別途積立金	1,476,959
繰越利益剰余金	15,201,075
利益剰余金合計	17,022,279
株主資本合計	27,651,263
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	489,771
評価・換算差額等合計	489,771
純資産合計	27,161,492
負債純資産合計	32,810,044

(2)中間損益計算書

(単位：千円)

		第27期中間会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)	
営業収益			
委託者報酬			13,337,108
運用受託報酬			991,578
投資助言報酬			879,806
その他の営業収益			107,846
営業収益計			15,316,340
営業費用			9,774,282
一般管理費	1		3,826,719
営業利益			1,715,338
営業外収益	2		32,554
経常利益			1,747,893
特別利益	3		111,902
特別損失			29,977
税引前中間純利益			1,829,819
法人税、住民税及び事業税			744,821
法人税等調整額			12,881
法人税等合計			757,702
中間純利益			1,072,117

(3)中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

	第27期中間会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
株主資本	
資本金	
当期首残高	2,000,000
当中間期末残高	2,000,000
資本剰余金	
資本準備金	
当期首残高	8,628,984
当中間期末残高	8,628,984
資本剰余金合計	
当期首残高	8,628,984
当中間期末残高	8,628,984
利益剰余金	
利益準備金	
当期首残高	284,245
当中間期末残高	284,245
その他利益剰余金	
配当準備積立金	
当期首残高	60,000
当中間期末残高	60,000
別途積立金	
当期首残高	1,476,959
当中間期末残高	1,476,959
繰越利益剰余金	
当期首残高	15,381,398
当中間期変動額	
剰余金の配当	1,252,440
中間純利益	1,072,117

当中間期変動額合計	180,322
当中間期末残高	15,201,075
利益剰余金合計	
当期首残高	17,202,602
当中間期変動額	
剰余金の配当	1,252,440
中間純利益	1,072,117
当中間期変動額合計	180,322
当中間期末残高	17,022,279
株主資本合計	
当期首残高	27,831,586
当中間期変動額	
剰余金の配当	1,252,440
中間純利益	1,072,117
当中間期変動額合計	180,322
当中間期末残高	27,651,263

評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
当期首残高	110,498
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	600,269
当中間期変動額合計	600,269
当中間期末残高	489,771
評価・換算差額等合計	
当期首残高	110,498
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	600,269
当中間期変動額合計	600,269
当中間期末残高	489,771
純資産合計	
当期首残高	27,942,085
当中間期変動額	
剰余金の配当	1,252,440
中間純利益	1,072,117
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	600,269
当中間期変動額合計	780,592
当中間期末残高	27,161,492

重要な会計方針

第27期中間会計期間

(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

- ・満期保有目的の債券...償却原価法
- ・子会社株式及び関連会社株式...移動平均法による原価法
- ・その他有価証券

時価のあるもの...中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの...移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。但し、建物(建物附属設備を除く)については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～50年

器具備品 3～20年

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当中間会計期間の負担額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間において発生していると認められる額を計上しております。

過去勤務債務については、発生時において全額を費用処理しております。

数理計算上の差異については、発生時において全額を費用処理しております。

4．その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

追加情報

第27期中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
<p>会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準</p> <p>当中間会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。</p>

注 記 事 項

(中間貸借対照表関係)

第27期中間会計期間 (平成23年9月30日)						
<p>1. 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p style="text-align: right;">812,990千円</p>						
<p>2. 消費税等の取扱い</p> <p>仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債のその他に含めて表示しております。</p>						
<p>3. 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座借越契約を締結しております。</p> <p>当中間会計期間末における当座借越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">当座借越極度額の総額</td> <td style="text-align: right;">10,000,000千円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">差引額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">10,000,000千円</td> </tr> </table>	当座借越極度額の総額	10,000,000千円	借入実行残高	-	差引額	10,000,000千円
当座借越極度額の総額	10,000,000千円					
借入実行残高	-					
差引額	10,000,000千円					
<p>4. 当社は、子会社であるSumitomo Mitsui Asset Management(New York)Inc.における賃貸借契約に係る賃借料に対し、平成27年6月までの賃借料総額60,830千円の支払保証を行っております。</p>						

(中間損益計算書関係)

第27期中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)				
<p>1. 減価償却実施額</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%;">有形固定資産</td> <td style="text-align: right;">66,377千円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td style="text-align: right;">4,380千円</td> </tr> </table>	有形固定資産	66,377千円	無形固定資産	4,380千円
有形固定資産	66,377千円			
無形固定資産	4,380千円			
<p>2. 営業外収益のうち主要なもの</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%;">受取利息</td> <td style="text-align: right;">3,030千円</td> </tr> </table>	受取利息	3,030千円		
受取利息	3,030千円			

受取配当金	17,068千円
為替差益	6,222千円
3. 特別利益のうち主要なもの	
受取和解金	108,451千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第27期中間会計期間 （自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）					
1. 発行済株式数に関する事項					
	当事業年度 期首株式数	当中間会計期 間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間 末株式数	
普通株式	17,640株	-	-	17,640株	
2. 配当に関する事項					
（決議）	株式の種類	配当金の総額 （千円）	一株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発生日
平成23年6月24日 定時株主総会	普通株式	1,252,440	71,000	平成23年 3月31日	平成23年 6月27日

（リース取引関係）

第27期中間会計期間 （自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）	
1. オペレーティング・リース取引 （借主側）	
未経過リース料（解約不能のもの）	
1年以内	672,143千円
1年超	621,833千円
合 計	1,293,976千円

（金融商品関係）

1．金融商品の時価等に関する事項

平成23年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注2）参照）。

（単位：千円）

第27期中間会計期間 （平成23年9月30日）			
区分	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	15,908,684	15,908,684	-
(2) 未収委託者報酬	3,692,782	3,692,782	-
(3) 未収運用受託報酬	419,703	419,703	-
(4) 未収投資助言報酬	408,845	408,845	-
(5) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	3,999,550	3,999,200	350
その他有価証券	5,637,282	5,637,282	-
(6) 投資その他の資産			
長期差入保証金	680,723	680,723	-
資産計	30,747,572	30,747,222	350
(1) 未払金			
未払手数料	2,068,789	2,068,789	-
負債計	2,068,789	2,068,789	-

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

（1）現金及び預金、（2）未収委託者報酬、（3）未収運用受託報酬 及び（4）未収投資助言報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

（5）有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、債券については取引金融機関から提示された価格及び業界団体が公表する売買参考統計値等によって、投資信託等については取引所の価格、取引金融機関から提示された価格及び公表されている基準価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

（6）投資その他の資産

長期差入保証金

これらの時価については、敷金の性質及び賃貸借契約の期間から帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

負債

(1) 未払金

未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

第27期中間会計期間 （平成23年9月30日）	
内容	中間貸借対照表計上額
(1) 子会社株式	234,921
合計	234,921
(2) その他有価証券	
非上場株式	298
投資証券	48,443
合計	48,741

その他有価証券については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであり、

「(5) その他有価証券」には含めておりません。

子会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであることから、時価開示の対象とはしておりません。

（有価証券関係）

1．満期保有目的の債券

（単位：千円）

第27期中間会計期間 （平成23年9月30日）			
区分	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 中間貸借対照表日の時価が中間 貸借対照表計上額を超えるもの	-	-	-
小計	-	-	-
(2) 中間貸借対照表日の時価が中間 貸借対照表計上額を超えないもの	3,999,550	3,999,200	350
小計	3,999,550	3,999,200	350
合計	3,999,550	3,999,200	350

2．子会社株式及び関連会社株式

第27期中間会計期間

(平成23年9月30日)

子会社株式及び関連会社株式(中間貸借対照表計上額 234,921千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

3. その他有価証券

(単位：千円)

第27期中間会計期間 (平成23年9月30日)			
区分	中間貸借対照表 計上額	取得原価	差額
(1)中間貸借対照表計上額が取得原価を 超えるもの 投資信託等	96,513	90,990	5,523
小計	96,513	90,990	5,523
(2)中間貸借対照表計上額が取得原価を 超えないもの 投資信託等	5,540,768	6,036,063	495,294
小計	5,540,768	6,036,063	495,294
合計	5,637,282	6,127,053	489,771

(注) 非上場株式等(中間貸借対照表計上額 48,741千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。また、上記の表中にある「中間貸借対照表計上額」は、減損処理後の帳簿価額です。当中間会計期間における減損処理額は301千円です。

(デリバティブ取引関係)

第27期中間会計期間 (自平成23年4月1日至平成23年9月30日)
当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

(持分法損益等)

第27期中間会計期間 (自平成23年4月1日至平成23年9月30日)
該当事項はありません。

(資産除去債務等)

第27期中間会計期間 (自平成23年4月1日至平成23年9月30日)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

第27期中間会計期間

(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

(セグメント情報)

当社は、投資運用業及び投資助言葉などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

(関連情報)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言葉報酬	その他	合計
外部顧客への売上高	13,337,108	991,578	879,806	107,846	15,316,340

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、中間損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

(1株当たり情報)

第27期中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	
1株当たり純資産額	1,539,767円16銭
1株当たり中間純利益	60,777円60銭
<p>なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。</p>	
(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎	
中間貸借対照表の純資産の部の合計額	27,161,492千円
普通株式に係る純資産額	27,161,492千円
普通株式の発行済株式数	17,640株
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数	17,640株
1株当たり中間純利益の算定上の基礎	
中間損益計算書上の中間純利益	1,072,117千円
普通株式に係る中間純利益	1,072,117千円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	
該当事項はありません。	
普通株式の期中平均株式数	17,640株

(重要な後発事象)

第27期中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	
該当事項はありません。	

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- イ 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ロ 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ハ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ニ 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ホ 上記ハ、ニに掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- イ 定款の変更、その他の重要事項
平成23年6月24日に開催された定時株主総会において、監査体制の見直しにより監査役の員数を1名減員し4名以内とする定款の変更が決議されました。
- ロ 訴訟事件その他会社に重要な影響を与えることが予想される事実
該当ありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

イ 受託会社

（イ）名称 三菱UFJ信託銀行株式会社

（ロ）資本金の額 324,279百万円（平成23年9月末現在）

（ハ）事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

【参考情報：再信託受託会社の概要】

・ 名称 日本マスタートラスト信託銀行株式会社

・ 資本金の額 10,000百万円（平成23年9月末現在）

・ 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

ロ 販売会社

（イ）名称 S M B C日興証券株式会社

（ロ）資本金の額 10,000百万円（平成23年9月末現在）

（ハ）事業の内容 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

イ 受託会社

信託契約の受託会社であり、信託財産の保管・管理・計算等を行います。

ロ 販売会社

委託会社との間で締結された販売契約に基づき、日本における当ファンドの募集・販売の取扱い、投資信託説明書（目論見書）の提供、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金、償還金の支払事務等を行います。

3【資本関係】

該当ありません。

第3【参考情報】

該当ありません。

独立監査人の監査報告書

平成24年2月14日

三井住友アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 鈴木 敏夫 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているインド内需関連株式ファンドの平成23年7月5日から平成23年12月19日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、インド内需関連株式ファンドの平成23年12月19日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

三井住友アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成24年2月14日

三井住友アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員
公認会計士 鈴木 敏夫 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアセアン内需関連株式ファンドの平成23年7月5日から平成23年12月19日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アセアン内需関連株式ファンドの平成23年12月19日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

三井住友アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。
-

独立監査人の監査報告書

平成24年2月14日

三井住友アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員

公認会計士 鈴木 敏夫 印

業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているチャイナ内需関連株式ファンドの平成23年7月5日から平成23年12月19日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、チャイナ内需関連株式ファンドの平成23年12月19日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

三井住友アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成24年2月14日

三井住友アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員
公認会計士 鈴木 敏夫 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている韓国内需関連株式ファンドの平成23年7月5日から平成23年12月19日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、韓国内需関連株式ファンドの平成23年12月19日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

三井住友アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書（前期）へ](#)[委託会社の監査報告書（当期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成23年 6月17日

三井住友アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 敏夫 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 辰巳 幸久 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友アセットマネジメント株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第26期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友アセットマネジメント株式会社の平成23年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の中間監査報告書へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年 6月18日

三井住友アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指 定 社 員 公認会計士 鈴木 敏夫 印
業務執行社員指 定 社 員 公認会計士 辰巳 幸久 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友アセットマネジメント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第25期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友アセットマネジメント株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成23年12月15日

三井住友アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 敏夫 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 辰巳 幸久 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友アセットマネジメント株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第27期事業年度の中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三井住友アセットマネジメント株式会社の平成23年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。